三 鷹 市 民 憲 章

（昭和55年11月3日
告示第 120 号）

わたくしたちは、郷土三鷹を愛し、平和な、みどり豊かなまちをつくることを願い、この憲章を定めます。

1　互いに助け合い、ともに生きるよろこびを分かち合うまちをつくります。

2　清潔な環境を保ち、心身ともにすこやかに暮らせるまちをつくります。

3　社会のきまりを尊重し、明るいまちをつくります。

4　歴史を大切にし、新しい文化をそだてるまちをつくります。

5　自治をになう市民としての自覚を深め、互いに学び合うまちをつくります。

はじめに

令和７年３月、三鷹市は数値目標や施策を見直し、令和６年度から令和９年度までを計画期間とする「三鷹市ごみ処理総合計画 2027」を策定し、さらなるごみ減量・資源化の推進に取り組んでいます。

また、ふじみ衛生組合のリサイクルセンターでは、施設の老朽化に伴う更新工事を進めており、令和 10 年度の完成を目指しています。新施設では、製品プラスチックの資源化や高度選別機能の導入により、資源循環施策の一層の推進が期待されます。

今後も、市民・事業者との協働のもと、ごみの発生抑制及び排出抑制の取組を進めるとともに、ごみ処理や資源循環に関する情報を分かりやすく発信し、持続可能な資源循環型のまちの実現を目指してまいります。

本事業概要は、令和７年度決算を基に、ごみ処理・リサイクル事業を中心として、環境衛生全般の状況を統計資料やグラフにより紹介するものです。本書をご活用いただき、ごみの減量、資源化及び環境保全への理解と実践につながれば幸いです。

三鷹市生活環境部ごみ対策課

目　　次

Ⅰ　総　説

1　市の概要……1
2　組　織……1
3　機　構……1
4　事務分掌……2
5　ごみ対策課保有車輌一覧……2
6　一般廃棄物処理（収集運搬）業許可業者一覧……3
7　決算額の推移……4
8　ごみ処理経費……5
9　一般廃棄物処理計画……6

Ⅱ　ごみ処理等事業

1　沿革及び現状……14
2　三鷹市ごみ処理総合計画……15
3　ごみの収集日程……20
4　ごみ処理実績……21
5　最終処分……30
6　粗大・多量ごみ収集・処理……32
7　可燃ごみの夜間・早朝収集の実施……33
8　環境指導員(まち美化パトロール)の活動…… 33
9　犬猫死体収集・処理……34
10　家庭系ごみの有料化……34
11　事業系ごみの有料化……37
12　処分手数料（焼却場直接搬入分）……39
13　ふれあいサポート事業……39
14　新川暫定広場……40

Ⅲ　し尿処理事業

1　現状……41
2　し尿収集運搬形態……41
3　し尿処理量及び処理人口の推移……41
4　し尿処理手数料……42
5　し尿投入施設……42

Ⅳ　ごみ減量化対策事業

1　総資源化量とリサイクル率……43
2　分別収集計画と収集量……45
3　資源物収集事業……47
4　ごみ減量啓発活動……49
5　家庭用生ごみ処理装置等購入費助成事業……49
6　集団回収事業……50
7　ごみ減量・リサイクル協力店……52
8　三鷹市リサイクル市民工房……54
9　喫煙マナーアップキャンペーン事業……55
10　小型家電回収事業……57
11　特定家庭用機器の回収……58
12　食品ロス削減の取組……59
13　家庭用園芸土の回収リサイクル……61
14　古着の水平リサイクル推進に向けた取組……62

Ⅴ　ごみ減量等推進会議

1　ごみ減量等推進会議のあらまし……63
2　令和７年度　活動経過報告……64

Ⅵ　環境衛生対策事業

1　あき地の管理……65
2　衛生害虫関係……66
3　公衆トイレ維持管理……67
4　衛生的な家屋管理等に向けた居住者への支援策等の検討……67
5　主要財産目録……67

Ⅶ　条例・規則

1　三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例……68
2　三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則……80
3　三鷹市公衆トイレ条例……94

Ⅷ　年　表

……95

Ⅰ　総　説

1. 市の概要

(1) 位置と地勢、広さ

東京都のほぼ中央にあって、東は杉並区と世田谷区に、西は小金井市、南は調布市、北は武蔵野市に隣接し、地形は全般に標高 50～55ｍの平たん地で東部、西部に僅かに丘陵を有し、市の西北から東南に向かって、仙川・野川・神田川が流れている。地質は関東ローム層からなり、郊外住宅地としても好条件にある。

市役所所在地	東　経	北　緯	面　積	東　西	南　北
三鷹市野崎一丁目１番１号	139° 35'39"	35° 42'25"	16.42 ㎢	6.3 ㎞	5.2 ㎞

(2) 人口、世帯（令和８年４月１日現在）

世　帯　数	人　　口		
	男	女	総　　数
98,979 世帯	92,961 人	98,390 人	191,351 人

(3) 市制　　昭和 25 年 11 月３日　多摩地域では４番目の市制施行

2. 組　　織（令和８年４月１日現在）

生活環境部　ごみ対策課

3. 機　　構

（令和８年４月１日現在）

役　職	課長	課長補佐	副主幹	係長・主査	主任	主事	計
課	1	0	0	4	3	7	15

※上記は月額職員を含まず

職種	一般事務	技術	運転	一般作業	再任用	月額職員	計
課	11	0	0	4	0	2	17

4. 事 務 分 掌（生活環境部ごみ対策課）

(1)一般廃棄物の処理及びリサイクルに係る企画及び調査に関すること。
(2)ごみ処理総合施策の推進に関すること。
(3)ごみ減量及び資源化の啓発に関すること。
(4) 再生資源集団回収事業に関すること。
(5) ごみ減量等推進会議に関すること。
(6) 一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可及び指導監督に関すること。
(7) 一般廃棄物処理手数料の徴収及び整理に関すること。
(8) ふじみ衛生組合及び東京たま広域資源循環組合に関すること。
(9) ごみ、資源物及びし尿の収集等に関すること。
(10) 粗大ごみ収集及び受付業務の受託業者に対する指導監督に関すること。
(11) ごみ及び資源物の出し方等の指導及び啓発並びに不法投棄に関すること。
(12) まちの美化推進に係るパトロールに関すること。
(13) 空き地に繁茂した雑草等の除去に係る調査、指導等に関すること。
(14) 衛生害虫等の駆除に係る調査、指導等に関すること。
(15) 公衆トイレの維持管理に関すること。
(16) リサイクル市民工房の管理運営に関すること。
(17) 環境センターの閉鎖管理に関すること。
(18) その他一般廃棄物の処理及びリサイクルに関すること

5. ごみ対策課保有車輌一覧

（令和８年３月31日現在）

No.	型	ﾒｰｶｰ	車輌No.	購入年月日	積載量(kg)	排気量(cc)	購入価格(円)
1	プレス・パッカー車	三菱	多摩 800 せ 1018	平成 19.4.11	2,000	4,890	6,405,000
2	テールゲートリフター車	いすず	多摩 100 す 7576	令和 5.3.16	2,000	2,990	5,698,000
3	軽貨物車（清掃ﾊﾟﾄﾛｰﾙ車）	ﾀﾞｲﾊﾂ	多摩 480 せ 6582	平成 27.4.21	350	650	1,058,400
4	軽貨物車（ﾊｲﾌﾞﾘｯﾄﾞ車）	ﾀﾞｲﾊﾂ	多摩 480 い 3112	平 17.12.12	250	660	2,151,450
5	軽貨物車（清掃ﾊﾟﾄﾛｰﾙ車）	日産	多摩 480 た 3408	平成 29.5.29	350	650	1,069,200
6	軽貨物車	ｽﾊﾞﾙ	多摩 480 つ 1881	令和元.9.18	350	650	901,800

6. 一般廃棄物処理（収集運搬）業許可業者一覧　（令和８年４月１日現在）

NO	業 者 名	事業所住所	代 表 者	電　話	備　考
1	有限会社石井商会	三鷹市上連雀9-1-8	石井　光春	0422-45-4896	ごみ
2	有限会社佐藤清運	三鷹市新川3-19-14	村田　和由	0422-24-6398	ごみ
3	志賀興業株式会社	三鷹市新川4-1-11	志賀　隆宏	0422-47-1414	ごみ・廃家電
4	株式会社タウン・サービス	三鷹市大沢3-7-14	菊池　里枝	0422-26-1235	ごみ
5	栄晃産業株式会社	三鷹市牟礼1-11-15	鈴木　唯雅	0422-48-2235	ごみ・し尿
6	環衛サービス株式会社	三鷹市大沢2-15-25	中島　文美恵	042-489-4400	ごみ
7	斎藤商事株式会社	西東京市東伏見4-9-10	斎藤　徳憲	042-465-8548	ごみ
8	株式会社調布清掃	調布市深大寺東町5-8-1	梶原　良介	042-485-1166	ごみ
9	株式会社加藤商事	狛江市東野川2-14-2	加藤　愼次郎	03-3480-5111	ごみ
10	太誠産業株式会社	豊島区南池袋3-14-11 中町ﾋﾞﾙ	瀬戸　康肇	03-3989-0098	ごみ
11	株式会社木下フレンド	所沢市東所沢和田3-1-10	木下　公次	04-2944-3737	ごみ
12	株式会社総合整備	杉並区上荻1-22-8	松島　修	03-5347-2910	ごみ
13	有限会社屋満登興業	三鷹市野崎2-8-1	佐藤　圭一	0422-30-9185	ごみ
14	大門建設産業株式会社	三鷹市井の頭2-5-1	石川　良一	0422-42-1767	ごみ
15	株式会社遠藤商会	入間市狭山台3-2-9	遠藤　孝一	04-2937-5346	ごみ
16	武蔵野清運有限会社	西東京市泉町2-18-16	伊藤　一太	042-438-8938	ごみ
17	株式会社アクト・エア	神奈川県愛甲郡愛川町角田3667	冨岡　康則	046-280-1112	ごみ（食品リサイクル法上の食品循環資源のみ）
18	株式会社　吉野清掃	調布市布田5-24-1	吉野　普郁	042-483-6259	ごみ（食品リサイクル法上の食品循環資源のみ）

7．決算額の推移（ごみ対策課関係費）

(1) 歳出

項目＼年度			令和４年度		令和５年度		令和６年度		令和７年度	
市歳出総決算額			76,118,455,842		77,793,719,349		83,882,875,690		86,852,424,416	
衛生費※1	清掃費		2,122,832,286		2,107,266,536		2,600,196,835		2,617,058,550	
		清掃総務費	133,156,642	6.3%	127,768,016	6.1%	135,614,291	5.2%	134,558,848	5.1%
		塵芥処理費	1,977,337,859	93.1%	1,966,208,686	93.3%	2,450,317,233	94.2%	2,467,752,162	94.3%
		し尿処理費	12,337,785	0.6%	13,289,834	0.6%	14,265,311	0.5%	14,747,540	0.6%
	清掃費／総決算額		2.79%		2.71%		3.10%		3.01%	
	保健衛生費									
		環境政策費	4,509,906	－	4,166,278	－	4,722,094	－	4,615,228	－
		環境政策費/総決算額	0.006%		0.005%		0.006%		0.005%	
ごみ対策課関係　合計			2,127,342,192		2,111,432,814		2,604,918,929		2,621,673,778	
衛生費※1／総決算額			2.79%		2.71%		3.11%		3.02%	

(2)歳入（手数料・雑入等）

項目＼年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
ごみ収集処理手数料	387,908,620	385,006,010	384,303,130	384,684,840
し尿処理手数料	6,666,000	7,186,000	7,776,000	8,276,000
一般廃棄物処理業許可申請手数料	0	190,000	0	180,000
浄化槽清掃業許可申請手数料	0	0	0	0
リサイクル市民工房用地使用料（高圧線下土地使用料）	465,432	465,432	481,980	481,980
ふれあいサポート事業補助金	3,690,000	3,750,000	3,577,000	3,757,000
動物死体処理委託金	-	436,293	478,144	328,378
用地貸付収入	343,200	343,200	343,200	343,200
公共施設等光熱水費負担金収入	33,924	31,637	33,752	33,305
古紙類等売却代金収入	23,836,890	22,719,110	22,137,220	21,579,830
三多摩は一つなり交流事業補助金	217,170	264,480	343,370	278,260
ごみ減量啓発品販売収入等（リサイクル品販売収入を含む）	923,728	813,200	691,050	652,670
家庭系ごみ指定収集袋広告掲載料	111,000	471,000	111,000	471,000
東京都区市町村との連携による地域環境力活性化事業補助金	-	※2 1,925,000	※3 201,000	※3 494,000
使用済小型家電売却代金収入　※1	60,575	47,325	307,464	203,323

※1　使用済小型家電売却代金収入は、平成 26 年 9 月から回収を始めた使用済小型家電の売却代金ｑ

※2　災害廃棄物処理計画策定支援補助金

※3　ごみ収集運搬業務従事者への熱中症対策の支援

８．ごみ処理経費

令和７年度　ごみ処理経費及び原価表

ア　部門別　ごみ・し尿処理経費

部門	経費（千円）
管理費等	213,028
収集・運搬	1,525,813
中間処理	472,794
最終処分	405,424
計	2,617,059

市民１人あたりの処理経費（年間）	13,696円

※令和8年１月１日時点の人口数で算出

イ　ごみ種別経費及び原価表

区分		可燃ごみ	不燃ごみ	資源ごみ（有害ごみ含む。）	粗大ごみ	し尿	計
収集･運搬	経費（千円）		429,931	568,765	108,629	3,947	1,111,272
	処理量（t･kℓ）	21,089	1,284	12,156	1,581	118	36,228
	原価（円/t･kℓ）		19,217	46,789	68,709	33,449	－
中間処理	経費（千円）				470,505	2,289	472,794
	処理量（t･kℓ）	26,979	1,284	5,904	1,581	168	35,916
	原価（円/t･kℓ）				13,162	13,625	－
最終処分	経費（千円）	405,424	－	－	－	－	405,424
	処理量（t･kℓ）	3,240	－	－	－	－	3,240
	原価（円/t・kℓ）	125,131	－	－	－	－	125,131

９．令和７年度三鷹市一般廃棄物処理計画

１．施行期間　令和７年４月１日から令和８年３月31日まで

２．施行区域　市全域

３．一般廃棄物の種類及び分別区分

種　　類	分　別　区　分		備　　考
家庭系 （少量排出事業所を含む）	可 燃 ご み		台所ごみ（厨芥・雑芥）、枝木、紙くずなど燃やせるごみ、皮革製品・ゴム製品、衛生上焼却処理するもの
	不 燃 ご み		せともの、ガラス、金属、小型家電製品（最も長い辺が 40ｃｍ未満のもの）、複合素材(ビデオテープ・おもちゃ)製品など
	資源物	プラスチック類	ペットボトルを除くプラスチック製容器包装及びプラスチック製品
		ペットボトル	飲料、しょう油、酒類及び調味料用（食用油脂を除く）ペットボトル
		古 紙	新聞・雑誌・ダンボール・雑紙
		古着類	古着・毛布・タオルケットなど
		びん・缶	飲食料用びん・缶・乳白色を除く化粧びん
		小型家電	30cm 未満の小型家電
	有 害 ご み		乾電池、蛍光管、体温計（水銀入り）、モバイルバッテリー、電子たばこ、エアゾール缶、カセットボンベ、使い捨てガスライター、小型充電式電池及び内蔵製品
家庭系	粗大ごみ （多量ごみを含む）		家具類、家電製品、大型ごみ（最も長い辺が 40ｃｍ以上のもの）、多量ごみ、布団など。ただし、本処理計画 10 の(2)、(3)に列挙された品目は除外する。
	牛乳パック		紙パック（アルミコーティングを除く）
動 物 死 体（飼い主不明のみ）			犬 ・ 猫 等
し　　尿			し　　尿
浄　化　槽　汚　泥			浄　化　槽　汚　泥

４．一般廃棄物及び集団回収の収集方法・収集量・収集回数等

種　　類	分 別 区 分	種 類	収集方法※	処理量	収集回数
家庭系（少量排出事業所を含む）	可 燃 ご み	可燃ごみ	指定収集袋等による戸別収集	21,165 t	毎週２回
	不 燃 ご み	不燃ごみ	指定収集袋による戸別収集	1,365 t	毎月２回
	資　源　物	びん・缶	容器又は袋による戸別収集	1,990 t	毎月２回
		古 紙	ひもがけ又は紙袋による戸別収集	5,768 t	毎週１回
		古着類	袋による戸別収集	696 t	
		ペットボトル	容器又は袋による戸別収集	733 t	毎月２回
		プラスチック類	袋による戸別収集	3,213 t	毎週１回
		小型家電	市内公共施設の一部で拠点回収	3 t	随　時
	有 害 ご み	乾電池 蛍光管等 スプレー缶等	容器又は袋による戸別収集	49 t	毎週１回
家庭系	粗 大 ご み （多量ごみを含む）	家具等	戸別収集	1,607 t	申込により随時
	牛乳パック	牛乳パック	市内公共施設の一部で拠点回収	3 t	随　時
動 物 死 体（飼育者不明のみ）		犬・猫等	占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほかは、市が路上等発生場所で収集	410 匹	通報により随時
し　　尿		し 尿	戸別収集	160 kl	申込により随時
浄　化　槽　汚　泥		浄化槽 汚 泥	戸別収集	0 kl	申込により随時
集 団 回 収	資 源 物		資源回収業者による引き取り	2,011 t	随　時

※　集合住宅等における家庭系ごみの収集方法は、集積所収集とする。

備考

ア　戸別収集及び集積所収集の排出場所

収集方法		排出場所
戸別収集		各戸（各事業所）の敷地と道路の境界付近
集積所収集	集合住宅	当該集合住宅の敷地内に設けられた集積所
	戸別収集が困難な場所	市と居住者が協議の上で決めた集積場所

イ　三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成５年３月31日条例第８号）第23条の３第１項にいう所定の場所は、前記アのとおりとする。

ウ　戸別収集及び集積所収集の収集日は、各戸に配布する「三鷹市リサイクルカレンダー」記載のとおりとする。

５．一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

種　　類	分 別 区 分	種 類	処理主体(運搬)	処 理 区 分	備　　考
家庭系 (少量排出事業所を含む)	可 燃 ご み	可燃ごみ	委託及び許可業者、自家搬入	焼　却	可燃ごみ、不燃ごみ、資源物、有害ごみについては、１日平均排出量10ｋｇ未満、１回の排出量が100ｋｇ未満又は１ｍ^{3}未満のもので指定収集袋を使用している事業系一般廃棄物を含む。（少量排出事業所）
	不 燃 ご み	不燃ごみ	委託業者	選　別	
	資　源　物	びん・缶	委託業者	売却･再生	
		古　紙		売却･再生	
		古 着 類		再　生	
		ペットボトル		売却･再生･焼却（※）	
		プラスチック類		焼却（※）	
		小型家電	直　営	売却・再生	
	有 害 ご み	乾電池 蛍光管等	委託業者	再　生	
		スプレー缶等	委託業者	再　生	
家庭系	粗 大 ご み （多量ごみを含む）	家具等	委託業者	焼　却 (一部再生)	
	牛乳パック	牛乳パック	再生業者	再　生	
動 物 死 体（飼育者不明のみ）		犬・猫等	委託業者	火　葬	占有者又は管理者が自らの責任で行うもののほかは、市が処理
し　　尿		し 尿	委託業者 許可業者	希釈放流	
浄　化　槽　汚　泥		浄化槽 汚 泥	許可業者	希釈放流	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条による許可業者

※ふじみ衛生組合リサイクルセンターの更新工事期間中のため、プラスチック類と一部のペットボトルは焼却処理を行う。

6．収集運搬計画

種　　類	分 別 区 分	種 類	収 集 運 搬 主 体
家庭系 （少量排出事業所を含む）	可 燃 ご み	可燃ごみ	委 託 業 者
	不 燃 ご み	不燃ごみ	委 託 業 者
	資　源　物	びん・缶	委 託 業 者
		古紙	委 託 業 者
		古着類	委 託 業 者
		ペットボトル	委 託 業 者
		プラスチック類	委 託 業 者
		小型家電	直　営
	有 害 ご み	乾電池 蛍光管等 スプレー缶等	プラスチック類 委託業者に同じ
家庭系	粗 大 ご み （多量ごみを含む）	家具等	委 託 業 者
	牛乳パック（拠点）	牛乳パック	再生業者
動 物 死 体(飼育者不明のみ)		犬・猫等	委 託 業 者
し　　尿		し　尿	委 託 及 び 許 可 業 者
浄　化　槽　汚　泥		浄化槽 汚　泥	許可業者

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条及び条例第35条による許可業者及び自家搬入

種　　類	収集・運搬量	収集運搬主体	収集回数	収集方法	備 考
可 燃 ご み	5,830 t	18社	随時	戸別収集	有料

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条及び条例第35条による許可業

種　類	収集・運搬量	収集運搬主体	週数回数	収集方法	備 考
し　　尿	52 kl	1 社	随時	戸別収集	有料

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条及び条例第35条による許可業者（資源化分）

種類	収集・運搬量	収集運搬主体	週数回数	収集方法	備 考
食品	661.3 t	8 社	随時	戸別収集	有料
剪定枝	24 t	1 社	随時	戸別収集	有料

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条、浄化槽法第35条及び条例第42条による許可業者

種　　類	収集・運搬量	収集運搬主体	週数回数	収集方法	備 考
浄化槽汚泥	0 kl	―	随時	戸別収集	有料

7．中間処理計画

(1)焼却処理施設

ア　施設名称　　ふじみ衛生組合クリーンプラザふじみ

イ　所在地　　調布市深大寺東町七丁目50番地30

ウ　炉形式　　連続燃焼式焼却炉

エ　処理能力　　288ｔ／日（144ｔ／24ｈ炉×２基）

オ　搬入者別内訳量

総　量	搬入者別内訳量	
	収集運搬委託業者	許可業者及び自家搬入 （ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ処理残渣を含む）
30,710ｔ	21,970ｔ	8,740ｔ

カ　焼却残灰

総　量	処分方法		
	資材化(路盤材)	資材化(エコセメント)	埋立処分
3,054ｔ	0ｔ	3,054ｔ	0ｔ

(2)不燃物処理資源化施設

ア　施設名称　　ふじみ衛生組合リサイクルセンター

イ　所在地　　調布市深大寺東町七丁目50番地30

ウ　処理能力　　不燃物処理能力　83.9ｔ／５ｈ

エ　種類別搬入内訳量

総　量	種類別搬入内訳量					
	不燃ごみ	粗大ごみ	空きびん	空き缶	ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ	ペットボトル
	（委託）	（委託）	（委託）	（委託）	（委託）	（委託）
8,104ｔ	1,365ｔ	803ｔ	1,577ｔ	413ｔ	3,213ｔ	733ｔ

(3)有害ごみ中間処理施設［乾電池・蛍光管・体温計（水銀入り）］

ア　施設名称　　ふじみ衛生組合リサイクルセンター

イ　所在地　　調布市深大寺東町七丁目50番地30

ウ　処理方法　　容器にて分別保管

エ　処理量　　49ｔ

(4)選定枝中間処理施設

ア　施設名称　　（株）尾林造園

イ　所在地　　東京都西東京市向台町四丁目14番６号

ウ　処理方法　　破砕

エ　処理量　　24ｔ

８．最終処分及び廃乾電池等資源化計画

(1)埋立処分及びエコセメント化処理施設

ア　施設名称　　東京たま広域資源循環組合日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場

イ　所在地　　東京都西多摩郡日の出町大字大久野7642番地

ウ　搬入者別内訳量

内訳	搬入者別内訳量	
	クリーンプラザふじみ	ふじみリサイクルセンター
	（焼却残灰）	（不燃ごみ残渣）
埋立処分量	0 t	0 t
エコセメント化処理量	3,054 t	
総　　量	3,054 t	0 t

※焼却残灰については、東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設でエコセメント化処理を行なう。

(2)動物死体（犬・猫等）の火葬

ア　施設名称　　宗教法人　慈恵院

イ　所在地　　東京都府中市浅間町二丁目15番１号

(3)し尿及び浄化槽汚泥処理施設

ア　施設名称　　三鷹市し尿投入施設

イ　所在地　　三鷹市野崎一丁目１番１号市民センター内

ウ　処理方法　　下水投入（希釈放流）

※汚泥については脱水（処理）、焼却（処分）

(4)廃乾電池等処理施設（最終処分を含む）

ア　委託企業名　　野村興産（株）イトムカ鉱業所

イ　所在地　　北海道北見市留辺蘂町富士見217番地１

(5)食品リサイクル法による食品循環資源化施設

施設名称	（株）アルフォ	（株）バイオエナジー	（株）アクト・エア	新日本フードエコロジーセンター	ニューエナジーふじみ野（株）	（株）ジェイ・アール・エス	（株）西東京リサイクルセンター
所在地	東京都大田区城南島3－3－2	東京都大田区城南島3-4-4	神奈川県愛川町角田3667	神奈川県相模原市中央区田名塩田1-17-13	埼玉県ふじみ野市駒林1033-1	埼玉県所沢市林1-299-8	東京都羽村市緑ヶ丘3-3-3
処理量	39.6t	171.6t	194.3t	4.8t	138.2t	30.0t	82.8t
処理方法	飼料化・メタン発酵	メタン発酵	コンポスト化	飼料化	メタン発酵	飼料化・堆肥化	メタン発酵

９．一般廃棄物の排出抑制等のための方策

(1) 三鷹市における方策

ア　廃棄物の処理及び清掃に関する法律をはじめ関係法令の遵守
イ　分別収集、ごみの適切な排出方法等の啓発の徹底
ウ　ごみの資源化施策の拡充
エ　ごみの発生抑制、排出抑制、再利用に関する市民、事業者に対しての啓発と、学校や地域社会における教育啓発活動の充実
オ　容器包装廃棄物等の使用、排出の抑制の啓発・普及の拡大
カ　事業系一般廃棄物の多量排出事業者に対するごみの発生及び排出抑制、資源化指導の徹底
キ　事業系一般廃棄物の収集、運搬、処分方法の周知徹底
ク　集団回収事業の拡充
ケ　ごみ減量等推進会議との連携
コ　牛乳パック、ペットボトルなどの回収の拡充
サ　生ごみ処理機等による生ごみ減量の推進
シ　再生品の率先使用と市民、事業者への普及拡大
ス　容器包装リサイクル法に対応するための分別収集及び中間処理施設の検討
セ　リサイクル協力店の普及拡大
ソ　マイバッグ運動の普及拡大
タ　食品ロスの削減及び生ごみの排出抑制の推進
チ　小型充電式電池及び内蔵製品の適正排出に向けた周知啓発
ツ　店頭回収の利用促進

(2) 市民における方策

ア　廃棄物の処理及び清掃に関する法律をはじめ関係法令の遵守
イ　ごみの分別排出の徹底
ウ　ごみの発生抑制及び排出抑制
エ　過剰包装の自粛とマイバッグの利用
オ　再生品の使用促進と使い捨て商品の使用自粛
カ　生ごみのコンポスト化（生ごみ処理機によるものを含む）の促進
キ　集団回収への参加
ク　家庭系ごみ有料化実施に伴う可燃ごみ及び不燃ごみの指定収集袋による排出
ケ　小型充電式電池及び内蔵製品の適正排出
コ　店頭回収の積極的な利用

(3) 事業者における方策

ア　廃棄物の処理及び清掃に関する法律をはじめ関係法令の遵守
イ　ごみの減量及び再利用の促進
ウ　ごみの発生源における排出抑制
エ　少量排出事業者における有料ごみ処理袋の使用
オ　事業系廃棄物の適正な処理の実施
カ　過剰包装の抑制
キ　流通容器包装廃棄物の排出の抑制

ク　使い捨て容器の使用の抑制と、製造・流通事業者による自主回収・資源化の促進
ケ　再生品の使用の促進
コ　事業系廃棄物の資源化の促進
サ　長寿命化製品等の開発の推進

10. その他　市で収集・運搬を行わない一般廃棄物

(1)　一般廃棄物の中間処理施設に支障をきたす恐れのあるもの

以下の物品は、排出者が責任をもって購入した小売店や廃棄物収集運搬処理業者等に処理を依頼し適正に処理すること。その費用は排出者が負担すること。

ピアノ、バッテリー、注射針、自動車及びその部品、タイヤ、耐火金庫、ガソリン・石油・灯油類、危険物（廃油類・爆発物等）、消火器、二輪車(50ｃｃ以下の原動機付き自転車を含む。）、土・石・ブロック類、ボウリングの球、長さ80ｃｍを超える枝木、太さ８ｃｍを超える幹や枝、焼却灰、建築廃材、農薬、冷媒（フロンガス及び代替フロン）を使用しているもの、その他市長が適正な処理が困難と認めるもの

(2)　特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）対象物

以下の物品は、排出者が購入した小売店や同種類の製品の買い替える小売店に引き取りを依頼する。何らかの事由により前述の方法による処分が困難な場合は、家電リサイクル受付センターに処理を依頼し適正に処理すること。その費用は排出者が負担すること。

テレビ（ブラウン管式・液晶･プラズマ・有機ＥＬテレビを含む。）、エアコンディショナー、洗濯機（乾燥機を含む。）、冷蔵庫（冷凍庫を含む。）

(3)　資源有効利用促進法対象物

以下の物品は、排出者（一般家庭に限る）が製造元又は市の連携事業者に引き取りを依頼し、再生費用等を負担すること。

デスクトップパソコン本体、ノートブックパソコン、ブラウン管式ディスプレイ、ブラウン管式ディスプレイ一体型パソコン、液晶式ディスプレイ、液晶式ディスプレイ一体型パソコン

Ⅱ　ごみ処理事業

1　沿革及び現状

日本は昭和 40 年代の高度経済成長により生活水準が急速に向上しましたが、その一方で、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会構造が定着し、ごみの急増という深刻な課題を抱えることになりました。三鷹市では昭和 48 年 9 月、議員提案により「三鷹市廃棄物の処理および清掃に関する条例」を改正し、事業者の回収責任を明記しました。これは、経済成長の中でごみを生み出す事業者に対する警鐘であり、廃棄物問題への本格的な取り組みの始まりでした。

昭和 60 年代に入ると、景気拡大や生活様式の変化により、大型家電製品の買い替え、OA 化による紙ごみの増加、過剰包装や使い捨て容器の普及などが進み、ごみの量は増加を続けました。こうした状況に対応するため、平成 3 年 10 月には国が「再生資源の利用の促進に関する法律」（現・資源有効利用促進法）を施行し、廃棄物処理法も改正され、ごみ問題は大きな転換期を迎えました。三鷹市も平成 5 年 3 月に「三鷹市廃棄物の処理および再利用の促進に関する条例」（リサイクル条例）を制定し、市長・事業者・市民の責務を明確にしたうえで、ごみの発生抑制、排出抑制、適正処理、再利用促進などを規定しました。

平成 12 年には事業系ごみの有料化を導入し、事業者自らが処分する責務を徹底しました。平成 17 年にはペットボトル、プラスチック類、雑紙の分別収集を開始し、資源化を大幅に推進し、また、平成 21 年 10 月には家庭系ごみの有料化を実施し、ごみ排出量の大幅な減量を図りました。この際、粗大ごみの完全有料化を導入し、手数料を 13 年ぶりに改定しました。さらに、平成 19 年度には焼却灰の資源化や熱回収を進め、埋め立てゼロを達成しました。

令和期に入り、国では「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年）や「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和 3 年）を施行し、循環型社会の実現に向けた取り組みを強化しています。三鷹市では平成 29 年 4 月から、汚れたプラスチックを「燃やせないごみ」から「燃やせるごみ」に変更し、焼却処理の効率化を図るとともに、資源循環施策の推進を強化し、また、「持続可能な循環型社会の形成に向けたごみ処理の推進」を基本理念に掲げて平成 28 年に策定した「三鷹市ごみ処理総合計画 2022」について、社会情勢を考慮して令和 2 年 3 月に第 1 次改定を行いました。

令和 6 年 3 月には、大規模地震や集中豪雨などの災害時に発生する廃棄物を迅速かつ適正に処理するため、「三鷹市災害廃棄物処理計画」を策定し、令和 7 年 3 月には、数値目標や施策を見直し、令和 6 年度から令和 9 年度までを計画期間とする「三鷹市ごみ処理総合計画 2027」を策定しました。

現在、ふじみ衛生組合のリサイクルセンター更新工事を令和 6 年度から令和 10 年度の完成を目指して進めており、新施設では製品プラスチックの高度選別による資源化が期待されています。

引き続き今後も、これまでの取り組みを礎に、市民・事業者・行政が一体となり、資源循環型社会の形成に向けて、ごみの発生抑制と資源化をさらに推進していきます。

2　三鷹市ごみ処理総合計画

三鷹市では、資源循環型のまちづくりを目指し、ごみの減量と資源化を推進するため、平成 5 年 3 月に「三鷹市ごみ処理総合施策」を策定しました。当時から最終処分場の埋立量削減を重要課題とし、着実な成果を上げてきましたが、処分場は有限であり、天然資源の少ない日本において抜本的な改善が求められています。

こうした中、平成 7 年に「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」が制定され、平成 9 年に一部施行されたことを受け、三鷹市は平成 9 年 3 月に「三鷹市ごみ処理総合施策」を改定しました。その後、「循環型社会形成推進基本法」や「特定家庭用機器再商品化法」が制定されるなど、国の法整備や社会環境の変化を踏まえ、平成 15 年には「三鷹市ごみ処理総合計画 2010」を策定し、さらに平成 20 年には 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の考え方を取り入れた「三鷹市ごみ処理総合計画 2015」に改定しました。

平成 22 年度には助言者会議を設置し、進捗や課題を検討し、平成 23 年度には改定版を策定しました。さらに、平成 27 年度には平成 28 年度から令和 4 年度までを計画期間とする「三鷹市ごみ処理総合計画 2022」を策定し、検討会議や市民意見募集を経て内容を充実させ、また、令和元年度には社会情勢を踏まえて第 1 次改定を行いました。（新型コロナウイルスの感染拡大の影響により計画期間を令和 5 年度までに延長。）

最新の計画として、令和 6 年度には令和 6 年度から令和 9 年度までを対象とする「三鷹市ごみ処理総合計画 2027」を策定しました。この計画では、災害時の廃棄物処理体制の整備や、資源循環型社会のさらなる推進を重点に掲げています。

三鷹市ごみ処理総合計画２０２７の概要

本計画は、これまでの市の取り組みの成果や課題を整理するとともに、前計画に掲げた数値目標や施策の評価を行い、社会状況等の変化などを踏まえ、ごみ処理とリサイクルに向けて、市民・事業者・行政が相互に協力・連携して行動する取組を実践するための指針として策定しました。

目標の設定　概要では最新データである令和６年度実績と目標値を比較しています。

１　１人１日あたりのごみの総排出量

令和７年度実績　628ｇ

2027 計画では１人１日あたりのごみの総排出量の目標値については、令和５年度の実績（650ｇ）から毎年１ｇずつ減量させていくものとして設定しています。

2027 計画	目標設定	目標値との比較
１人１日あたりのごみ総排出量	令和９年度までに 646ｇを達成（目標達成済）	△18ｇ

２　リサイクル率の見直し

(1)　分別リサイクル率

令和７年度実績　24.1%

クリーンプラザふじみでは、令和６年度から令和 10 年度までリサイクルセンターの更新工事を計画しているため、工事期間中はプラスチックのリサイクルができません。このため、リサイクル率の低下が見込まれます。本計画は、令和５年度実績値からそれらを除いた数値を目標値として設定しています。

2027 計画	目標設定	目標値との比較
分別リサイクル率	令和９年度までに 23.8%以上とする（目標達成済）	0.3%

(2)　総資源化率

令和７年度実績　33.0%

平成 25 年度から、容器包装リサイクル法に基づかないプラスチックはクリーンプラザふじみにおいて熱回収処理を行っています。そのため、国の算定方式では、総資源化率は下がりますが、平成 25 年度以前とリサイクルの状況に変わりはありません。リサイクルセンターの更新工事期間中は行政回収等における総資源化率に影響があるものの、回収ルートの多様化によって社会全体でのリサイクルの促進が期待されます。

2027 計画	目標設定	目標値との比較
総資源化率	令和９年度までに 32.7%以上とする（目標達成済）	0.3%

3　ごみ処理における温室効果ガス排出量

令和５年度実績（令和７年度確定値）
廃棄物部門排出量 15 千 t-CO_2
温室効果ガス排出量 216.1ｇ-CO_2

ふじみ衛生組合では、令和６年度から令和 10 年度までリサイクルセンターの更新工事を計画しており、その間プラスチックとペットボトルの多くを熱回収する計画です。そのため、温室効果ガス排出量の増加が見込まれます。

第４期三鷹市地球温暖化対策実行計画（第１次改定）では令和 12 年度の廃棄物部門からの排出量を６千 t-CO_2として掲げ、基準年度の平成 25 年度の 12 千 t-CO_2から半減させるとしています。そのためには、令和３年度から１年あたり 0.78 千 t-CO_2以上減らしていく必要があります。

温室効果ガス排出量には可燃ごみに混入している廃プラスチックの組成率が大きく影響することから、更なるプラスチックの発生抑制、分別、資源化を進めることが必要です。

リサイクルセンター更新後に、製品プラスチックの資源化を行うことで削減していくことが可能となります。

2027 計画	目標設定	目標値との比較
廃棄物部門排出量	令和９年度までに 8.32 千 t-CO_2以下	6.68 千 t-CO_2
廃棄物処理による市民一人１日あたりの温室効果ガス排出量	令和９年度までに 119.1ｇ-CO_2以下	97.0ｇ-CO_2

※三鷹市における温室効果ガス排出量は、東京都内区市町村による共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト（オール東京 62 市区町村共同事業）」が取り組むは、排出量の算出に係る標準的算出手法マニュアル「温室効果ガス排出量算定手法の標準化区市共通半」を活用しており、算定根拠とする諸統計データ等の入手・確定に３か年ほどの期間を要することから、算定対象が令和４年度実績となっています。

4　最終処分量の目標

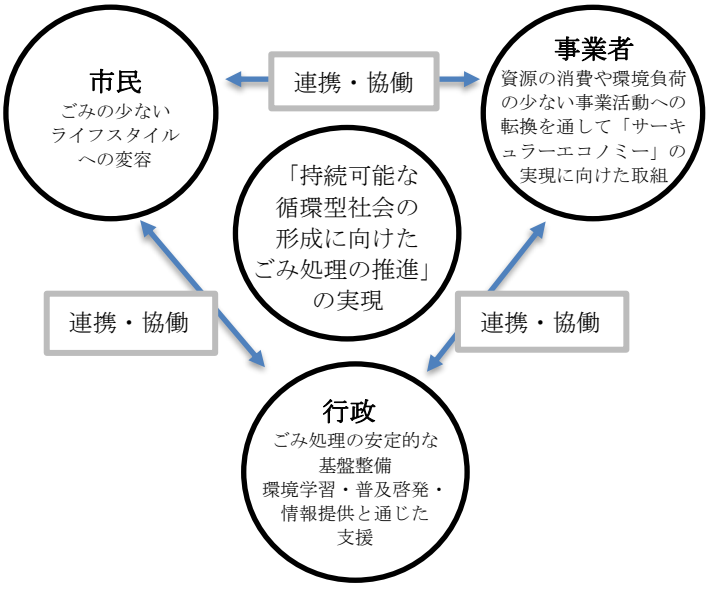
令和７年度実績　０ｔ

焼却灰の資源化や不燃残さの有効活用を推進し、最終処分量０（ゼロ）を維持しています。

2027 計画	目標設定	目標値との比較
最終処分量	最終処分量０ｔ（目標達成済）	０ｔ

市民、事業者、市（行政）の役割

市は、ごみの減量・資源化、社会環境の変化への対応に向けて情報収集や調査研究を行うとともに、環境学習・普及啓発・情報提供を通じて、市民・事業者の主体的な３R＋Renewable の取組の支援を行います。また、市内の一般廃棄物の減量及び処理に関する責任主体として、ごみや資源の処理・リサイクルの安定的な基盤を維持します。



施策の体系

基本方針に基づき、以下に示す施策を実施し、数値目標の達成を目指します。

施策の体系

基本理念	基本方針	基本施策		
持続可能な循環型社会の形成に向けたごみ処理の推進	1　発生・排出抑制と再使用の推進 2　再生利用の推進と再生素材・再生可能資源への切替の促進 3　循環型社会の実現に向けた連携・協働の推進 4　適正処理の維持・向上	ごみの減量・資源化、適正処理の推進	1　発生・排出抑制と再使用の推進	1　プラスチック削減の推進 2　食品ロス削減の推進 3　さらなるごみの減量、脱炭素化、SDGs の達成に向けた取組の推進
			2　適正処理の推進	1　分別の徹底 2　適正な収集・処理 3　安定したし尿処理 4　快適な居住環境の確保
			3　資源循環の促進	1　サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行推進
			4　社会状況やニーズの変化への対応	1　ごみの排出支援サービス等の充実 2　デジタル技術活用の研究
			5　災害への備え	1　災害時におけるごみ処理体制の整備
		ごみ処理施設の維持・保全	1　ふじみ衛生組合リサイクルセンターの更新工事	1　リサイクルセンター更新工事期間中の対応 2　新施設の利用に向けた検討

災害発生時の廃棄物の処理

災害が発生した場合は、下記の基本方針に基づき、その災害の規模や特徴等を踏まえ、具体的な取組を進めていきます。

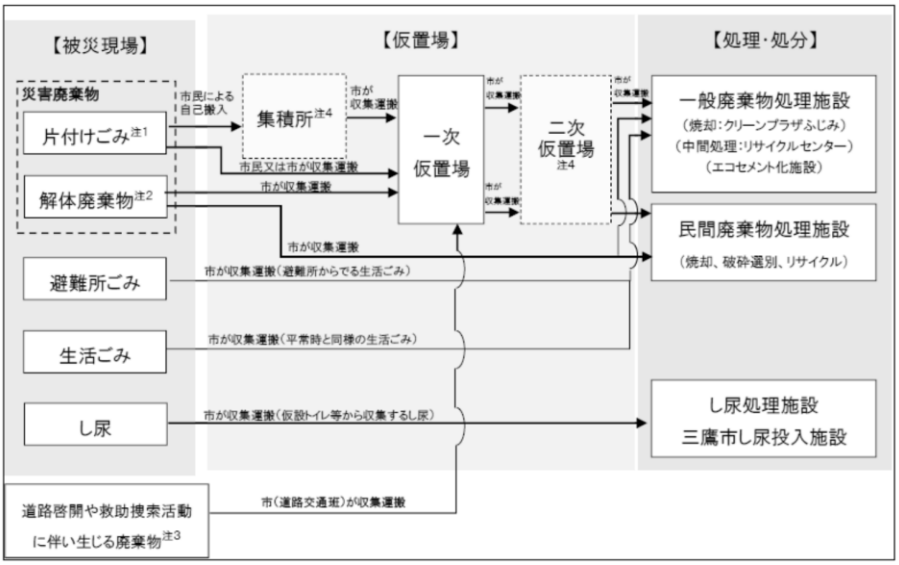
特に、被災した市民が排出する片付けごみ等の一時的な保管を行う仮置場を迅速に整備することや災害廃棄物処理に必要な人員、車両、資機材を迅速に確保することを重要事項とし、災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理していきます。

基本方針

衛生的な処理	生活環境の保全及び公衆衛生を確保するため、腐敗、悪臭、害虫の発生防止や感染症対策等を考慮し、生活ごみやし尿を最優先としながら適正な処理を行う。
迅速な対応・処理	早朝の復旧・復興を図るため、刻々と変化する状況に対応しながら、円滑かつ迅速な処理を行う。
環境に配慮した処理	災害時においても、十分に環境に配慮し災害廃棄物の適正処理を推進する。特に不法投棄や野焼きの防止、アスベストの飛散防止、有害物質の流出等、十分に配慮して行う。
作業上の安全の確保	災害廃棄物の取扱いや仮置場での搬入・搬出作業において、市民や処理従事者、ボランティア等の支援者の安全の確保を徹底する。
リサイクルの推進	災害廃棄物の分別・選別を徹底し、再資源化に努める。
経済性に配慮した処理	最小の費用で最大の効果が上がる処理方法を可能な限り選択し、経費削減に努める。
市民やボランティアとの協力	災害時の生活ごみ・し尿、不燃ごみ等の搬出・分別ルールを分かりやすく広報し、混乱を防ぐとともに、市民やボランティアと協力して分別を徹底する。

災害廃棄物処理の基本的な流れは下記のとおりです。発生した災害廃棄物は仮置場に搬入し分別や破砕等を行った後、できる限りリサイクルに努め焼却処理及び処分を行います。

災害廃棄物の収集運搬実施フロー（案）



注１：災害により家具や家電等の家財が廃棄物になったもの（例　可燃物/可燃混合物、木くず、畳・布団、不燃物/不燃混合物、金属くず、廃家電（４品目）、小型家電/その他家電）

注２：損壊家屋の解体により発生する廃棄物（例　可燃物/可燃混合物、木くず、不燃物/不燃混合物、コンクリートがら等、金属くず）

注３：例　がれき混じり土砂等

注４：必要に応じて設置

上記フローは基本的な想定であり、状況に応じて変更する可能性があります。

集積所：運搬手段がない市民等が一時的に片付けごみを排出するために、地域ごとに臨時で設置する小規模な保管場所

一次仮置場：道路啓開や援助捜索活動、住居等の片付け、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）等により発生した災害廃棄物を被災現場から一時的に集積、保管する場所

二次仮置場：一次仮置場からの災害廃棄物を集積し、中間処理（破袋・選別等）を行い、処理後の災害廃棄物を一時的に集積、保管する場所

3　ごみの収集日程

（令和８年３月 31 日現在）

		燃やせるごみ（週２回）	燃やせないごみ（月２回）	プラスチック類・有害ごみ（週１回）	ペットボトル（月２回）	空きびん・空き缶（月２回）	古紙（新聞・雑誌・段ボール・雑紙）・古着類（週１回）
1	大沢３丁目、深大寺全域、井口全域、野崎２･３丁目	火・金曜日	第２・４水曜日	月曜日	第１・３木曜日	第２・４木曜日	木曜日
2	野崎４丁目、大沢１･２・４･５･６丁目	火・金曜日	第２・４水曜日	月曜日	第２・４木曜日	第１・３木曜日	水曜日
3	上連雀１～５丁目	月・木曜日	第１・３水曜日	火曜日	第２・４水曜日	第１・３水曜日	金曜日
4	下連雀１～４丁目	月・木曜日	第１・３水曜日	火曜日	第２・４金曜日	第１・３金曜日	金曜日
5	野崎１丁目、上連雀６～９丁目	月・木曜日	第１・３水曜日	金曜日	第２・４火曜日	第１・３火曜日	水曜日
6	新川６丁目、下連雀５～９丁目	月・木曜日	第１・３水曜日	金曜日	第１・３火曜日	第２・４火曜日	火曜日
7	井の頭全域	火・金曜日	第２・４水曜日	水曜日	第２・４月曜日	第１・３月曜日	木曜日
8	牟礼全域	月・木曜日	第１・３水曜日	水曜日	第１・３金曜日	第２・４金曜日	火曜日
9	北野全域、新川２・３丁目	火・金曜日	第２・４水曜日	木曜日	第１・３水曜日	第２・４水曜日	月曜日
10	中原全域、新川１・４・５丁目	火・金曜日	第２・４水曜日	木曜日	第１・３月曜日	第２・４月曜日	月曜日

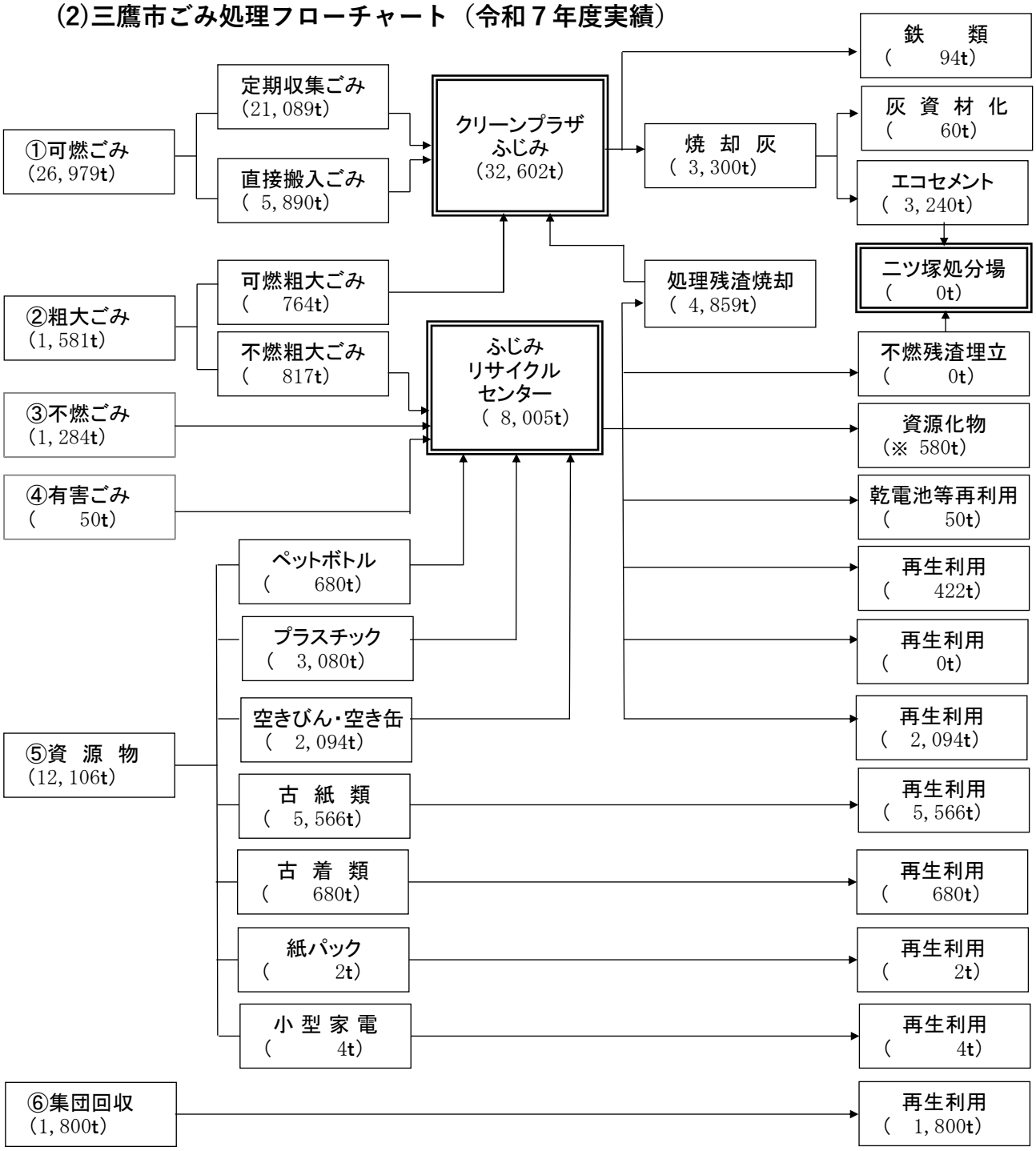
4　ごみ処理実績

(1) 一般廃棄物処理計画と実績（令和７年度）

下記の表は「一般廃棄物及び集団回収の収集方法・収集量・収集回収等」（P.7）の処理量に対する実績を示したものです。

種　　類	分 別 区 分	種 類	処理量 （計画）	処理量 （実績）
家庭系 （少量排出事業所を含む）	可 燃 ご み	可燃ごみ	21,165 t	21,089 t
	不 燃 ご み	不燃ごみ	1,365 t	1,284 t
	資　源　物	びん・缶	1,990 t	2,094 t
		古紙	5,768 t	5,566 t
		古着類	696 t	680 t
		ペットボトル	733 t	680 t
		プラスチック類	3,213 t	3,080 t
		小型家電	3 t	4 t
	有 害 ご み	乾電池 蛍光管等 スプレー缶等	49 t	50 t
家庭系	粗 大 ご み （多量ごみを含む）	家具等	1,607 t	1,581 t
	牛乳パック	牛乳パック	3 t	2 t
動 物 死 体（飼育者不明のみ）		犬・猫等	410 匹	463 匹
し　　尿		し　尿	160 kl	168.1kl
浄　化　槽　汚　泥		浄化槽汚泥	0 kl	0 kl
集　団　回　収		資源物	2,011 t	1,800 t

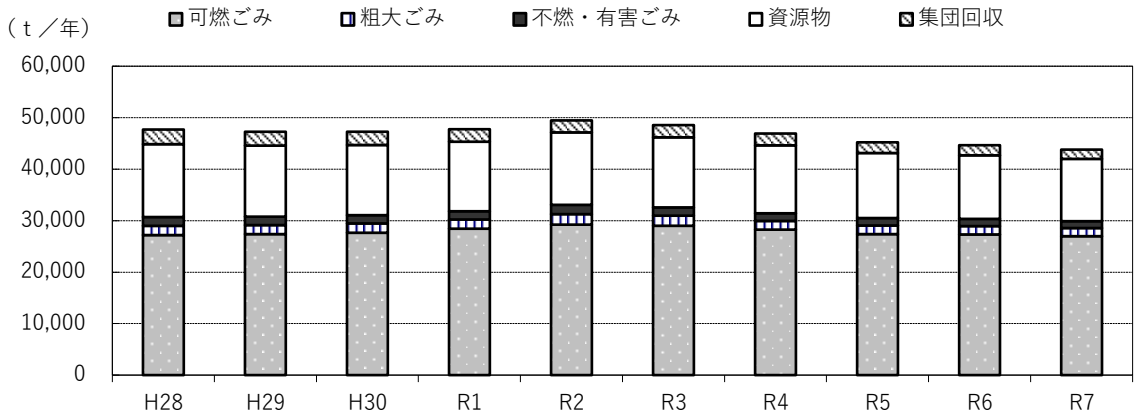
(2)三鷹市ごみ処理フローチャート（令和７年度実績）



※資源化物には不燃ごみ・不燃粗大ごみからの水分を一部含む。

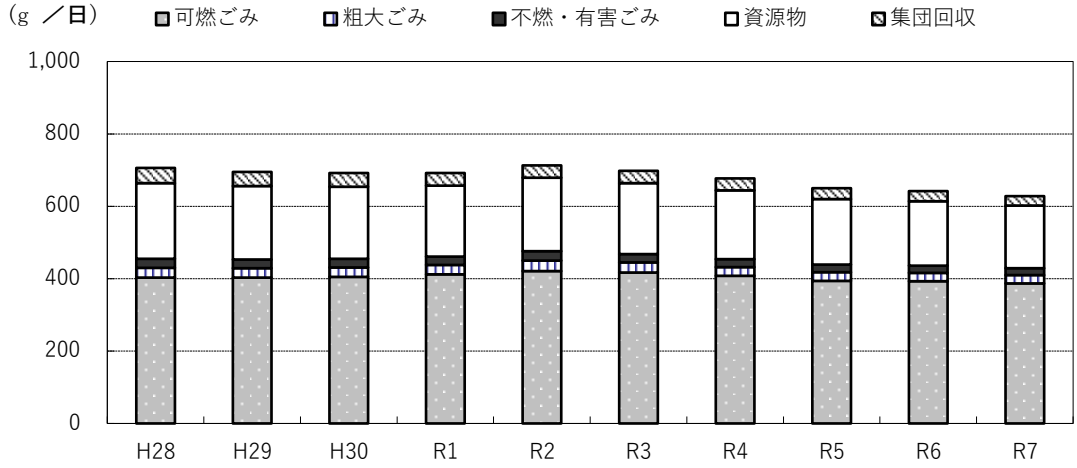
※処理量には許可業者及び自家搬入量を含む。

(3) ごみ排出量の推移



	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
可燃ごみ	27,199	27,386	27,650	28,435	29,224	29,008	28,257	27,384	27,316	26,979
粗大ごみ	1,791	1,749	1,808	1,791	2,040	1,957	1,681	1,669	1,626	1,581
不燃・有害ごみ	1,714	1,640	1,609	1,598	1,805	1,606	1,496	1,450	1,400	1,334
資源物	14,152	13,804	13,627	13,506	14,076	13,614	13,197	12,633	12,351	12,106
集団回収	2,838	2,689	2,581	2,430	2,325	2,373	2,291	2,077	1,961	1,800
合　　計	47,694	47,268	47,275	47,760	49,470	48,558	46,922	45,213	44,654	43,800

(4) １人１日あたりのごみ排出量の推移



	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
可燃ごみ	403	403	405	412	421	417	408	394	393	387
粗大ごみ	27	26	26	26	29	28	24	24	23	23
不燃・有害ごみ	25	24	24	23	26	23	22	21	20	19
資源物	209	203	199	196	203	196	190	181	178	173
集団回収	42	39	38	35	34	34	33	30	28	26
合　　計	706	695	692	692	713	698	677	650	642	628

(5) 可燃ごみ焼却施設

昭和33年、武蔵野三鷹地区保健衛生組合（武蔵野市との一部事務組合。以下「武三保」という立塵芥処理場が三鷹市内に完成、あわせて収集方式も従来の大八車から自動車収集に切り替わり、新しいごみ処理体制が確立しました。

昭和59年、武三保立塵芥処理場も処理能力が限界に達し、周辺地域への公害問題などがあり、自区内処理を前提に、三鷹市内に第１処理場（昭和60年１月から稼働）、武蔵野市内に第２処理場（武蔵野市クリーンセンター、昭和59年10月から稼動）がそれぞれ建設され、両市独自に処理することとなりました。また、両市で管理していた武蔵野赤十字病院にある伝染病棟が、伝染病予防法の改正により、保健所の所管に移行したことから、平成15年３月に武三保は解散し、同年４月、第１処理場を三鷹市環境センターへ改称しました（武蔵野市とは処理相互支援協定を締結）。

平成24年12月には、調布市と協同で整備してきたクリーンプラザふじみ（新しい可燃ごみ処理施設）が試運転を開始したため、三鷹市環境センターでの焼却を停止し、施設の清掃・洗浄工事を経て平成25年３月30日に安全に閉鎖しました。平成25年４月からは、ふじみ衛生組合のクリーンプラザふじみが正式稼働し、三鷹市と調布市内で収集した可燃ごみを焼却するとともに、焼却時に発生したごみの熱を利用して発電を行っています。

発電した電力は、施設内で利用するほか、三鷹中央防災公園・元気創造プラザ内の施設で利用し、余電は売却しています。さらに、発電過程で発生した温水は、元気創造プラザのプールの温水を作るなど活用されています。

名　　称：クリーンプラザふじみ
電　　話：042-482-5497
所 在 地：調布市深大寺東町７丁目50番地30
処理能力：炉　288ｔ/日（144ｔ/日×２炉）
　　可燃性粗大ごみ切断機　10ｔ/５ｈ
炉 形 式：全連続燃焼式ストーカ炉
竣　　工：平成25年３月31日
敷地面積：26,288.52㎡
建築面積：5,205.27㎡
構造概要：**ごみ焼却場**
　構造　鉄筋コンクリート造、鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造
　高さ　28.00m
　階数　地上５階、地下１階
煙　　突
　構造　鉄筋コンクリート造
　直径　直径10.05m
　高さ　外筒98.05m（内筒100.00m）

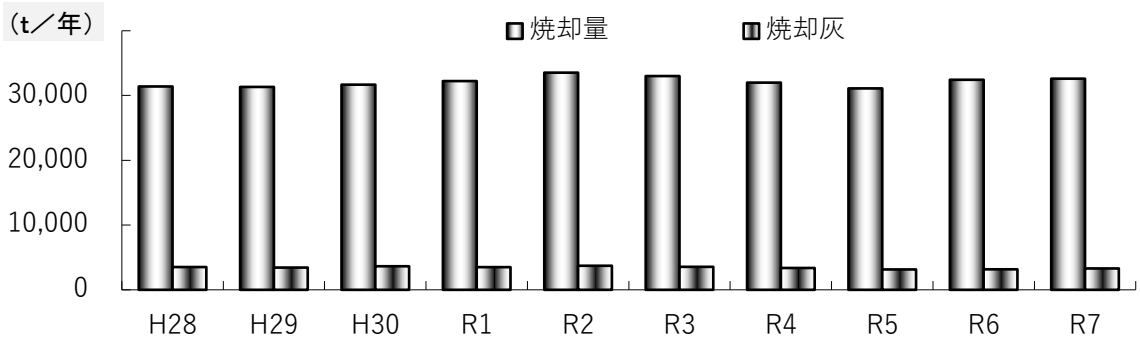

クリーンプラザふじみ

クリーンプラザ稼働までの経過

年　　月	内　　容
平成 11 年 8 月	新ごみ処理施設を共同で整備するため、調布市と覚書を交わす。
平成 13 年 3 月	「新ごみ処理施設整備基本計画素案報告書」を作成。
平成 14 年 1 月～	新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会を設置。素案をたたき台とし、整備計画の内容の検討を行う。(計 15 回開催)
平成 16 年 3 月	検討委員会にて、市民参加のもとで検討した結果、答申が出される。 「新ごみ処理施設整備基本計画素案報告書の検討結果について〔答申〕」
平成 16 年 8 月～	答申で指摘された事項の調査・検討等を行い、答申内容を十分尊重した基本計画案の策定に向け、新ごみ処理施設整備基本計画策定推進チームを設置する。
平成 18 年 3 月	「新ごみ処理施設整備基本計画」を策定
平成 18 年 10 月	事業主体をふじみ衛生組合とし、ふじみ衛生組合に新施設建設準備室を設置
平成 18 年 11 月	ふじみ新ごみ処理施設整備市民検討会を設置
平成 20 年 1 月	東京都に環境影響評価調査計画書を提出 環境影響評価に係る事業者説明会を開催
平成 20 年 3 月	新ごみ処理施設整備実施計画（案）を策定
	新ごみ処理施設整備実施計画（案）へのパブリックコメントの実施及び市民説明会を開催
	新ごみ処理施設整備実施計画を策定
平成 20 年 9 月	ふじみ衛生組合新ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会を設置
平成 20 年 10 月	新ごみ処理施設整備・運営事業の実施方針を公表
平成 21 年 3 月	新ごみ処理施設整備･運営事業　入札公告 環境影響評価書案公示及び都市計画変更案公告 新資源化施設土壌汚染調査
平成 21 年 9 月	総合評価一般競争入札によりＪＦＥエンジニアリングを落札者に決定 新資源化施設汚染土壌入れ替え工事
平成 21 年 11 月	環境影響評価書公示 ふじみ衛生組合地元協議会を設置 「ごみ焼却場」の都市計画決定
平成 22 年 1 月	調布都市計画に定める建築物の高さに関して、最高限度が 25mのところ、許可の特例の手続きにより、建物高さ 28mで許可がおりる。
平成 22 年 2 月	ふじみ衛生組合議会において、建設工事請負契約についての議決 建設工事請負契約締結 新ごみ処理施設建設工事に関する工事協定締結（地元協議会会長及び自治会等代表者）
平成 22 年 3 月	運営業務委託契約締結 東京都に環境影響評価書事後調査計画書提出
平成 22 年 4 月～7 月	新たに求めた敷地の土壌汚染調査実施
平成 22 年 5 月～7 月	新ごみ処理施設建設地内既存施設解体
平成 22 年 6 月	新資源化施設稼働
平成 22 年 7 月	新ごみ処理施設事業計画変更届け提出

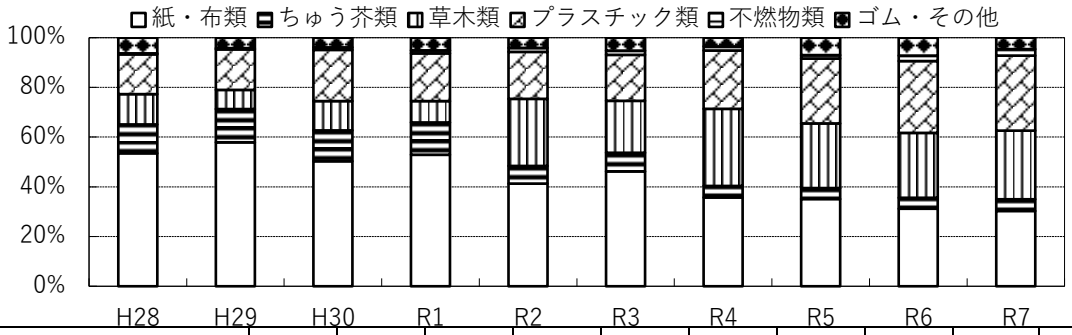
平成 22 年 8 月 17 日	新ごみ処理施設建設工事着工
平成 23～24 年度	新ごみ処理施設の建設
平成 23 年 10 月	新ごみ処理施設の煙突の外筒が 100ｍに達する。
平成 24 年 10 月～平成 25 年 3 月	新ごみ処理施設の試運転（12 月から試験焼却）
平成 25 年 4 月～	新ごみ処理施設の本格稼働及び運営

(6) ごみ焼却量と焼却灰発生量の推移



	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
焼却量	31,398	31,327	31,677	32,232	33,531	33,005	31,992	31,099	32,434	32,602
焼却灰	3,518	3,437	3,639	3,502	3,717	3,553	3,373	3,147	3,167	3,300
稼動日数	322 日	323 日	337 日	333 日	328 日	330 日	334 日	338 日	331 日	338 日

(7) 可燃ごみの組成分析(乾重量基準)



		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
種類組成	紙・布類	53.5%	57.9%	50.3%	52.9%	41.3%	46.2%	35.7%	35.1%	31.2%	30.3%
	ちゅう芥類	11.6%	13.4%	12.4%	13.0%	7.1%	7.5%	4.6%	4.4%	4.4%	4.7%
	草木類	12.2%	7.7%	11.8%	8.6%	27.0%	20.9%	31.0%	26.0%	26.1%	27.6%
	プラスチック類	16.0%	16.3%	20.6%	19.2%	18.9%	18.5%	23.5%	26.1%	28.9%	30.2%
	不燃物類	0.4%	0.5%	1.0%	1.2%	1.6%	1.7%	1.7%	1.4%	2.2%	2.6%
	ゴム・その他	6.3%	4.2%	3.9%	5.1%	4.1%	5.2%	3.5%	7.0%	7.2%	4.6%

※乾重量基準とは、ごみの中に含まれている水分を除外した乾燥ごみを基にして成分を表示することをいいます。

(8) 不燃ごみの処理資源化施設

ア　概要

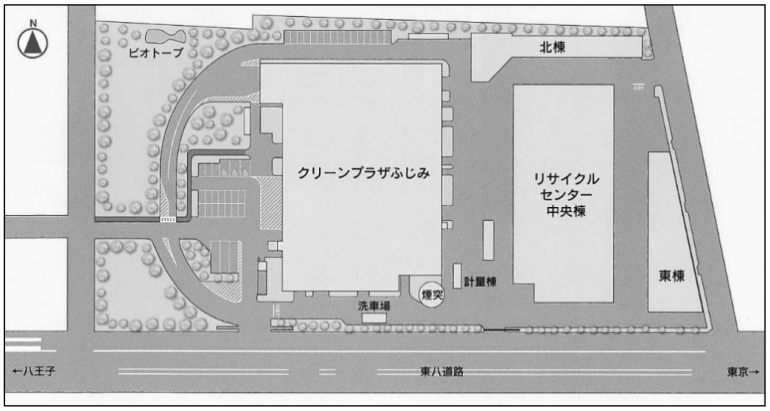
昭和 51～55 年、最終処分対策として、不燃ごみの減量・減容及び有価物の選別は市の独自の施設において行われていましたが、昭和 56 年 1 月、ふじみ衛生組合(調布市との一部事務組合)リサイクルセンター稼動後は、当施設において、不燃物や資源物の処理を行っています。

また、リサイクルセンターでは、それまで社会問題となっていた廃蛍光管等の水銀含有廃棄物の処理を昭和 58 年 11 月から手選別し、更に、昭和 59 年 2 月からは廃蛍光管等を分別収集し、無公害処分を行っていました。その後、ごみ量の増加、ごみ質の変化に対応し、資源回収のより一層の効率化を図るため、平成 6 年 12 月に不燃物処理・資源化施設を稼動させ、平成 22 年度には新ごみ処理施設建設に伴い、施設の集約を行い資源化に取り組んでいます。現在、ふじみ衛生組合では、埋め立て処分となる資源化できない不燃ごみも独自に熱回収（サーマルリカバリー）し、埋め立てゼロに努めています。

名　　称：リサイクルセンター
電　　話：042-482-5497
所 在 着：調布市深大寺東町 7 丁目 50 番地 30
建築面積：不燃ごみ　　71t/ 5 h、ペットボトルごみ
　　びん缶ごみ　2.4t/ 5 h、小型破砕機　3.0t/ 5 h
竣　　工：中央棟　　平成 6 年 12 月 26 日
　　東棟　　平成 22 年 6 月 17 日
　　北棟　　平成 22 年 6 月 17 日
建築面積：中央棟　　3,043 ㎡
　　東棟　　974 ㎡
　　北棟　　731 ㎡
構造概要：中央棟　　鉄筋コンクリート及び鉄骨 ALC
　　東棟　　鉄骨造
　　北棟　　鉄骨造



リサイクルセンター（中央棟）



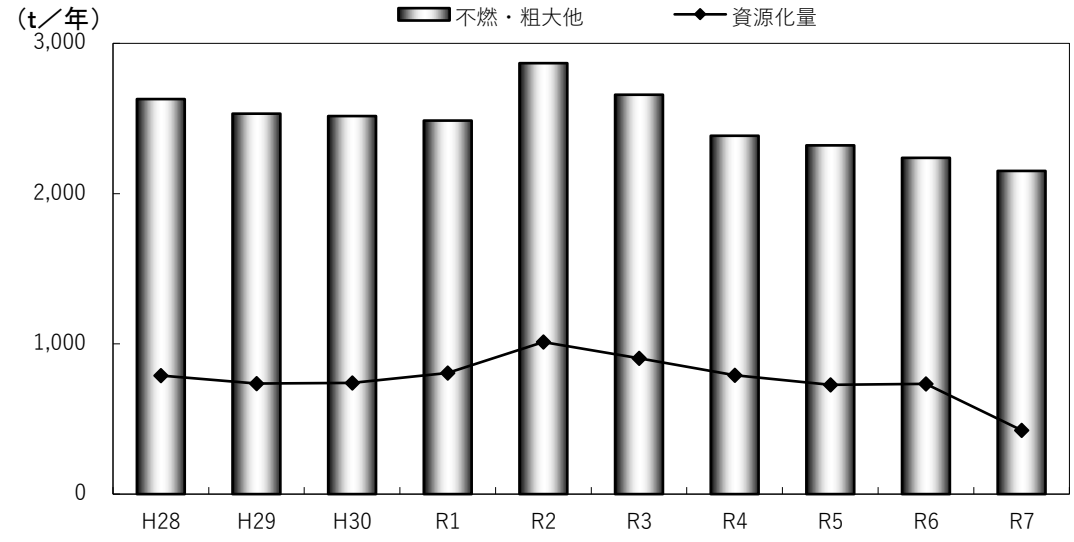
イ　リサイクルセンター更新に向けた取組

これまでリサイクルセンターでは、処理ラインの改造や東棟・北棟の整備を行い、分別収集品目やごみ量の変化に対応してきました。しかし、施設や設備の老朽化に加え、搬出入動線と構内作業動線が交錯することで労働環境に影響が生じており、新しい施設の整備が必要となっています。

このため、ふじみ衛生組合を事業主体とし、組織市である調布市と共同で、令和 10 年度の新リサイクルセンター稼働を目指して準備を進めています。これまでの取組みとして、令和元年度に「リサイクルセンター整備基本構想」を策定し、令和 3 年度には「リサイクルセンター整備基本計画」及び「三鷹・調布地域循環型社会形成推進地域計画」を策定、令和 5 年度には「リサイクルセンター整備実施計画」を策定しました。

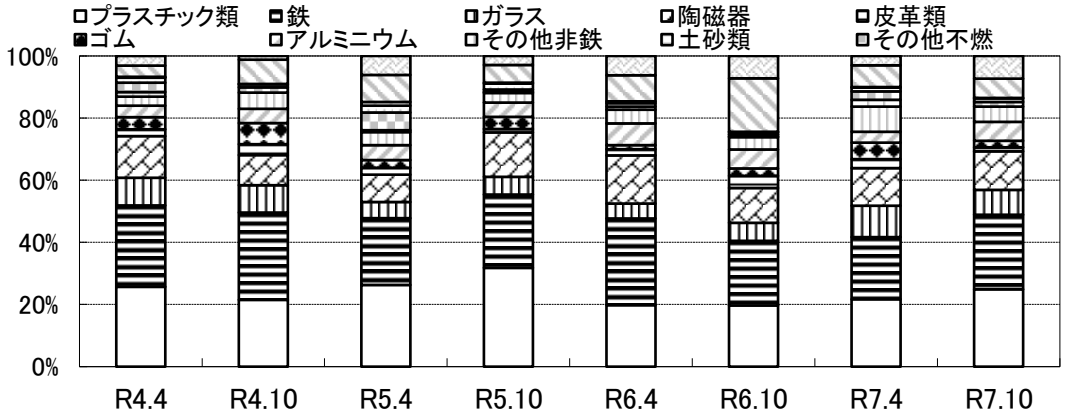
令和 6 年度からは新施設の準備期間として既存の施設を改造し、燃やせないごみなどの処理を継続しています。また、ペットボトルの一部とプラスチック類については熱回収するとともに、ペットボトルの一部を再生業者に引き渡し、新たなペットボトル容器に再生する取組（水平リサイクル）を行っています。

(9) 不燃ごみ処理等の推移（ふじみ衛生組合リサイクルセンター・三鷹市分）



	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
不燃・粗大他	2,629	2,532	2,516	2,486	2,868	2,658	2,385	2,321	2,238	2,151
資源化量	790	735	741	807	1,012	904	791	728	734	425

(10) 不燃ごみ組成分析（ふじみ衛生組合リサイクルセンター・三鷹市分）



種　類		R4.4	R4.10	R5.4	R5.10	R6.4	R6.10	R7.4	R7.10
種類組成	プラスチック類	25.7%	21.5%	26.3%	31.8%	19.8%	19.7%	21.7%	24.9%
	鉄	26.2%	28.1%	21.5%	23.6%	27.9%	20.8%	20.0%	24.0%
	ガラス	8.9%	8.8%	5.2%	5.7%	4.8%	5.8%	10.1%	8.0%
	陶磁器	13.4%	9.7%	8.8%	14.3%	15.5%	11.2%	12.1%	12.4%
	皮革類	2.2%	3.5%	2.2%	1.1%	2.0%	3.9%	2.9%	1.3%
	ゴム	3.9%	6.8%	2.5%	3.9%	1.3%	2.4%	5.3%	2.1%
	アルミニウム	3.7%	4.6%	4.8%	4.6%	7.0%	6.1%	3.5%	6.1%
	その他非鉄	2.9%	5.2%	4.2%	3.1%	4.4%	4.0%	8.1%	4.9%
	土砂類	1.5%	0.0%	0.6%	0.3%	0.0%	0.1%	2.2%	0.0%
	その他不燃	3.0%	1.7%	5.7%	0.8%	1.0%	0.7%	2.7%	1.5%
	紙類	1.6%	1.0%	2.2%	1.9%	1.1%	0.8%	1.2%	1.2%
	木竹類	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	ちゅう芥類	0.2%	0.1%	1.2%	0.3%	0.6%	0.1%	0.2%	0.1%
	繊維類	3.6%	7.8%	8.7%	5.7%	8.4%	17.2%	7.0%	6.2%
	その他可燃	3.1%	1.2%	6.1%	2.9%	6.2%	7.2%	3.0%	7.3%
	計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(11) 有害ごみ

有害ごみの分別収集

昭和 59 年 2 月から、水銀を含む蛍光管や乾電池、体温計を有害ごみとして分別収集しています。

平成 11 年 12 月には、カセットボンベを穴を開けずに中身を使い切り、有害ごみとして出す方法に変更しました。

さらに、リチウムイオン電池による火災問題を受け、令和 6 年 10 月からはリチウムイオン電池とそれを内蔵した製品も有害ごみに追加しました。

収集量実績（ｔ）

令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
54	52	50	50	50

5　最終処分

高度経済成長はそのままごみの大幅な増加につながり、ごみ問題は大きな社会問題として深刻化しました。その後、石油ショックを経て、ごみの増加は鈍化の傾向を見せましたが、昭和51年には埋め立て処分を行っていた羽村・瑞穂両町住民からごみ投棄差し止めの仮処分申請が提起されると再び最終処分問題がクローズアップされました。

この状況に対処すべく三鷹市を含めた多摩地域の 9 市は、東京都市廃棄物処分地管理組合を設立し、共同による最終処分の円滑な運営をめざしました。同組合では、羽村町に用地確保の後、地元住民と話し合いを続け昭和55年同住民との間に公害防止協定を締結し同年11月から埋め立てを行ってきましたが、昭和59年 3 月をもって埋立て終了、同年 9 月末日に管理組合は解散しました。

現在、最終処分場は、多摩地域 25 市 1 町で構成される東京たま広域資源循環組合が日の出町の谷戸沢に建設し、昭和 59 年 4 月に埋め立てを開始し、平成 10 年 4 月埋め立てを完了しました。第二処分場（二ツ塚処分場）については、平成 10 年 1 月から一部搬入を開始しています。二ツ塚処分場も当初は 10 数年あまりで埋め立てを完了する見込みでしたが、今後、新しい処分場の建設は難しいため、新たに焼却灰を資源化する「エコセメント事業」を平成 18 年 7 月より実施し、埋立て量を減量し、最終処分場の長寿命化を図っています。平成 30 年度には開場以来、初めて年間の埋立処分量がゼロとなり、以降継続しています。

(1) 最終処分場

三鷹市から出される一般廃棄物は、中間処理され、可燃ごみの焼却残渣（焼却灰）は、最終処分場である二ツ塚処分場内のエコセメント化施設において資源化されています。

（現在、資源化できない破砕された不燃ごみは独自に資源化を図り二ツ塚処分場に搬入されていません。）

	第一処分場	第二処分場
名　　称	日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場	日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場
所 在 地	東京都西多摩郡日の出町大字平井字谷戸	東京都西多摩郡日の出町大字大久野 7642 番地
総 面 積	453,000 ㎡	591,000 ㎡
埋立地面積	220,000 ㎡（埋立容量 260 万㎥）	184,000 ㎡（埋立容量 250 万㎥）
埋 立 開 始	昭和 59 年 4 月（平成 10 年 4 月 6 日埋立完了）	平成 10 年 1 月 29 日（一部供用開始/ 4 月 7 日以降全量搬入）

二ツ塚処分場の管理・運営をしている「東京たま広域資源循環組合」は、昭和 55 年(1980)年 11 月 1 日、地方自治法第 284 条第 2 項に基づき一般廃棄物広域処分場の設置及び管理を事業目的として設立された一部事務組合で、多摩地域における 25 市 1 町の自治体（組織団体）によって構成、運営されています。なお、あきる野市、日の出町、奥多摩町及び檜原村は含まれません。平成 30 年度末の埋立進捗率は 44.7%（年間進捗率 0%）に達しています。今後新たな処分場建設は非常に困難であり、できる限り埋立量を抑えるためにごみの減量・リサイクルを一層進めていかなければなりません。

焼却灰のエコセメント事業

東京たま広域資源循環組合では、多摩地域のリサイクルの推進、二ツ塚処分場の延命、安全な埋め立て対策の推進を図るため、平成 18 年 7 月からエコセメント事業を行っています。

エコセメントとはごみを燃やした後に残る焼却灰を原料とするセメントでインターロッキングブロック、車止め、ベンチ、道路溝などに使用されています。エコセメント化施設では 1 日平均 300 トンの焼却残渣などが処理されています。

(2) 三鷹市が搬入しているごみの埋立量とエコセメント化の推移

年　　度		R3	R4	R5	R6	R7
重量 (t)	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0
	0	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**
体積 (m^3)	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0
	0	**0**	**0**	**0**	**0**	**0**
エコセメント化量（t）		**3,515**	**3,365**	**3,147**	**3,159**	**3,240**



エコセメント化施設

(3) 三多摩は一つなり交流事業

本事業は、多摩地域 25 市 1 町のごみの最終処分場（二ツ塚処分場）がある、日の出町の町民の方々と、廃棄物を搬入している市・町が、文化・スポーツ等の交流を通じ、相互の理解と信頼をより一層深め、円滑な廃棄物処理を図るものです。

三鷹市では平成 12 年度から日の出町の町民を招待し、平成 24 年度までは三鷹の森ジブリ美術館と三鷹阿波踊りの見学、平成 25 年度からはクリーンプラザふじみと三鷹の森ジブリ美術館の見学を行っています。令和 2 ・ 3 年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止となりました。

なお、本事業は、三鷹市民の訪問型と日の出町民の三鷹市への招待型とを交互に行っています。

参加者の推移

	交流事業（内容）		参加人数（人）
令和 3 年度	中止		0
令和 4 年度	招待型	クリーンプラザふじみ・三鷹市立アニメーション美術館	20
令和 5 年度	訪問型	日の出町自然休養村さかな園・生涯青春の湯つるつる温泉	29
令和 6 年度	招待型	クリーンプラザふじみ・三鷹市立アニメーション美術館	37
令和 7 年度	訪問型	日の出町自然休養村さかな園・生涯青春の湯つるつる温泉	41

6　粗大・多量ごみ収集・処理

(1) 概要

平成 15 年 4 月から粗大ごみの受付と収集を民間に委託しました（直営分を除く）。

	申込件数（件）	収集件数(件)	可燃系粗大ごみ 処理量（ｔ）	不燃系粗大ごみ 処理量（ｔ）
令和 3 年度	57,251	46,870	905	1,052
令和 4 年度	62,348	58,182	792	889
令和 5 年度	68,992	64,182	798	871
令和 6 年度	70,266	65,330	788	838
令和 7 年度	70,406	65,413	764	817

(2) ごみ処理手数料

令和 3 年 9 月申込分までは、品物にポイントを設定し、10 ポイント 1,000 円、15 ポイント 1,500 円（5 ポイントごとに 500 円を加算）の手数料を徴収していましたが、令和 3 年 10 月申込分より、品目ごとに設定した料金に応じた粗大ごみ手数料を徴収しています。（最低料金 200 円。1 品につき 3,000 円を限度としています。）

種　類	令和 5 年度		令和 6 年度		令和 7 年度	
	調定件数 （枚・件）	金　額 （円）	調定件数 （枚・件）	金　額 （円）	調定件数 （枚・件）	金　額 （円）
シール	261,267	52,253,400	254,300	50,860,000	249,931	49,986,200
減免申請分	4,014	6,586,800	4,063	5,246,800	4,152	5,618,200

◇シ　ー　ル：1 枚 200 円を粗大ごみ処理券取扱店にて購入し、手数料を納入してもらう方法。
調定件数＝冊数（200 円券は 1 束 100 枚）

◇減免申請分：火災や生活保護受給などの理由により減免の申請があった者の手数料免除額と収集した件数。
調定件数＝減免件数

※参　　照: 三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例　第 32 条、第 33 条、第 34 条
同施行規則　第 11 条、第 16 条の 2、第 17 条、第 18 条、第 19 条、第 19 条の 2

＜　表面　＞



＜　裏面　＞



7　可燃ごみの夜間・早朝収集の実施

(1)事業の概要

通常の収集形態（ごみの収集日当日の午前８時までに出し、日中に収集する）とは異なり、午後　11 時 30 分までに出されたごみを深夜から翌朝にかけて収集するもので、平成 10 年１月 12 日から３月 31 日（延べ 23 日間）に下連雀３丁目（約 5,700 世帯）での試行実施を踏まえ、平成 12 年 10 月から、下連雀３丁目、上連雀２丁目で本格実施を行っています。

実施にあたっては、広報やチラシの全戸配布に加え、焼却場周辺や自治会・町会への説明、コミュニティ・センターでの説明会等を開催し、事業の周知に努めました。

(2)事業の目的

ア　まちの美化
イ　カラスによるごみの散乱防止
ウ　ごみの出し遅れの防止
エ　作業効率の向上
オ　交通事故防止

8　環境指導員（まち美化パトロール）の活動

ごみの減量啓発や出し方のアドバイス、分別の徹底を目的に、市内を巡回パトロールしながら、集積所の改善、分別・環境美化について居住者・管理者への指導を行っています。また、空き地の雑草の調査・指導、不法投棄されたごみの調査・収集、ごみ出しプレートの提供なども行っています。

活動実績表

項目（単位）	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
ごみの出し方指導（件）	621	226	227	165	666
集積所のパトロール（件）	823	724	536	616	1,657
ごみ出しプレートの交換（件）	33	5	5	1	0
空き地雑草の調査（回）	214	67	74	55	131
不法投棄の調査（件）	201	133	72	64	63
不法投棄の収集（件）	－	83	83	56	94
不法投棄収集量（kg）	872	190	190	80	170
粗大ごみの回収（件）	5,044	2,292	155	40	104
その他業務（件）	924	825	869	843	1,388
指導要望件数（件）	969	1,146	983	1,004	2,720

※　不法投棄の調査・収集の件数については、令和４年度より項目（調査・収集）を分けて集計しています。

※　粗大ごみの回収件数には、火災ごみ、災害ごみの調査及び回収と減免対象者の特別ごみ（緊急）の処理を含んでいます。
なお、令和６年度の市内火災に伴う罹災ごみ（減免）の処理は申請１件、処理１件でした。

※　令和２年度からは。新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う外出自粛の影響により自宅を整理する人が増え、粗大ごみの収集申込件数が増加したため、令和２年 10 月から令和４年９月まで臨時に直営収集を行いました。（粗大ごみの回収には、排出に伴う調査件数も含まれます。）なお、令和３年度は上記の理由に加え、10 月からの粗大ごみ処理制度の変更により、回収件数が増加しました。

※　その他業務とは、ごみリサイクルカレンダー・看板等の届け物、小型家電の回収、ノズルの壊れたスプレー缶の回収等です。

9　犬猫死体収集・処理

対　象：　飼い主不明の犬猫の死体（無料）

収　集：　平成 11 年度から業者へ委託（平成 10 年度まで直営で収集）

処　理：　宗教法人 慈恵院に委託（火葬）

収集・処理件数

（単位：頭）

	区分＼年度	R3	R4	R5	R6	R7
収集	犬	3	0	0	3	0
	猫	116	92	73	58	61
	狸他小動物	292	332	335	311	402
	計	411	424	408	372	463

	区分＼年度	R3	R4	R5	R6	R7
処理	犬	3	0	0	3	0
	猫	116	91	73	58	61
	狸他小動物	43	63	60	52	47
	計	162	154	133	113	108

10　家庭系ごみの有料化

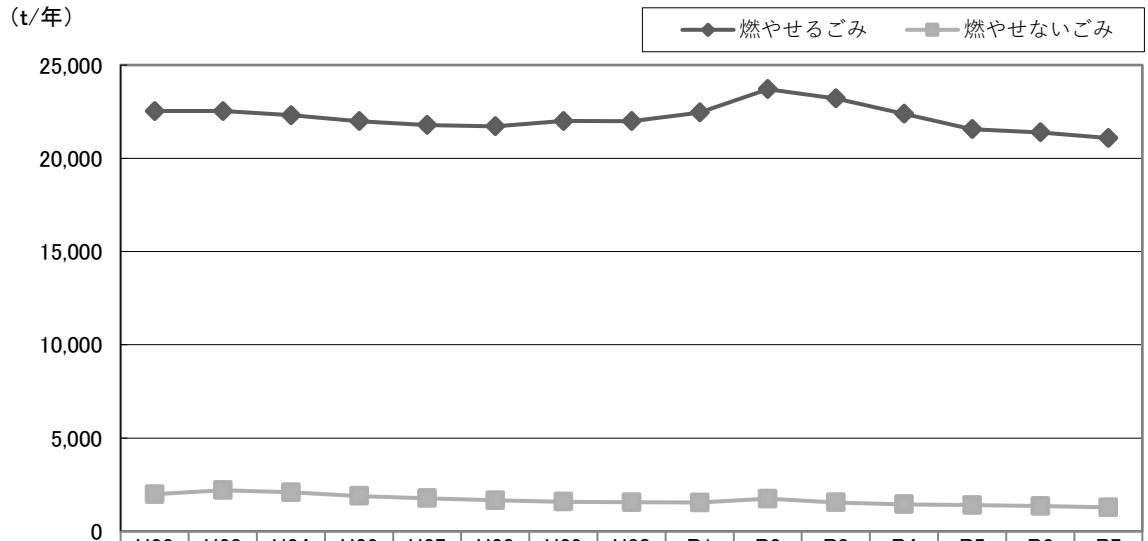
三鷹市の家庭系ごみ有料化は、最終処分場の逼迫や地球温暖化対策、処理経費の増大といった課題を背景に進められました。平成 13 年、東京都市長会は「多摩地域におけるごみゼロ社会をめざして」を提言し、二ツ塚処分場が平成 24 年度に満杯になる見込みや新たな処分場確保の困難さから、排出抑制・減量・リサイクルの推進とともに、平成 15 年度までに家庭ごみ有料化を進めることを示しました。

三鷹市では、平成 16 年 7 月に「三鷹市ごみ減量・有料化検討市民会議」を設置し、家庭系ごみの有料化を含む減量・資源化施策の検討を進め、翌平成 17 年 4 月には「有料化は減量・資源化に効果があり、収入を市民還元することで持続的な効果が期待できる」との答申を受けました。その後、平成 17 年 2 月に新しい分別収集を開始し、有料化の実施に向けて慎重な検討を続けました。

平成 20 年度に入り、分別収集やキャンペーンによる成果を認めつつも、CO_2削減や新ごみ処理施設建設（平成 25 年度予定）による経費増大を踏まえ、有料化の具体的な検討を開始しました。同年 7 月には「家庭系ごみ有料化に向けた基本的な考え方」を広報で示し、各コミュニティ・センター等にて意見を聞く会を開催しました。その後、市民意見を踏まえて基本方針案を策定し、パブリックコメントを経て方針を確定しました。

こうした経過を踏まえ、平成 20 年 12 月議会で条例改正が可決され、平成 21 年 10 月から家庭系ごみ有料化が実施されました。

家庭系 ごみ量の変化



	H22	H23	H24	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
燃やせるごみ	22,531	22,534	22,311	21,991	21,791	21,719	22,000	21,991	22,452	23,705	23,211	22,389	21,560	21,392	21,089
燃やせないごみ	1,991	2,202	2,088	1,891	1,774	1,658	1,588	1,556	1,543	1,745	1,552	1,444	1,400	1,350	1,284

(1)家庭系ごみ有料化の内容

ア　対象となるもの

燃やせるごみ、燃やせないごみ

※資源物（ペットボトル、プラスチック類、空きびん・空き缶、古紙類、古着類）、有害ごみは今までどおり無料

※剪定枝、葉、草、紙おむつ、地域清掃のごみは無料

イ　手数料の設定方法と料金体系

市が指定する有料袋（指定収集袋）を購入し、排出する。

L袋（40 リットル）　　75 円／1 枚

M袋（20 リットル）　　37 円／1 枚

S袋（10 リットル）　　18 円／1 枚

ミニ袋（5 リットル）　　9 円／1 枚

ウ　ごみ処理手数料の減免制度

広く公的扶助受給者等に配慮し、下記対象者に対し、申請により一定枚数の指定収集袋を交付する。

＜対象世帯＞

・生活保護受給世帯
・中国残留邦人等支援受給世帯
・児童扶養手当又は特別児童扶養手当受給世帯
・老齢福祉年金受給世帯
・75 歳以上の者のみの世帯で収入が年金のみ又は収入のない世帯
・身体障害者手帳交付者１・２級、精神障害者保健福祉手帳交付者１・２級、東京都愛の手帳交付者１・２度のいずれかに該当する者が属する世帯で、かつ市民税非課税世帯

＜交付枚数＞

１世帯あたり、１年間分として 100 枚を限度としています。申請する月により、月数に応じてあん分して得た枚数を交付しています。

指定収集袋の種別は、原則として１人世帯はＳ袋、５人以上の世帯はＬ袋、それ以外の世帯はM袋としています。

＜令和７年度実績＞

対象期間	申請件数
令和６年 10 月～令和７年９月	9,004 件

エ　家庭系ごみ指定収集袋への広告掲載

市の新たな財源を確保し、更なる環境施策の充実を図るとともに、地域事業者等への広告機会の提供を通じて、地域経済の活性化に寄与することや環境保全への取り組みの支援を目的として、指定収集袋に広告を掲載しています。

特典として、市のホームページ（サブトップページ）に５か月間バナー広告を掲載できることとしました（ボランティア袋は除く）。

◆広告枠及び広告掲載料

指定収集袋１種類につき掲載広告枠は１件とし、広告は表面の中央部掲載。

	広告掲載対象種別		掲載の位置	規格	１枚当たりの広告掲載料
指定収集袋への掲載	家庭系廃棄物（可燃物、不燃物用）	ミニ袋（５ℓ）	表面中央部	7 ㎝×10 ㎝	0.2 円
		Ｓ袋（10ℓ）		12 ㎝×16 ㎝	0.25 円
		M袋（20ℓ）		15 ㎝×20 ㎝	0.3 円
		Ｌ袋（40ℓ）		17 ㎝×24 ㎝	0.4 円
外袋への掲載	家庭系廃棄物（可燃物、不燃物用）	ミニ袋（５ℓ）	裏面中央部	18 ㎝×11 ㎝	0.2 円
		Ｓ袋（10ℓ）		14 ㎝×12 ㎝	0.25 円
		M袋（20ℓ）		17 ㎝×14 ㎝	0.3 円
		Ｌ袋（40ℓ）		21 ㎝×17 ㎝	0.4 円

⑵指定収集袋取扱店

ア　店舗数

（令和８年３月 31 日現在）

店舗住所	店舗数（店）
市　　内	138
近隣市（武蔵野市、調布市、小金井市、世田谷区、杉並区）	48
合　　計	186

イ　取扱委託料

取扱品目	業務委託手数料（外税）
家庭系廃棄物用指定収集袋	販売額の 7.7％＋消費税
事業系廃棄物用指定収集袋	販売額の 9.6％＋消費税
粗大ごみ処理券	販売額の 9.6％＋消費税

⑶ボランティア袋

市民グループ（個人も含む）が、道路、河川など、公共の場所をボランティアの一環として清掃したごみを対象とし、申し込みに応じて配布しています。

排出場所は、３袋までは自宅前とし、４袋以上となる場合又は個人宅前に排出できない場合は、ごみ対策課にて収集します。

【申請場所】

市役所ごみ対策課、市政窓口

【種類】

小（22.5 リットル相当）

大（45 リットル）

【交付枚数の上限】

１回の申し込みにつき大小合わせて団体 100 枚、個人の場合は 30 枚

11　事業系ごみの有料化

日量５kg 又は一時排出量 0.5 ㎥未満の事業系ごみについては、一般家庭と同様に定期収集時に無料で収集を行っていましたが、平成 12 年９月から、事業系ごみの完全有料化を実施し、事業系の日量等の規定を家庭系ごみと統一し、日量 10kg 未満のものは、市指定の有料ごみ処理袋を使用することとしました。

市指定の事業系ごみ処理袋の販売は、すでに粗大ごみ処理券を取り扱っている酒販店とコンビニエンスストアを中心に行っています。

さらに、事業者へのごみの自己処理責任の徹底や、ごみ減量及び資源化の推進を図るため、平成 21 年４月から事業所の登録制を実施しました。これにより、排出基準に該当する少量排出事業所のみ有料ごみ袋で収集することとし、合わせて紙類についても焼却処理せず資源化することとしました。

(1)有料化の目的

・廃棄物処理法の原則から、事業者が本来自己の責任で自ら処分する責務の徹底を図る。
・ごみ減量、リサイクルなどごみの発生抑制が期待できる。
・ごみ減量、リサイクルへの意識向上が期待できる。
・事業者間の負担の公平性を確保する。

(2)市指定収集袋等販売実績表

	区　分		※単価	年　度				
				R3	R4	R5	R6	R7
事業系	可燃用（赤色）	大袋	@2,600	1,4814,800	15,839,200	15,509,000	14,820,000	14,859,000
		小袋	@1,300	2,685,800	2,756,000	2,665,000	2,553,200	2,860,000
	不燃用（黄色）	大袋	@2,600	1,710,800	2,314,000	1,804,400	1,625,000	1,599,000
		小袋	@1,300	429,000	507,000	422,500	481,000	559,000
	不燃系資源物用（緑色）	大袋	@1,000	2,724,000	2,461,000	2,470,000	2,585,000	2,365,000
		小袋	@500	357,500	377,500	340,000	402,500	372,500
	可燃系資源物用	紙袋	@500	1,161,000	1,087,500	1,142,000	990,000	1,130,000
家庭系	燃やせるごみ 燃やせないごみ用 （藤色）	５Ｌ（ミニ）	@90	13,087,080	13,039,380	12,866,040	12,425,400	12,792,960
		１０Ｌ（Ｓ）	@180	48,748,680	47,018,520	45,878,760	44,458,200	44,076,060
		２０Ｌ（Ｍ）	@370	118,514,700	114,676,320	111,645,280	110,600,400	110,607,430
		４０Ｌ（Ｌ）	@750	138,183,750	138,555,000	137,793,750	141,637,500	142,577,250
合　計			金額	342,417,110	338,631,420	332,536,730	332,578,200	333,798,200

※　1 組 10 枚入り

12　処分手数料（焼却場直接搬入分）

三鷹市環境センター（焼却場）に直接搬入されたごみの処分手数料は、従来、武蔵野三鷹地区保健衛生組合にて納付書の送付・徴収業務を行ってきましたが、平成 15 年 3 月 31 日をもって組合が解散したため、平成 15 年度から三鷹市で行うことになりました。（三鷹市環境センターは平成 25 年 3 月 30 日閉鎖）

しかし、平成 25 年 4 月からクリーンプラザふじみが本格稼働したことから、処分手数料の徴収については、事業主体であるふじみ衛生組合で直接徴収することとなりました。

⑴手数料の基準及び金額

ふじみ衛生組合廃棄物処理に関する条例第 8 条に基づき手数料を徴収

10kgにつき　350円

⑵徴収方法

現金徴収、納入通知書による各回払い、納入通知書による一括払い（月末締め翌月支払）

13　ふれあいサポート事業

毎日のごみ出しが困難な市民に対しごみ出しの支援と安否確認を行い、業務はシルバー人材センターに委託しています。（平成 16 年度から実施）

年度別認定者数

年　度	ごみ出し支援（件）	ごみ出し支援＋安否確認（件）	合計（件）
令和 2 年度	106	1	107
令和 3 年度	107	1	108
令和 4 年度	102	1	103
令和 5 年度	109	1	110
令和 6 年度	115	1	116
令和 7 年度	148	1	149

各年度末

地区ごとの認定者数（令和 8 年 3 月 31 日現在）　（単位：件）

地区	下連雀	牟礼	井の頭	中原	北野	新川	上連雀	井口	深大寺	野崎	大沢	合計
件数	42	8	5	19	0	10	36	8	6	2	13	149

14　新川暫定広場

旧環境センター（旧可燃ごみ焼却場）の敷地の一部を暫定利活用し、健康づくりやボール遊びが楽しめる広場や人工芝の球技場等を整備し、市民の皆様にご利用いただける広場として、平成 31 年３月 27 日に「三鷹市新川暫定広場」がオープンしました。

名　　称：三鷹市新川暫定広場
所 在 地：三鷹市新川１丁目６番１号



⑴広場概要

ア　健康憩い広場

健康器具を使った運動や、人工芝での軽体操・ストレッチのほか、木陰のベンチでの休憩など地域の憩いの場として自由に利用できる広場

イ　ボール遊び広場

フットサルなどができる人工芝の球技場（予約制）のほか、親子などが自由にボール遊びをすることができる広場

ウ　ランニング走路

ランニングやウォーキングができる外周走路

エ　その他

だれでもトイレ、水飲み場など

⑵開場日時

年末年始（12 月 29 日から１月３日まで）を除く毎日

分　類	時　期	時　間
通　常	３月、４月、９月、10 月	午前９時から午後５時まで
夏　季	５月から８月まで	午前９時から午後６時まで
冬　季	11 月から２月まで	午前９時から午後４時 30 分まで

⑶利用実績

内　訳	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
健康憩い広場	15,533 人	14,433 人	12,211 人	13,057 人
ボール遊び広場（球技場以外）	9,200 人	9,362 人	10,389 人	7 ,161 人
球技場	10,391 人	8,083 人	10,482 人	4,262 人
ランニング走路	4,403 人	5,977 人	8,818 人	9,331 人
合　計	39,527 人	37,855 人	41,900 人	33,811 人

Ⅲ　し尿処理事業

1　現状

(1)収集

三鷹市では、昭和 43 年 7 月、東部下水処理場が稼働して以来水洗化が普及し、し尿汲取及び浄化槽世帯は減少の一途をたどっています。これに伴い、業務も年々縮小となり、昭和 62 年 7 月 1 日からし尿汲取は委託化されました。浄化槽は許可業者 1 社 1 台で行っていましたが、令和 2 年 4 月末日で市内の浄化槽が全て廃止されたことから、令和 4 年 3 月の許可期間終了をもって、許可業者はなくなりました。

令和 7 年度はし尿収集件数 848 件の内、一般家庭は 24 件、仮設トイレは 824 件と、仮設トイレが収集の大半を占めています。

(2)処理

収集されたし尿及び浄化槽汚泥は、令和 4 年 4 月に本格始動した、し尿投入施設で処理をしています。

2　し尿収集運搬形態

（令和 8 年 3 月現在）

区分＼項目	収集形態（浄化槽は清掃を含む）	車両	人員
し尿	委託（1 社）	バキューム 1 台	2 人
浄化槽汚泥	許可業者（0 社）	―	―

3　し尿処理量及び処理人口の推移

（令和 8 年 3 月現在）

区分＼年度			R3	R4	R5	R6	R7
し尿	一般家	世帯数	1	1	1	1	1
		人口	4	4	3	3	3
		便槽数	1	1	1	1	1
	仮設トイレ汲取数		646	687	715	774	848
	収集日数		197	159	162	174	165
	年間収集量(kl)		122.5	144.8	155.8	146.9	168.13
	1 日の平均収集量(kl)		0.63	0.91	0.96	0.84	1.01
浄化槽	世帯数		5	0	0	0	0
	人口		16	0	0	0	0
	設置基数		5	0	0	0	0
	収集日数		5	0	0	0	0
	*年間収集量(kl)		6.3	0	0	0	0
	*1 日の平均収集量(kl)		1.26	0	0	0	0

＊すでに浄化槽を使用していない家の解体の際に掘り出された浄化槽の汲取分を含んでいます。

4　し尿処理手数料

(1)手数料の基準及び金額

三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第32条に基づき手数料を徴収。

ア　水洗化未実施世帯

１便槽１回につき　　1,500円

イ　仮設トイレ

１便槽１回につき　　10,000円

(2)徴収方法

月末締めで翌月に納入通知書を送付する。

(3)調定件数及び金額（令和７年度）

一般家庭	24件	36,000円
仮設トイレ	824件	8,240,000円
計	848件	8,276,000円

5　し尿投入施設

平成31年４月から多摩川衛生組合に処理をお願いしているし尿等について、市内で安定的な処理を実施するため、三鷹市民センター内の旧第二体育館跡地にし尿投入施設を整備しました。令和２年度は旧第二体育館の解体工事とし尿投入施設等の整備に向けた基本・実施設計を、令和３年度は施設整備工事を行い、令和４年４月から本格稼働しています。



Ⅳ　ごみ減量化対策事業

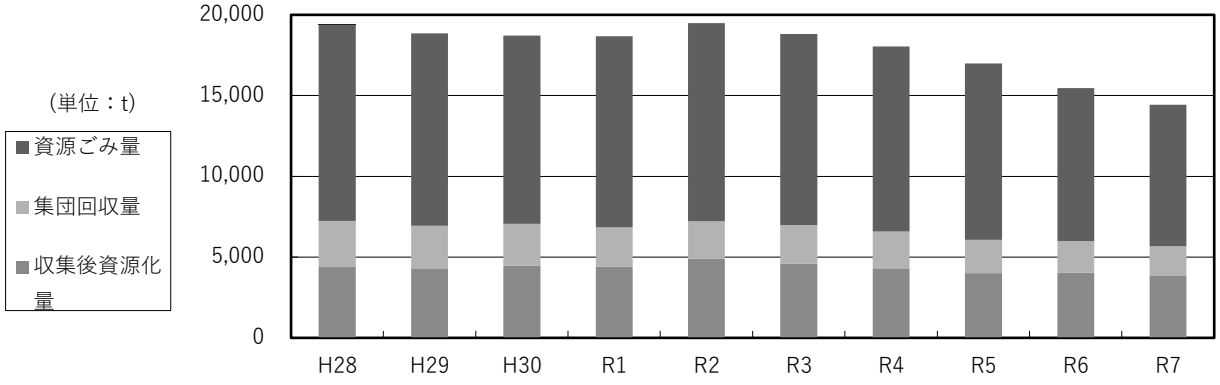
三鷹市は、平成５年３月に策定した「三鷹市ごみ処理総合施策」を、将来を見通したごみ処理・リサイクルシステムとして充実を図るため、当初の予定より１年早く見直しを行い、「三鷹市ごみ処理総合施策（改定）」として平成９年３月に改定しました。その後、循環型社会形成基本法をはじめとする各種リサイクル法の制定、廃棄物処理法の改定など関連法令等の整備や社会環境の変化を踏まえ、持続可能な循環型社会を形成するため、平成 15 年９月に「三鷹市ごみ処理総合計画２０１０」を策定しました。その後、「三鷹市ごみ処理総合計画２０１５」の策定（平成 20 年３月）や改定（平成 24 年３月）を経て、平成 28 年３月に「三鷹市ごみ処理総合計画２０２２」を策定し、令和２年３月に第１次改定を行いました。

また、「三鷹市ごみ処理総合施策」の見直しと並行して、平成７年６月制定の容器包装リサイクル法に基づく「分別収集計画」を策定、この計画に沿って平成９年７月から、アルミ缶、スチール缶を空きびんと同一の収集容器を用いての分別収集を行い、収集した空きびん・空き缶は、ふじみ衛生組合リサイクルセンターにて容器包装リサイクル法で定める分別基準適合物もしくは独自ルートに乗せる資源物として、ふじみ衛生組合から第三者へ引き渡されています。

平成９年７月には、市民に分別の徹底、排出抑制を呼びかけ、週３回の収集だった可燃ごみを週２回の収集とし、平成 11 年には、容器包装リサイクル法の完全施行（平成 12 年４月）に対応するため、平成 11 年に「分別収集計画」を改定し、新たに加わる紙製容器包装、プラスチック製容器包装の分別収集について検討を行い、一部地域でペットボトル・プラスチック類の分別収集を試行し、平成 17 年２月から市内全域でペットボトル、プラスチック類及び雑紙（その他紙製容器包装）の分別収集を開始しました。

１　総資源化量とリサイクル率

(1)総資源化量の推移



	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
資源ごみ量	12,134	11,898	11,665	11,835	12,260	11,835	11,444	10,917	9,475	8,768
集団回収量	2,838	2,689	2,581	2,430	2,325	2,373	2,291	2,077	1,961	1,800
収集後資源化量	4,391	4,256	4,472	4,405	4,897	4,602	4,300	4,002	4,037	3,869
合計	19,363	18,843	18,718	18,670	19,482	18,810	18,035	16,996	15,473	14,437

(2)総資源化量の内訳

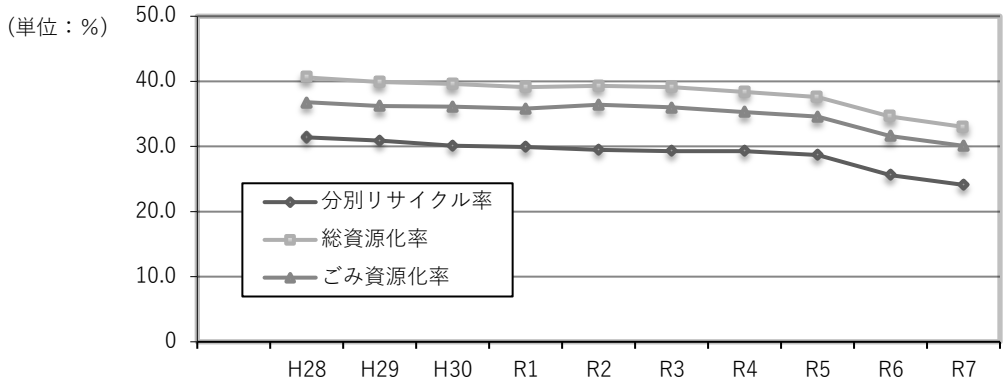
種　類		資源ごみ量	集団回収量	収集後資源化量		総資源化量
内　　容		市で定期収集している資源ごみからの資源化量（空きびん・空き缶・古紙・古着）・拠点回収を含む	町会・自治会などで自主的に行なっている集団回収	ごみを収集後、ふじみ衛生組合リサイクルセンター等で分別・資源化したもの	ごみを焼却後、エコセメント化施設等で資源化したもの	資源ごみ量＋集団回収量＋収集後資源化量
	紙　　類	5,566 t	1,505 t			7,071 t
	金　属　等	※1　376 t	90 t	475 t	94 t	1,035 t
	ガ　ラ　ス	1,722 t	114 t			1,836 t
	ペットボトル	※2　422 t				422 t
	紙　パ　ッ　ク	2t	8 t			10 t
	布　　類	680 t	83 t			763 t
	プラスチック	※3　　0 t				0 t
	焼　却　灰				3,300 t	3,300 t
計		8,768 t	1,800 t	475 t	3,394 t	14,437t

※1　376 t の内、小型家電は 4 t

※2　リサイクルセンター更新工事のため、令和 6 年 10 月より熱回収。（一部は水平リサイクル）

※3　リサイクルセンター更新工事のため、令和 6 年 8 月より熱回収。

(3)リサイクル率の推移



項　目	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
分別リサイクル率	31.4	30.9	30.1	29.9	29.5	29.3	29.3	28.7	25.6	24.1
総資源化率	40.6	39.9	39.6	39.1	39.3	38.7	38.4	37.6	34.7	33.0
ごみ資源化率	36.8	36.2	36.1	35.8	36.4	35.6	35.3	34.6	31.6	30.1

※平成 18 年度のエコセメント化施設稼働により、焼却灰の資源化量を、資源化量に含んでいる。

分別リサイクル率　＝　（資源ごみ量＋集団回収量）÷ごみ総排出量

総資源化率　　＝　（資源ごみ量+収集後資源化量+集団回収量）÷ごみ総排出量

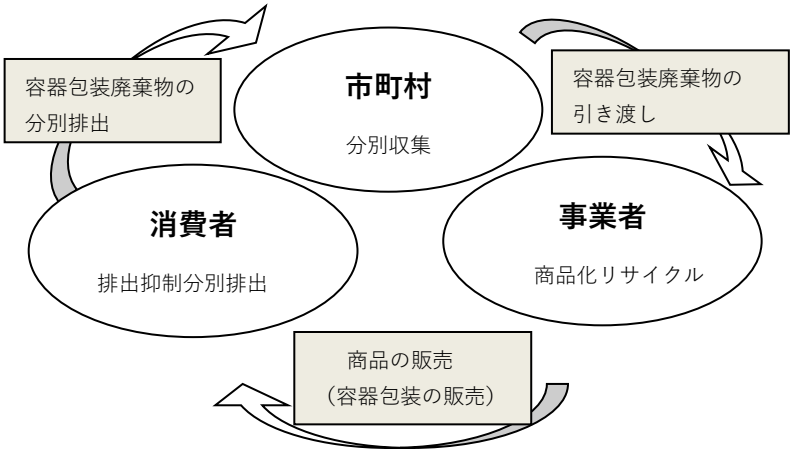
ごみ資源化率　　＝　（資源ごみ量＋収集後資源化量）÷（ごみ総排出量－集団回収量）

ごみ総排出量　　＝　総ごみ量（燃やせるごみ＋燃やせないごみ＋有害ごみ＋資源物＋粗大ごみ）＋集団回収量

2　分別収集計画と収集量

容器包装リサイクル法は、一般廃棄物のうち容量で約 61%、重量で約 22%を占める容器包装廃棄物の発生抑制とリサイクルによるごみの減量を図ることを目的に平成 7 年に制定されました。

この法律では、従来、市町村が全面的に責任を負っていた容器包装廃棄物の処理が、消費者は分別して排出し、市町村が分別収集し、事業者は再商品化するという、３者の役割が義務付けられました。また、平成 18 年度の改正では、レジ袋対策などを盛り込んだ容器包装廃棄物の排出抑制の促進、事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの創設、再商品化の義務を果たさない事業者（ただ乗り事業者）に対する罰則の強化、使用済ペットボトルの海外流出を抑え、円滑な再商品化をすすめることを国の基本方針としました。



<分別収集計画>

市町村が容器包装リサイクル法に基づくリサイクルシステムに参加するためには、「市町村分別収集計画」を策定し、法対象品目についての計画的な分別収集に取り組まなければなりません。

この計画は、ごみ処理体制や将来人口、市民の協力率を考慮しつつ、５年を１期として３年ごとに見直しが行われることになっており、令和 7 年 6 月に第 11 期計画の策定を行いました。

各年度の収集計画量　　（単位：ｔ）

	令和 8 年度 収集計画量	令和 9 年度 収集計画量	令和 10 年度 収集計画量	令和 11 年度 収集計画量	令和 12 年度 収集計画量
スチール缶	182.18	182.24	182.22	182.09	182.20
アルミ缶	325.48	325.58	325.54	325.32	325.51
無色ガラス	653.58	653.78	653.71	653.26	653.65
茶色ガラス	406.02	406.14	406.10	405.82	406.06
その他ガラス	690.18	690.39	690.32	689.84	690.25
紙パック	10.95	10.95	10.95	10.94	10.95
ペットボトル	726.06	726.28	726.20	725.70	726.13
段ボール	2,479.70	2,480.44	2,480.20	2,478.46	2,479.95
紙製容器包装	―	―	―	―	―
容器包装プラスチック	4,613.45	4,614.83	4,614.37	4,611.15	4,613.91
製品プラスチック	―	―	288	1,153	1,153
合　　計	10,087.60	10,090.63	10,377.61	11,235.58	11,241.61

※集団回収量を含む。

各年度の収集計画量と収集量

（単位：ｔ）

	R2 年度 収集計画量	R2 年度 収集量	R3 年度 収集計画量	R3 年度 収集量	R4 年度 収集計画量	R4 年度 収集量
スチール缶	233.00	241.92	235.00	207.98	235.00	211.89
アルミ缶	294.00	360.20	296.00	358.10	297.00	342.66
無色ガラス	746.00	729.27	751.00	728.55	753.00	672.58
茶色ガラス	464.00	456.00	468.00	445.58	469.00	426.85
その他ガラス	737.00	787.58	743.00	782.70	744.00	721.02
紙パック	12.00	13.11	12.00	14.88	12.00	9.79
ペットボトル	743.00	744.74	748.00	766.88	750.00	760.73
段ボール	2,113.00	2,653.95	2,130.00	2693.26	2,133.00	2,604.31
紙製容器包装	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
容器包装プラスチック	4,803.00	5,102.30	4,839.00	4805.68	4,848.00	4,594.84
合　　計	10,145.00	11,089.07	10,222.00	10803.61	10,241.00	10,344.67

（単位：ｔ）

	R5 年度 収集計画量	R5 年度 収集量	R6 年度 収集計画量	R6 年度 収集量	R7 年度 収集計画量	R7 年度 収集量
スチール缶	209.00	192.17	209.00	181.89	209.00	153.69
アルミ缶	360.00	338.99	360.00	324.96	360.00	307.82
無色ガラス	731.00	660.40	732.00	652.54	733.00	683.35
茶色ガラス	447.00	406.80	448.00	405.37	448.00	431.20
その他ガラス	786.00	684.48	786.00	689.08	788.00	722.13
紙パック	15.00	9.12	15.00	10.93	15.00	9.97
ペットボトル	770.00	740.46	770.00	724.90	772.00	680.37
段ボール	2,704.00	2,491.92	2,706.00	2,475.74	2,711.00	2,465.93
紙製容器包装	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
容器包装プラスチック	4,825.00	4,458.23	4,828.00	3,623.80	4,837.00	3,129.44
合　　計	10,847.00	9,982.57	10,854.00	9,089.21	10,873.00	8,583.90

※　リサイクルセンター更新工事のため、その他プラスチック製容器包装は令和６年８月より熱回収、ペットボトルは令和６年10月より熱回収（ただしペットボトル一部は水平リサイクル）。

3　資源物収集事業

(1)空きびん・空き缶収集事業

昭和 48 年 9 月、議員提案により、当時の「三鷹市廃棄物の処理および清掃に関する条例」が一部改正され、同条例第 4 条に市長の責務として、事業者の回収責任を追求した規定が盛り込まれました。市ではこれを受けて、事業者へのアンケート調査、回収協力のための話し合いを行い、昭和 49 年 9 月から、市内の一部地区でメーカー・回収業者によるアルミ缶とガラスびんの回収が行われるとともに、スチール缶については直営で拠点回収（13 か所）を行いました。

平成 3 年 2 月からは、市内の町会・自治会などの組織を対象に回収専用容器（オレンジコンテナ）を預かってもらう方式で『空きびんの分別回収』が始まり、その後、実施地域・世帯数は拡大・増加し、平成 6 年度には約 40,000 世帯で回収が行われ、平成 7 年 7 月には、全地域で、容器を回収日の前日配布する前日配布方式へ移行し、平成 9 年 7 月に「容器包装リサイクル法」の一部施行にあわせ、空き缶（アルミ缶・スチール缶）も空きびんと一括で収集する方式に切り替えました。

平成 20 年 11 月から、分別収集のより一層の向上とコンテナ置き場近くにお住まいの方々の負担軽減を目的に、月曜日収集地区の井の頭・中原・新川 1,4,5 丁目をモデル地区として、空きびん・空き缶の戸別収集を実施した結果、概ね好評だったことから、平成 22 年 11 月から火曜日収集地区を、平成 23 年 11 月から金曜日収集地区を、さらに平成 24 年 11 月から水曜日と木曜日収集地区の戸別収集を実施し、一部の集合住宅やステーションを除き、市内全域が戸別収集となりました。

空きびん・空き缶収集量　　（単位：ｔ）

区分＼年度	R3	R4	R5	R6	R7
空きびん・空き缶	2,248	2,116	2,039	2,024	2,094

(2)古紙（新聞・段ボール・雑誌）、古着類収集事業

平成 2 年 4 月から、第 1 処理場（旧三鷹市環境センター）にストック場を設置して、週 3 回の可燃ごみ収集の際に別途収集した古紙を業者に自由売却処分させてきましたが、古紙の収集量は、平成 3 年度には 323ｔと前年度より低下し、古紙相場の低迷もあってその後の回収量も期待できないような状況になりました。これらの状況を打破し、ごみ減量・資源化を進めるために、平成 4 年 7 月 15 日から古紙（新聞、雑誌、段ボール）、古着類、ふとんの資源回収を週 1 回（不燃ごみの日と同じ）のペースで開始し、平成 5 年 6 月には収集効率の点から月 2 回の収集に切り替え、平成 9 年 7 月から可燃ごみの収集が週 3 回から週 2 回になることを機に、ふとんを粗大ごみとして有料で水曜日（週 1 回・申込み不要）に収集することとしました。

平成 17 年 2 月の新分別収集方法の導入では、名刺サイズ以上の古紙を雑紙として収集することとなり、収集回数も月 2 回から週 1 回とし一層の資源化を図り、これを機にふとんの水曜日収集を廃止し、家具など他の粗大ごみと同じ扱いにしました。

古紙（新聞・段ボール・雑誌）、古着類収集量　　（単位：ｔ）

区分＼年度		R3	R4	R5	R6	R7
古紙合計		6,439	6 ,216	5,895	5,738	5,566
内訳	新　聞	327	294	250	223	208
	段ボール	2,149	2,078	2,016	2,016	2,024
	雑　誌	3,963	3,844	3,629	3,499	3,334
古着類		613	689	678	653	680

※　雑誌には雑紙を含んでいます。

(3)ペットボトル・プラスチック類の分別収集

ア　事業の概要

野崎４丁目、大沢１・２・４・５・６丁目地域で平成 13 年 11 月(一部平成 14 年 11 月)から行われていた「ペットボトル・プラスチック類の分別収集モデル事業」を経て、平成 17 年２月から市内全域で分別収集を開始しました。

イ　事業の内容

◇**ペットボトル**→月２回収集　※空きびん・空き缶の収集と隔週（５週目は除く）に実施

◇**プラスチック類**→週１回収集　※容器包装リサイクル法にこだわらず、次の除外品５品以外すべてのプラスチック製品を収集。

※除外品→ビニール傘、ビデオ・カセットテープ、混合素材の物干しハンガー、おもちゃ

ウ　事業実績

（単位：ｔ）

年度＼区分	R3	R4	R5	R6	R7
ペットボトル	767	761	740	725	680
プラスチック類	3,543	3,411	3,276	3,206	3,080

4　ごみ減量啓発活動

市では、市民に向けて、ごみ問題の重要性、ごみ減量・排出（発生）抑制の必要性の認識を深めるため、啓発活動を行っています。

(1)市民に向けた出前講座・中学生の職場体験受入れ

ごみ問題の重要性やリサイクルへの意識向上を図るために、地域に出向いて出前講座を行ったり、様々な職業を体験し、働くことの意義や自己の適正に対する認識を深めることを目的に中学校が実施している職場体験の生徒の受入れを行っています。

(2)その他の減量啓発

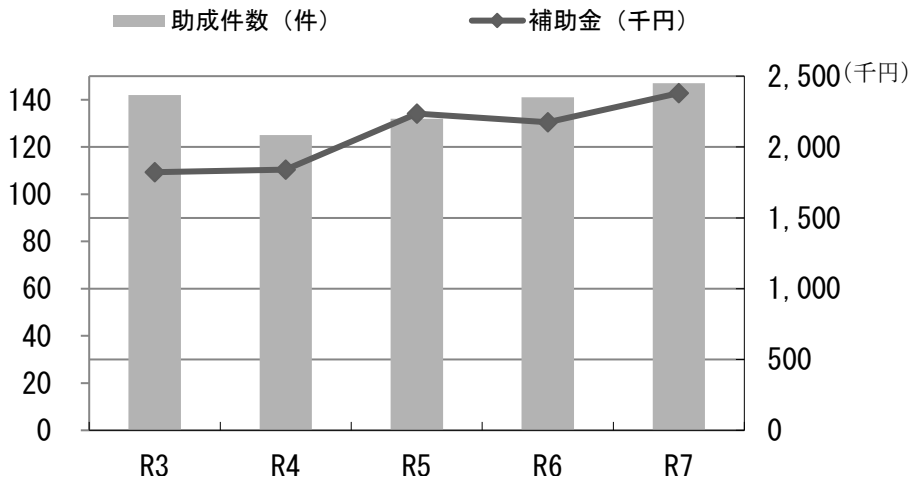
広く市民を対象とした減量啓発として、リサイクルカレンダーの作成・配布、広報「みたか」やホームページでの情報提供、ごみ分別アプリやＡＩチャットボットによる収集日や分別方法の周知、各住民協議会が主催するコミュニティ・センターまつりなどへのパネル等の貸し出し・資材提供、最終処分場や中間処理施設などの見学会の開催、パンフレット・看板の作成を行っています。

5　家庭用生ごみ処理装置等購入費助成事業

平成６年８月から、家庭用生ごみ処理装置等の購入者に対する助成事業を開始しました。これは、近年開発が進んでいるバイオ式、乾燥式等の生ごみ処理装置の購入者が増加しつつあることを考慮し、ごみ減量効果はもとより、高額な製品を購入しごみ減量を実践している市民の負担軽減、さらには意識啓発を目的としたものです。平成 13 年度からは、コンポスト容器のあっせん事業の終了に伴い、助成対象購入金額を 5,000 円以上から 3,000 円以上に引き下げました。

事業実績

年度	R3	R4	R5	R6	R7	累計
助成件数（件）	142	125	132	141	147	2,512
補助金（千円）	1,822	1,841	2,235	2,175	2,380	40,635



6　集団回収事業

地域の集団回収は、市民自らの手によるごみの減量・資源化の活動として、またコミュニティ活動の一環として、将来にわたりごみ行政において重要な位置を占めるものです。

市では、市内の集団回収実施団体に対し、その活動推進の一助として、昭和 54 年度から補助金を交付しています。

また、事業の円滑な運営を図るため、回収団体に、業者の紹介、回収用のぼり旗等の貸与等を行っています。

(1)集団回収事業の実績

項目＼年度	R3	R4	R5	R6	R7
登録団体数　(団体)	207	204	195	190	187
補助対象回収量（ｔ）	2,373	2,291	2,077	1,961	1,800
団体売上げ金　（円）	869,914	833,675	683,545	622,725	509,895
市からの補助金（円）	21,360,609	20,622,996	18,694,341	17,647,407	16,202,196
補助金単価　（円）	古紙、布類、スチール缶、アルミ缶、ビン類 kg９円	古紙、布類、スチール缶、アルミ缶、ビン類 kg９円	古紙、布類、スチール缶、アルミ缶、ビン類 kg９円	古紙、布類、スチール缶、アルミ缶、ビン類 kg９円	古紙、布類、スチール缶、アルミ缶、ビン類 kg９円

(2)品目別回収量

（単位：ｔ）

年度	新聞	雑誌・雑紙	ダンボール	布類	ｱﾙﾐ缶	牛乳ﾊﾟｯｸ	ｽﾁｰﾙ缶	ビン類	合計
R３	588	848	543	106	51	13	68	156	2,373
R４	560	834	528	105	47	8	65	144	2,291
R５	492	764	476	95	46	8	64	132	2,077
R６	434	736	460	93	44	9	62	123	1,961
R７	392	672	441	83	43	8	47	114	1,800

(3)回収業者助成金額の推移

（単位：ｔ）

年度＼種類	雑誌・雑紙／kg	スチール缶/kg	ガラス類/kg	新　聞/kg	段ボール/kg
令和３年度	４円	15 円	10 円	―	―
令和４年度	４円	15 円	10 円	―	―
令和５年度	４円	15 円	10 円	―	―
令和６年度	４円	15 円	10 円	―	―
令和７年度	４円	15 円	10 円	―	―

(4)再生資源集団回収事業登録業者一覧表

（令和８年３月 31 日現在）

No.	業　者　名	代　表　者	住　　所	電　話	取　扱　品　目
1	(有)梅田商店	梅田　裕輔	三鷹市新川３－15－11	0422-43-0890	古紙・雑紙・布類・牛乳パック
2	小川商店	小川　富裕樹	調布市富士見町 ３－６－12	042-486-4894	古紙・雑紙・アルミ缶・ スチール缶・牛乳パック
3	奥山商店(株)	福田　雄二	小平市花小金井 ３－13－１	042-461-0715	古紙・雑紙・布類・アルミ缶・ スチール缶・牛乳パック
4	アップル商会	望月　三十士	国分寺市東元町 ３－13－５ 平和コーポ301	042-328-1983	古紙・雑紙・布類・アルミ缶・ スチール缶
5	(株)山田洋治商店	山本　信之	練馬区大泉町 １－28－40	048－479-6234	古紙・布類・牛乳パック
6	紙材開発(株)	西内　向子	練馬区高野台 ２－４－12	03-5393-9620	古紙・雑紙・布類・アルミ缶・ スチール缶・牛乳パック
7	王子斎藤紙業(株) 杉並営業所	堀川　一夫	杉並区南荻窪 ３－29－16	03-3333-6672	古紙・雑紙・布類・牛乳パック
8	丸勝梱包運輸(有)	井上　敏夫	神奈川県相模原市 中央区陽光台 ４－30－５	042-774-4526	ビン類
9	元町再生	髙橋　均	調布市深大寺元町 1-11-1深大寺市街地住宅 413号	090-1859-7442	古紙・雑紙・布類・アルミ缶・ スチール缶・牛乳パック
10	(合)イッソー	鈴木　貴人	調布市飛田給3-42-77	080-1086-3855	古紙・雑紙・布類・アルミ缶・ スチール缶・牛乳パック
11	(株)伊藤国商店	伊藤　剛	小金井市中町1-14-41	042-383-7082	古紙・雑紙・布類・アルミ缶・ スチール缶・牛乳パック・ビン類
12	(株)小池商店 府中営業所	小池　茂男	府中市四谷6-56	042-363-2596	古紙・雑紙・布類・牛乳パック
13	(株)大久保	大久保　信隆	荒川区東日暮里1-40-5	03-3891-1188	古紙・雑紙・布類・アルミ缶・ スチール缶・牛乳パック

7　ごみ減量・リサイクル協力店

市では、マイバッグ持参の呼びかけや紙パック・トレイの自主回収など、ごみの減量・資源化の活動に積極的に取り組んでいる市内の小売販売店を「ごみ減量・リサイクル協力店」として認定し、その活動を支援しています。

また、市民に協力店をより利用してもらうため、令和６年８月に「ごみ減量・リサイクル協力店 MAP」を作成しました。

認定店一覧(認定番号順)　　（令和８年３月 31 日現在）

No	店　名	店頭回収をしている品目					主な活動内容
		紙ﾊﾟｯｸ	PET ﾎﾞﾄﾙ	トレイ	びん	缶	
1	東急ストア三鷹センター店 (下連雀３丁目 28 番 23 号)	○	○	○			簡易包装、マイバッグ運動、袋の回収・有料化、環境配慮品の販売、リサイクル品の販売、消費者・従業員へごみ減量・資源化の呼びかけ、独自の取組
2	コープ牟礼店 (牟礼５丁目３番１号)	○	○	○		○	簡易包装、使い捨て品削減、マイバッグ運動、袋の回収・有料化、環境配慮品の販売、 リサイクル品の販売、ばら売り、再生紙の利用、消費者・従業員へごみ減量・資源化の呼びかけ、独自の取組
3	いなげや三鷹牟礼店 (牟礼６丁目２番 20 号)	○	○	○	○	○	簡易包装、使い捨て品削減、マイバッグ運動、袋の回収・有料化、環境配慮品の販売、ばら売り、再生紙の利用、消費者・従業員へごみ減量・資源化の呼びかけ
4	Ｏｄａｋｙｕ ＯＸ三鷹台店 (井の頭２丁目５番２号)	○	○	○			簡易包装、マイバッグ運動、袋の回収・有料化、再生紙の利用、消費者へごみ減量・資源化の呼びかけ
5	西友三鷹牟礼店 (牟礼６丁目８番１２号)	○		○			マイバッグ運動、袋の回収・有料化、環境配慮品の販売、リサイクル品の販売、ばら売り、再生紙の利用、消費者・従業員へごみ減量・資源化の呼びかけ
6	セブンイレブン 三鷹下連雀９丁目店 (下連雀９丁目 11 番 14 号)						簡易包装、マイバック運動、袋の回収・有料化、消費者へごみ減量・資源化の呼びかけ
7	セブンイレブン 三鷹新道北通り店 (上連雀３丁目３番 12 号)						使い捨て品削減、マイバック運動、袋の回収・有料化、環境配慮品の販売、従業員へごみ減量・資源化の呼びかけ
8	太田ふとん店 (下連雀１丁目 11 番７号)						簡易包装の推進、環境配慮品の販売、不用品の回収、独自の活動
9	トーホーベーカリー (下連雀１丁目９番 19 号)						簡易包装の推進、マイバッグ運動、再生紙の利用、消費者へごみ減量・資源化の呼びかけ
10	セブンイレブン 三鷹富士見通り店 (井口１丁目 16 番 10 号)						簡易包装、マイバック運動、袋の回収・有料化、環境配慮品の販売、消費者へごみ減量・資源化の呼びかけ
11	マサキ屋商店 (下連雀１丁目 13 番１号)		○		○	○	簡易包装、使い捨て品削減、マイバック運動、袋の回収・有料化、環境配慮品の販売、リサイクル品の販売、不用品回収、消費者・従業員へごみ減量・資源化の呼びかけ、独自の活動

No	店　名	店頭回収をしている品目					主な活動内容
		紙ﾊﾞｯｸ	PETﾎﾞﾄﾙ	トレイ	びん	缶	
12	サミットストア 三鷹市役所前店 （野崎 1 丁目 3 番 10 号）	○	○	○	○	○	簡易包装、使い捨て品削減、マイバック運動、袋の回収・有料化、環境配慮品の販売、リサイクル品の販売、ばら売り、再生紙の利用、消費者・従業員へごみ減量・資源化の呼びかけ、独自の活動
13	サミットストア 三鷹台団地店 （牟礼 2 丁目 14 番 25 号）	○	○	○	○	○	使い捨て品削減、マイバック運動、袋の回収・有料化、環境配慮品の販売、
14	サミットストア上連雀店 （上連雀 7 丁目 32 番 26 号）	○	○	○			簡易包装、袋の回収・有料化、環境配慮品の販売、リサイクル品の販売、ばら売り、従業員へごみ減量・資源化の呼びかけ
15	石原ストアー （井口 5 丁目 6 番 32 号）						簡易包装、マイバッグ運動、環境配慮品の販売、従業員へごみ減量・資源化の呼びかけ
16	コープ下連雀店 （下連雀 7 丁目 16 番 22 号）	○	○	○	○	○	マイバック運動、袋の回収・有料化、環境配慮品の販売、リサイクル品の販売、ばら売り、再生紙の利用、独自の活動
17	グルメシティ三鷹中原店 （中原 3 丁目 1 番 11 号）		○				簡易包装、マイバック運動、袋の回収・有料化
18	コモディイイダ三鷹店 （上連雀 6 丁目 29 番）	○		○			簡易包装、マイバック運動、袋の回収・有料化、環境配慮品の販売、リサイクル品の販売、消費者・従業員へごみ減量・資源化の呼びかけ
19	TAIRAYA 三鷹新川店 （新川 5 丁目 6 番 23 号）	○	○	○	○	○	マイバック運動、環境配慮品の販売、リサイクル品の販売、ばら売り、再生紙の利用、消費者へごみ減量・資源化の呼びかけ
20	セブンイレブン 牟礼 6 丁目店 （牟礼 6 丁目 1 番 17 号）						マイバック運動、袋の回収・有料化、環境配慮品の販売、リサイクル品の販売、再生紙の利用、従業員へごみ減量・資源化の呼びかけ
21	セブンイレブン三鷹台店 （井の頭 1 丁目 30 番 16 号）						マイバック運動、袋の回収・有料化、環境配慮品の販売、リサイクル品の販売、再生紙の利用、従業員へごみ減量・資源化の呼びかけ
22	セブンイレブン 三鷹消研前店 （新川 6 丁目 13 番 5 号）						マイバック運動、袋の回収・有料化、環境配慮品の販売、リサイクル品の販売、再生紙の利用、消費者・従業員へごみ減量・資源化の呼びかけ
23	セブンイレブン 三鷹天文台通り店 (深大寺 1 丁目 14 番 30 号)						使い捨て品削減、袋の回収・有料化、環境配慮品の販売、リサイクル品の販売、再生紙の利用

8　三鷹市リサイクル市民工房

リサイクル市民工房は、市民が物を大切にし、修理して使える物は再度使用し、リサイクルを体験する場所として平成７年 12 月に下連雀８－７－３に開設しました。平成 11 年４月から移転のため一時休館し、同年８月 29 日に深大寺２－16－13 に再オープンしました。

粗大ごみ収集に出された家具類等「掘り出し物」の展示と三鷹市内各図書館からのリサイクル図書の提供、衣類のリフォームや廃材を利用した木工教室など各種リサイクル講習会を実施しています。また、年２回、フリーマーケットを開催しています。

所 在 地：三鷹市深大寺２－16－13
電　　話：0422－34－3196
開館日時：毎週水・木・土・日曜日
　　午前 10 時～午後４時
建物面積：164.03 ㎡(作業所)
　　79.49 ㎡（倉庫）
敷地面積：720.71 ㎡



三鷹市リサイクル市民工房

	来館者数（人）	作業スペース利用者数（人）	講習会参加者数（人）	展示品販売数（件）	図書提供数（冊）
令和３年度	5,448	0	0	1,129	7,788
令和４年度	5,517	6	32	829	5,583
令和５年度	7,706	9	49	989	6,747
令和６年度	7,319	16	83	1,020	6,264
令和７年度	8,357	26	61	1,087	5,710

※　新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和２年３月 26 日から同年５月 31 日まで及び令和３年４月 28 日から同年５月９日まで臨時休館、講習会及びフリーマーケットは全て中止しました。

9　喫煙マナーアップキャンペーン事業

(1)喫煙マナーアップキャンペーン

平成 15 年 10 月に東京都市長会により「にぎわう街の環境づくり～迷惑喫煙対策について～」が策定し、多摩 26 市一斉に迷惑喫煙防止キャンペーンを行うことが決定しました。翌年 4 月 18 日～23 日には、39 市町村共同によるオール東京市町村共同事業として「喫煙マナーアップキャンペーン」が実施されました。

平成 18 年度には、23 区も参加し、62 市区町村の共同事業として取り組みが拡大され、その後は、一斉に行うキャンペーンではなく、毎年 11 月 1 日～7 日を喫煙マナーアップ週間として位置づけ、各自治体で自主的な取り組みを行うこととなりました。

三鷹市では、平成 16 年 5 月から、たばこを吸う人も吸わない人も誰もが気持ちよく歩けるまちづくりを目指して、三鷹市ごみ減量等推進員やボランティアを中心に住民、事業者、行政の三者共同で 11 月 1 日～7 日の喫煙マナーアップ週間を軸にキャンペーンを行っています。平成 19 年度からは三鷹駅南口に加え、三鷹台駅でも開催し、広く喫煙マナーの向上を呼びかけています（平成 27 年度からは三鷹駅のみ実施）。

令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響で中止となりましたが、令和 3 年 4 月 1 日から「三鷹市受動喫煙防止条例」が施行し、各関係部署等と連携を強化しながら、効果的なキャンペーンの展開をしています。

(2)三鷹駅南口喫煙実態調査

令和 2 年度までは、吸い殻の数や歩行喫煙者数等を調査していましたが、令和 3 年 4 月 1 日から「三鷹市受動喫煙防止条例」が施行し、三鷹駅南口の緑の小広場に公衆喫煙所が設置されるとともに路上等喫煙マナーアップ区域が指定され、「三鷹市路上等受動喫煙防止指導員」が配置され、投げ捨てられた吸い殻の回収と歩行喫煙者への指導が行われるようになったため、令和 3 年度からごみ対策課の喫煙実態調査は行わないこととしました。

調査開始当初からの変化（平成 28 年度～令和 2 年度）～キャンペーン後の調査日での比較

早朝

	H28	H29	H30	R1	R2
吸い殻数（本）	150	216	151	200	171
喫煙率（%）	0.11	0.08	0.06	0.03	0.12

夕方

	H28	H29	H30	R1	R2
吸い殻数（本）	116	216	76	157	33
喫煙率（%）	0.1	0.1	0.07	0.14	0.4

(3)吸い殻等ポイ捨て防止促進路上ステッカーの貼付

平成 17 年度から、喫煙マナーの向上と煙草のポイ捨て防止を目的に、三鷹駅前地区を中心に路上ステッカーを貼付しています。平成 21 年度からは、市内で雨ますの中に吸い殻を捨てられるケースが多く見受けられることから、道路のＬ字溝に貼付するミニサイズのステッカーを作成し、啓発を行っています。

ア　路上ステッカーのサイズ

標準サイズ　40×40 ㎝

ミニサイズ　23× 8 ㎝

イ　令和７年度実績

枚数　標準　９枚、ミニ 100 枚　　合計　109 枚

場所　下連雀１・３・６丁目、井の頭１・２丁目、中原１・３丁目、新川４・６丁目、上連雀３・５・８丁目、牟礼５・７丁目、井口２丁目、大沢２丁目、深大寺２丁目

(4)公衆喫煙所の設置

三鷹市では、特定の場所のみを喫煙禁止区域として規制するのではなく、キャンペーン等を実施しながら、喫煙者にマナーアップを呼びかけることで、たばこを吸う人と吸わない人とが共存するまちづくりをすすめています。

平成 21 年 11 月には、分煙をすすめるための取り組みの一つとして、三鷹駅南口デッキ東側を喫煙場所として、灰皿を２個設置しました。平成 23 年度に喫煙場所との境を付ける目的で植栽を設け、喫煙マナーアップの啓発シールも貼付し、その後植栽からパーテーションに変更し区域を明確にしました。また、手すりに「たばこは灰皿で必ず消して入れてください」と記載されたステッカーを貼付するなど、啓発活動を行っていました。

令和２年７月下旬、上記開放型の喫煙所は撤去され、令和３年１月に三鷹駅南口「緑の小ひろば」に新たな公衆喫煙所が設置されました（運用は令和３年４月１日から）。

この喫煙所は、煙が周辺に漏れ出ないように閉鎖型であるとともに、喫煙所内の煙は脱臭装置を設けることで空気を浄化し、望まない受動喫煙の防止に十分配慮した構造・仕様となっています。



平成 21 年度から雨ます対策用にミニサイズを作成



緑の小ひろばに設置された公衆喫煙所（閉鎖型）

10　小型家電回収事業

(1)概要

平成 26 年 9 月から、市内の公共施設に 10 台の回収ボックスを設置し、ご家庭で不要となった

携帯電話やデジタルカメラなどの小型家電（30 センチ×15 センチ未満）の無料回収を開始しました。これは、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）に基づき、小型家電の基盤などに含まれる希少金属（レアメタルなど）を回収してリサイクルすることで、資源循環の促進を図ることを目的としたものです。

平成 29 年度からは、三鷹市は東京 2020 組織委員会が主催する「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」に参加し、市役所（本庁舎 1 階、第二庁舎 2 階）、コミュニティ・センター、リサイクル市民工房でのボックス回収のほか、新たに市内の公立図書館や大学などに携帯電話・PHS 専用の簡易型回収ボックスを設置するなど、拡充して回収を行いました。

なお、「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」は、平成 31 年 3 月 31 日をもって終了しましたが、引き続き小型家電の回収を行っています。

（単位：kg）

年　度	携帯電話等	その他小型家電	合　計	前年比（量）	前年比（率）
令和 4 年度	247	3,190	3,437	738	27.3%
令和 5 年度	184	3,056	3,240	△197	△5.7%
令和 6 年度	258	3,191	3,449	209	6.4%
令和 7 年度	305	3,787	4,092	643	18.6%

(2)回収品目

30 センチ×15 センチ未満の小型家電が対象

携帯電話、PHS 端末、電話機、デジタルカメラ、タブレット型端末、ゲーム機、USB メモリ、ラジオ、ドライヤー、電子時計　など

(3)回収ボックス設置場所（10 台）

設置場所名	設置場所・住所
市民センター	本庁舎 1F、第二庁舎 2F　野崎一丁目 1 番 1 号
大沢コミュニティ・センター	大沢四丁目 25 番 30 号
牟礼コミュニティ・センター	牟礼七丁目 6 番 25 号
井口コミュニティ・センター	井口一丁目 13 番 82 号
井の頭コミュニティ・センター	井の頭二丁目 32 番 30 号
新川中原コミュニティ・センター	新川一丁目 11 番 1 号
連雀コニュニティセンター	下連雀七丁目 15 番 4 号
三鷹駅前コミュニティ・センター	下連雀三丁目 13 番 10 号
リサイクル市民工房	深大寺二丁目 16 番 13 号



小型家電回収ボックス

11　特定家庭用機器の回収

(1)概要

廃棄物の減量と再生資源の十分な利用などを通じて廃棄物の適正な処理と資源の有効な利用を図り、循環型社会を実現していくため、使用済み廃家電製品の製造業者等及び小売業者に新たに義務を課すことを基本とする新しい再商品化の仕組みを定めた特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）が平成 10 年 6 月に制定され、平成 13 年月から施行されました。三鷹市では、テレビなど特定家庭用機器の収集受付や収集運搬を一般廃棄物収集運搬許可業者が行っています。

(2)対象品目

家庭用エアコン
テレビ（ブラウン管式、液晶式、プラズマ式）
電気冷蔵庫・電気冷凍庫
電気洗濯機・衣類乾燥機

(3)回収件数

（単位：件）

年　度	エアコン	テレビ	冷蔵庫（※）	洗濯機	衣類乾燥機	合計
令和 5 年度	83	840	498	427	47	1,895
令和 6 年度	117	902	563	464	24	2,070
令和 7 年度	54	699	426	390	19	1,588

※冷凍庫含む

12　食品ロス削減の取組

日本国内で本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食品ロス（フードロス）は約 464 万トン
（令和 5 年度推計）となっており、国民一人一日あたりに換算するとおにぎり 1 個分（約 102ｇ）のご飯の量に相当します。この食品ロス量は、世界全体の食品支援量（令和 5 年で年間約 370 万トン）の約 1.3 倍の量に相当します（消費者庁）。

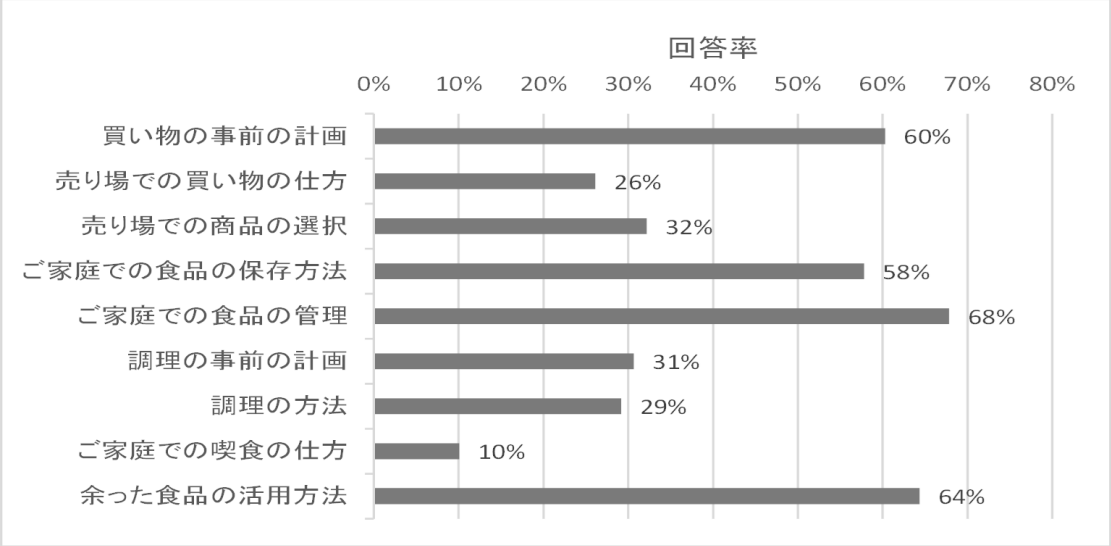
(1)家庭系食品ロス削減

令和 2 年 10 月に締結した「三鷹市食品ロス削減・食品リサイクル推進事業等の共同研究に関する協定書」に基づき、令和 2 年度には、公益財団法人流通経済研究所と連携し、家庭で発生する食品ロスの実態や要因、さらに削減に関する意識や行動について調査を行いました。令和 3 年度には、市民が参加する形で食品ロス削減に関する研究や意見交換を実施しました。令和 4 年度以降は、エコアクションキャンペーンとして三鷹駅南口等で啓発品を配布するとともに食品ロス削減の呼びかけを行ったり、ごみ減量・リサイクル協力店において啓発品の配布を行うなど継続して啓発を行っています。また、食品ロス削減月間である 10 月に市民センター及び三鷹駅前に懸垂幕及び横断幕を掲示し、より広く市民への周知を図っています。

ア　食品ロス削減に関する意識や行動についての調査（令和２年度アンケート調査）

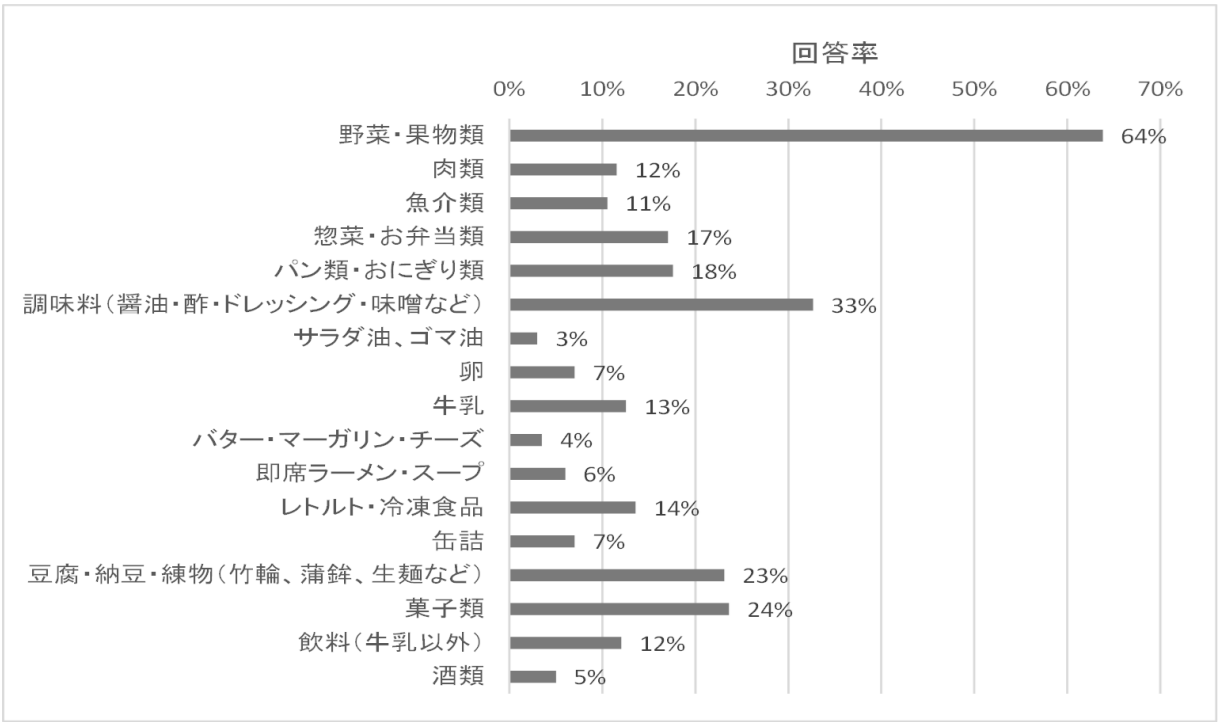
（ア）食品ロス削減行動実施についての認識

多くの市民は、「食材の在庫管理」や「計画的な買い物」食品ロス削減に寄与する行動を概ね行っていると認識しています。



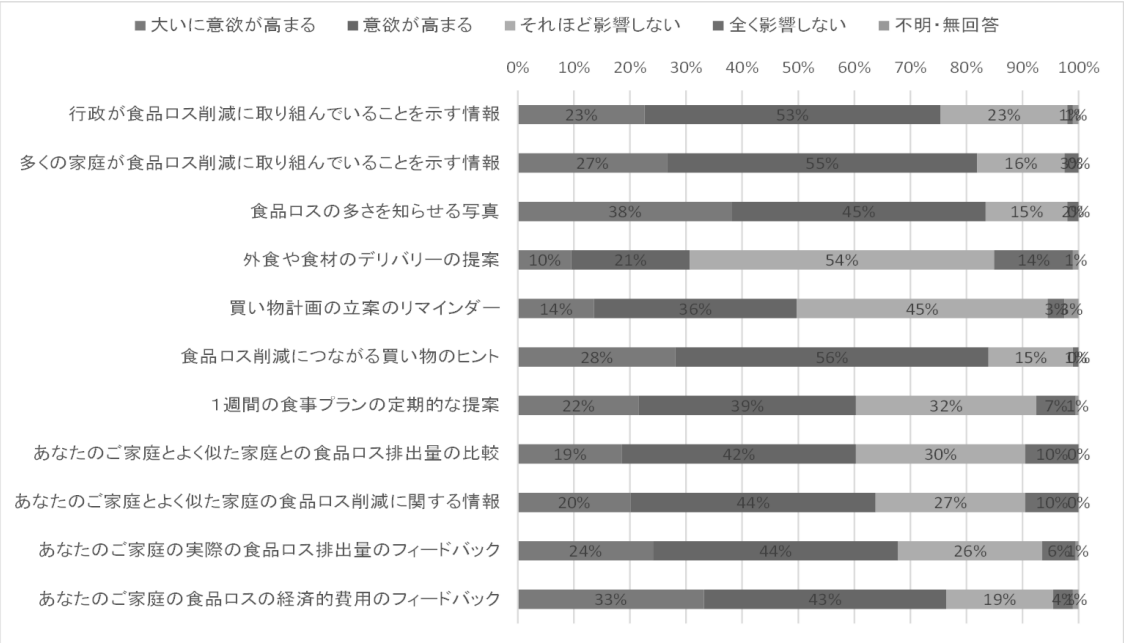
（イ）家庭における食品ロスの発生実態

「野菜・果物類」（64%）、「調味料」（33%）、「菓子類」（24%）、「豆腐・納豆・練物」（23%）、の順番で多く捨てられています。



（ウ）食品ロス削減への意欲を高める情報

食品ロス削減を推進していくためには、「食品ロスの多さを視覚的に訴える情報」、「多くの家庭が食品ロス削減に取り組んでいる情報」、「家庭の食品ロスの経済的費用」などの情報提供があると行動につながると考えられる、といった結果になりました。



イ　研究結果（参加した市民の主な意見）

家庭系食品ロスの削減には、市民一人ひとりの主体的な行動が不可欠であり、行政が啓発や取り組みを促すことも大事だが、市民は同じ立場の市民から提案されたほうが、「自分たちと同じ立場の人でもできる／やっている」と思い、やる気になる。何か自分たちでグループを作って市と連携ができれば、より良い形になっていくのではないか。

市民に広く食品ロス削減に取り組んでもらうには、垣根が低いこと、楽しめること、活動を通じて何か気づきがあることが大事である。そうした参加の場を、食品ロスをはじめとする既存のさまざまなエコについての活動・ネットワーク同士が連携して提供していくことが重要ではないか。

(2)事業系食品ロス削減

市内の飲食店等から発生する食品ロスの削減推進に向け、平成 30 年 5 月 30 日のゴミゼロの日より三鷹市食べきり運動を実施し、各キャンペーン等で市民向けに食品ロスの削減の呼びかけを行いました。

同年 8 月 22 日より事業者から発生する食品ロスの削減に向け、食べきり運動に協力していただく協力店等を募集し、「三鷹市食べきり運動協力店等」として認定しています。

食べきり運動協力店

三鷹市食べきり運動協力店一覧　（令和８年３月 31 日現在）

No.	事業者名	所在地
1	季寄せ　蕎麦　柏や	三鷹市下連雀 3-35-1　ミタカコラル４Ｆ
2	中華銘菜　餃子菜館	三鷹市下連雀 3-20-7　浜中ビル 101
3	グラナダ	三鷹市下連雀 4-17-12
4	オリジン東秀株式会社　オリジン弁当三鷹南口店	三鷹市下連雀 4-15-35　朝日三鷹マンション
5	株式会社　ダイエー　グルメシティ三鷹中原店	三鷹市中原 3-1-11
6	三鷹市民センター売店「ぽけっと」三鷹市障がい者ワーククラブ	三鷹市野崎 1-1-1 三鷹市役所内
7	居酒屋　ふく家	三鷹市下連雀 1-11-7
8	串焼　ピステ	三鷹市下連雀 3-33-3-102
9	喰猿呑猿笑猿	三鷹市下連雀 3-27-2　サンローゼ三鷹 2F
10	株式会社　大戸屋　大戸屋ごはん処三鷹南口店	三鷹市下連雀 3-33-1 吉野三十三番館 2F
11	麹らぁめん　田祭木	三鷹市井の頭 2-7-1
12	有限会社石原ストアー　ヒロマルチェーン三鷹井口店	三鷹市井口 5-6-32
13	鈴の音	三鷹市下連雀 3-27-8　3F
14	大島屋	三鷹市下連雀 3-22-3
15	居酒屋　酔	三鷹市下連雀 3-16-18　坂本ビル 1F
16	Moron	三鷹市下連雀 7-7-34

13　家庭用園芸用土の回収リサイクル

(1)目的

家庭菜園やガーデニングなどで使用した園芸用土は一般ごみとして処分することができず、公園等に不法投棄されることによる生態系への影響が懸念されていました。そこで、令和７年４月より、毎月第２土曜日、リサイクル市民工房、新川暫定広場の市内２か所で、行き場のない使用済み園芸用土の回収を始めました。回収した土は、再生処理をして市のイベントで無料配布したり、公共施設等で植栽客土として活用していきます。

(2)回収・再生実績

年度	種目	回収（持込）			再生（※）		配布
		リサイクル市民工房	新川暫定広場	合　計	重量	袋数	袋数
R7	持込（延べ）	435 人	262 人	697 人	－	－	－
	数量	3,253kg	2,147kg	5,400kg	4,953kg	705 袋	299 袋

※３月分に回収（持込）した土は、４月以降に事業者へ引渡して処理するため、回収（持込）数量と再生数量は一致しない。

14　古着の水平リサイクル推進に向けた取組

(1)目的

繊維製品の資源循環の促進と廃棄される繊維製品の削減に向け、古着を新しい技術で繊維に戻し、新たな衣料品へ再生させる水平リサイクルの取組「繊維 to 繊維」の実証実験を令和 7 年 7 月より開始しました。実証実験は、一般社団法人テキスタイルサーキュラーネットワーク（TC-Net）と協定を締結し、令和 9 年度まで協働で実施します。

(2)回収実績

（令和 8 年 3 月 31 日現在）

	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
三鷹地域ポイント付与数	253 人	256 人	254 人	304 人	314 人	319 人	307 人	304 人	308 人	2,619 人
回収量	510 kg	740 kg	490 kg	520 kg	710 kg	410 kg	680 kg	720 kg	340 kg	5,120 kg

Ⅴ　ごみ減量等推進会議

１　ごみ減量等推進会議のあらまし

「ごみ減量等推進会議」は、清潔で住みよいまちづくりのため、幅広い実践的活動を行う団体で、市長が町会、自治会、住民協議会、各種団体、ごみ処理業者等にごみ減量等推進員（任期２年）で組織されています。平成５年３月に策定した「三鷹市ごみ処理総合施策」の中で、地域住民へのごみ減量、資源化を進めるために結成されました。

特徴①　行政と地域住民が一体となってごみ減量化、資源化推進活動を行う組織です。

特徴②　ごみ減量等推進員の中から選出された 17 人により、代表者会議を構成しています。代表者会議は、市や関係機関と協力し、ごみの発生抑制、ごみの減量・資源化及び再利用の促進、市民、事業者及び行政の役割と責務などの事項について実践的方策を検討しています。

特徴③　ごみ減量等推進員の一人ひとりがごみ減量・資源化に寄与することで、地域的、全市的なＰＲを展開することができます。

特徴④　ごみ減量等推進員が以下のことを心がけることにより、事業者に対しても自主回収の推進や過剰包装の自粛、再生品の販売、ごみそのものの発生抑制を働きかけることができます。

・使い捨て商品と過剰包装品の購入自粛
・環境に配慮した商品、耐久性の高い商品の選択
・生ごみ処理器等による自家処理の推進
・ごみの分別及び適正な出し方等のルールの徹底
・集団回収や空きびん・空き缶収集等資源化への参加協力
・再生品の積極的な購入と使用
・マイバッグの使用促進

2　令和７年度　活動経過報告

(1)推進会議

会議名	日時	場所	参加者数	内容
代表者会議	**令和７年５月 14 日（水）** 午前 10 時～10 時 50 分	ふじみ衛生組合クリーンプラザふじみ３階研修ホール	代表者 12 人 職員７人	・令和７年度職員の人事異動について ・令和７年度ごみ減量等推進会議活動予定について ・ごみゼロキャンペーン、不法投棄防止キャンペーンについて
全体会議（改選）	**令和７年８月５日（火）** 午後１時 30 分～３時	ふじみ衛生組合クリーンプラザふじみ３階研修ホール	推進員 51 人 職員８人	・ごみ減量等推進員依頼状交付 ・事務局職員紹介 ・三鷹市ごみ減量等推進会議について ・代表者の選出・正副会長の選出 ・ごみ減量等推進会議の活動について
代表者会議	**令和７年 10 月 15 日（水）** 午前 10 時～11 時 50 分	市役所第三庁舎 312 号会議室	代表者 13 人 職員７人	・「ごみ処理体制及び資源循環施策の検討会議（仮称）」の設置について ・広報部会の設置及び広報誌の発行について ・第 13 回ふじみまつりについて
全体会議（意見交換会）	**令和８年１月 15 日（木）** 午後３時 10 分～４時	ふじみ衛生組合クリーンプラザふじみ３階研修ホール	推進員 27 人 職員６人	・広報部会の設置について
代表者会議（意見交換会）	**令和８年３月 23 日（月）** 午後１時～１時 30 分	ふじみ衛生組合クリーンプラザふじみ３階研修ホール	代表者 13 人 職員７人	・「ごみ処理体制及び資源循環施策の検討会議（仮称）」への市民代表の選出について
全体会議（活動報告及び活動計画）	**令和８年３月 23 日（月）** 午後１時 30 分～３時	ふじみ衛生組合クリーンプラザふじみ３階研修ホール	推進員 45 人 職員８人	・令和７年度活動報告について ・令和８年度活動計画について ・ごみ対策課の取組について（報告）

(2)行事関係

ごみ減量等推進員が参加する以下のキャンペーンについて、街頭キャンペーン、研修会を実施。

９月に実施	三鷹国際交流フェスティバル
10 月に実施	エコアクションキャンペーン、ごみ減量・リサイクル協力店との連携による食品ロス削減キャンペーン
11 月に実施	ふじみまつり、喫煙マナーアップキャンペーン

Ⅵ　環境衛生対策事業

１　あき地の管理

(1)目的

「三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例」に基づき、市内に所在するあき地が適正に管理されていないため発生する犯罪、火災又は廃棄物の投棄などを未然に防止し、市民生活の向上を図ります。

(2)実施内容

ア　対象地調査

７月（その他随時）

イ　除草指導

現地調査に基づき、雑草地所有者又は管理人に対し、繁茂した雑草を除去するよう指導又は命令し適正管理の徹底を図ります。

ウ　雑草刈取業者の紹介

所有者や管理人等に必要に応じて雑草刈取業者を紹介しています。

(3)字別あき地面積表

区分町＼名	中原	北野	新川	下連雀	井の頭	牟礼
調査対象か所	5	2	2	3	10	5
除去対象か所	3	0	0	0	5	1
除去対象面積（㎡・概算）	229	0	0	0	1,898	135

区分＼町名	上連雀	井口	深大寺	野崎	大沢	計
調査対象か所	8	0	1	0	3	39
除去対象か所	5	0	1	0	2	17
除去対象面積（㎡・概算）	655	0	100	0	200	3,217

(4)年度別除去実績表

項目＼年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
調査対象か所	45	54	38	49	41	44	42	37	33	39
除去対象か所	23	24	16	23	12	17	12	13	13	17
除去面積（㎡）	2,626	2,865	2,275	3,075	1,730	1,855	1,625	1,507	2,100	3,217
除去依頼	23	24	16	23	12	17	12	13	13	17
除去要請	3	1	2	6	2	2	3	5	3	0
除去勧告	1	0	0	1	1	1	0	0	0	0
除去命令	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※項目の面積（㎡）は、繁茂面積（概算）です。

2　衛生害虫関係

害虫駆除届出状況

（単位：件数）

害虫名＼年度	蚊	ユスリカ	ネズミ	ダニ	ゴキブリ	ハエ	蜂	白蟻	蟻	ノミ	その他	計
R2	0	1	5	2	0	0	329	0	0	1	117	455
R3	0	0	8	1	1	0	307	0	0	0	162	479
R4	0	0	12	0	13	0	294	1	1	0	105	426
R5	0	0	2	0	0	0	287	0	0	0	77	366
R6	0	0	10	0	0	0	289	0	0	0	83	382
R7	0	0	31	0	2	1	348	7	1	0	76	466

※令和７年度の蜂 348 件の内 340 件がスズメバチの苦情相談となっています（緑と公園課のデータ報告）。

※ネズミの苦情相談は水再生課の実績も含んでいます。

※その他のデータには環境政策課の実績も含んでいます。

3　公衆トイレ維持管理

名　　称	三鷹駅南口公衆トイレ	三鷹台駅前公衆トイレ
設　　置	昭和47年６月	昭和59年２月
位　　置	三鷹市下連雀3-46-2	三鷹市井の頭2-1-20
土地契約形態等	東日本旅客鉄道㈱より使用貸借 30㎡／㈱ｼﾞｪｲｱｰﾙ東日本都市開発より 給排水管用９㎡	京王電鉄㈱より賃借 18.48㎡
延べ床面積（建　物）	42.0㎡（２階建て）	16.3㎡
委　託　先	株式会社武蔵野産業	株式会社京王設備サービス

4　衛生的な家屋管理等に向けた居住者への支援等の検討

(1)目的

家屋が衛生的に管理されずに衛生害虫や悪臭が発生し、市に様々な相談が寄せられていますが、個人敷地内の管理はその所有者や管理者が責任を負うため、根本的な解決に至らないケースが多くなっています。

そこで、衛生的な家屋管理等に向けた居住者等への具体的な支援策について、ごみ対策コミュニティ、健康福祉など、多様な視点から検討を進め、課題と対策を整理し、平成 26 年度・27 年度の２カ年で、庁内プロジェクト・チームである「衛生的な家屋管理等に向けた居住者への支援策等検討プロジェクト・チーム」で検討を行い、平成 28 年度に「衛生的な家屋管理等に向けた庁内対策会議」を設置しました。

(2)検討内容

衛生的な家屋管理が行き届かない事例の実態把握を行い、家屋等の所有者・管理者への働きかけ方（関わり方）や具体的な解決方法を検討しました。令和元年度は、庁内関係部署と連携した家屋所有者等への指導や特別収集を実施しました。

5　主要財産目録

品　　名	型状寸法	取得年月日	金額(円)	メーカー	数
動力噴霧器	ＣＫＡ－35	H10. 7.30	250,000	マルナカ	1
	ＤＰ－13	〃	125,000	〃	1
	HPE4040L	R8. 1. 23	591,800	やまびこ	1

Ⅶ　条例・規則

1　三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例

改正　平成5年3月31日条例第8号
平成9年3月13日条例第1号
平成9年3月31日条例第4号
平成10年3月16日条例第10号
平成12年3月30日条例第17号
平成14年3月29日条例第16号
平成15年3月11日条例第4号
平成20年12月26日条例第40号
平成24年6月29日条例第22号
平成24年10月10日条例第26号
平成24年12月27日条例第41号
令和元年9月10日条例第9号
令和2年12月23日条例第25号

三鷹市廃棄物の処理および清掃に関する条例（昭和47年三鷹市条例第32号）の全部を改正する。

目次

第1章　総則（第1条・第2条）
第2章　市長の基本的責務等（第3条・第4条）
第3章　事業者の基本的責務（第5条）
第4章　市民の基本的責務（第6条）
第5章　廃棄物の減量及び再利用等（第7条―第15条）
第6章　適正処理困難物の抑制（第16条―第18条）
第7章　一般廃棄物の適正処理等（第19条―第31条）
第8章　一般廃棄物処理手数料（第32条―第34条）
第9章　一般廃棄物処理業（第35条―第41条）
第10章　浄化槽清掃業（第42条―第45条）
第11章　地域の生活環境（第46条―第48条の2）
第12章　雑則（第49条―第51条）
第13章　罰則（第52条）
附則

第1章　総則

（目的）

第1条　この条例は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて生活環境を清潔にすることによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、地球環境の保全を基調とした資源循環型社会を構築するまちづくりを行い、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

一部改正〔平成12年条例17号〕

（定義）

第2条　この条例における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）の例による。

2　この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）　家庭系廃棄物　一般家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。

（2） 事業系廃棄物　事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
（3） 事業系一般廃棄物　事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
（4） 再利用　活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。
（5） 資源物　市長が行う廃棄物の収集において、再利用を目的として分別して収集する物をいう。
一部改正〔平成 20 年条例 40 号〕

第２章　市長の基本的責務等

（市長の基本的責務）

第３条　市長は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

２　市長は、廃棄物の処理及び再利用の促進に関する事業の実施に当たっては、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

３　市長は、再利用等による廃棄物の減量及び廃棄物の適正な処理に関する市民の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。

４　市長は、第１項の責務を果たすため、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

（指導又は助言）

第４条　市長は、再利用の促進等による廃棄物の減量及び廃棄物の適正な処理に関し、必要と認めるときは、市民及び事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。

第３章　事業者の基本的責務

第５条　事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物を減量しなければならない。

２　事業者は、物の製造、加工、流通、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

３　事業者は、物の製造、加工、流通、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合は、その回収に努めなければならない。

４　事業者は、その事業系廃棄物を単独に又は他の事業者と共同して、自らの責任において適正にこれを処理しなければならない。

５　事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。

第４章　市民の基本的責務

第６条　市民は、家庭系廃棄物の発生を抑制し、再生品の使用、不用品の活用等により再利用を図り、その生じた家庭系廃棄物をなるべく自ら処理すること等により、家庭系廃棄物の減量に努めなければならない。

２　市民は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市の施策に協力しなければならない。

一部改正〔平成 20 年条例 40 号〕

第５章　廃棄物の減量及び再利用等

（市長の減量義務）

第７条　市長は、資源物の分別収集、廃棄物の処理施設での資源の回収等を行うとともに、物品の調達に当たっては、再生品を使用する等により、自ら再利用等による廃棄物の減量に努めなければならない。

（再利用に関する計画）

第８条　市長は、再利用等による廃棄物の減量を促進するため、再利用に関する計画を定めるものとする。

（事業者の減量義務）

第９条　事業者は、物の製造、加工、流通、販売等に際して、長期的に使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

２　事業者は、再利用の可能な物の分別の徹底を図る等再利用を促進するために必要な措置を講ずる等により、その事業系廃棄物を減量しなければならない。

３　事業者は、物の製造、加工、流通、販売等に際して、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平

成３年法律第 48 号）第２条第４項に規定する再生資源をいう。）及び再生品を利用するよう努めなければならない。
一部改正〔平成 14 年条例 16 号〕
（事業用大規模建築物の所有者等の義務）
第 10 条　事業用の大規模建築物で規則で定めるもの（以下「事業用大規模建築物」という。）の所有者は、市長の指導に従い、再利用を促進する等により、当該建築物から排出される事業系廃棄物を減量しなければならない。
２　事業用大規模建築物の所有者は、当該建築物から排出される事業系廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。
３　事業用大規模建築物の所有者は、規則で定めるところにより、廃棄物の減量及び再利用に関する計画を作成し、当該計画書を市長に提出しなければならない。
４　事業用大規模建築物の所有者は、当該建築物又は敷地内に、規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置するよう努めなければならない。
５　事業用大規模建築物の占有者は、当該建築物から生ずる事業系廃棄物の減量に関し、当該建築物の所有者に協力しなければならない。
６　事業用大規模建築物を建設しようとする者（以下「事業用大規模建築物の建設者」という。）は、当該建築物又は敷地内に、規則で定める基準に従い、再利用の対象となる物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用大規模建築物の建設者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。
（改善勧告等）
第 11 条　市長は、事業用大規模建築物の所有者が前条第１項から第３項までのいずれかの規定に違反していると認めるとき、又は事業用大規模建築物の建設者が同条第６項の規定に違反していると認めるときは、当該事業用大規模建築物の所有者又は当該事業用大規模建築物の建設者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。
（公表）
第 12 条　市長は、前条に規定する勧告を受けた事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者が、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
２　市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表をされるべき者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。
一部改正〔平成９年条例４号〕
（受入拒否）
第 13 条　市長は、事業用大規模建築物の所有者又は事業用大規模建築物の建設者が前条第１項の規定による公表をされた後において、なお、第 11 条に規定する勧告に係る措置をとらなかったときは、当該建築物から排出される事業系廃棄物の市長の指定する処理施設への受入れを拒否することができる。
（市民の自主的行動）
第 14 条　市民は、資源物の分別を行うとともに、集団回収等の再利用を促進するための市民の自主的な活動に参加し、協力する等により、廃棄物の減量及び資源の有効利用に努めなければならない。
（商品の選択等）
第 15 条　市民は、商品を選択するに際しては、当該商品の内容及び包装、容器等の材質等を自ら判断し、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。
２　市民は、商品の購入に伴い、不要となる物品がある場合には、事業者に対して下取り等を求めるよう努めなければならない。

第６章　適正処理困難物の抑制

（処理困難性の自己評価等）

第 16 条　事業者は、物の製造、加工、流通、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等に係る廃棄物の適正な処理の方法についての情報を提供すること等により、その製品、容器等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

（適正処理困難物の製造等の抑制）

第 17 条　事業者は、その製品、容器等が廃棄物となった場合において、その適正な処理が困難になる物（以下「適正処理困難物」という。）については、その製造、加工、流通、販売等を自ら抑制しなければならない。

（事業者の下取り等の回収義務等）

第 18 条　市長は、適正処理困難物を指定し、これを公表することができる。

２　前項に規定する適正処理困難物の製造、加工、流通、販売等を行う事業者は、自らの責任においてその適正処理困難物を下取り等により回収しなければならない。

３　市民は、前項に規定する事業者が適正処理困難物を回収しようとするときは、これに協力しなければならない。

４　市長は、第２項に規定する事業者が適正処理困難物を回収しないと認めるときは、その事業者に対し、期限を定めて、回収するよう命ずることができる。

５　前項の規定により命ぜられた回収について事業者がこれを履行しない場合は、市長は、自ら当該適正処理困難物を回収し、又は第三者をしてこれを回収させ、その費用を当該事業者から徴収することができる。

一部改正〔平成９年条例４号〕

第７章　一般廃棄物の適正処理等

（家庭系廃棄物の処理）

第 19 条　市長は、自らの責任において家庭系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。

２　家庭系廃棄物を市長の指定する処理施設に運搬しようとする者は、規則で定める基準に従わなければならない。

一部改正〔平成 15 年条例４号・20 年 40 号〕

（事業系廃棄物の処理）

第 20 条　事業者は、事業系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分を業として行うことのできる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。

（一般廃棄物処理計画）

第 21 条　市長は、法第６条の規定により一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定め、これを告示するものとする。

２　市長は、一般廃棄物処理計画に重要な変更があったときは、その都度告示するものとする。

一部改正〔平成 24 年条例 22 号〕

（一般廃棄物の処理）

第 22 条　市長は、一般廃棄物処理計画に従い、家庭系廃棄物を処理しなければならない。

２　市長は、家庭系廃棄物の収集、運搬及び処分に支障がないと認めるときは、事業系一般廃棄物の収集、運搬及び処分を行うものとする。

３　前２項に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分の基準は、規則で定める。

一部改正〔平成 20 年条例 40 号・24 年 22 号〕

（計画遵守義務）

第 23 条　土地又は建物の占有者（占有者がない場合は、管理者とする。以下「占有者」という。）は、その土

地又は建物内の家庭系廃棄物及び資源物を種類ごとに分別し、所定の場所に持ち出す等一般廃棄物処理計画に従わなければならない。
2　占有者は、家庭系廃棄物を収納する袋等について、廃棄物が飛散し、流出し、及びその悪臭が発生しないようにするとともに、家庭系廃棄物を持ち出しておく所定の場所を常に清潔にしておかなければならない。
一部改正〔平成 20 年条例 40 号・24 年 22 号〕
（家庭系廃棄物及び事業系一般廃棄物の排出方法）
第 23 条の 2　占有者は、市長が収集、運搬及び処分を行う家庭系廃棄物（粗大ごみ、し尿及び資源物を除く。）を排出するときは、市長が指定する収集袋（以下「指定収集袋」という。）を使用しなければならない。
2　事業者は、市長が収集、運搬及び処分を行う事業系一般廃棄物（粗大ごみ及びし尿を除く。）を排出するときは、指定収集袋を使用しなければならない。
3　前 2 項の規定により難いと市長が認めるとき、又は臨時に排出するときは、占有者及び事業者は、市長の指示に従わなければならない。
全部改正〔平成 20 年条例 40 号〕
(収集又は運搬の禁止等)
第 23 条の 3　市長及び市長が指定する者以外の者は、一般廃棄物処理計画で定める所定の場所に置かれた廃棄物のうち、規則で定める資源物を収集し、又は運搬してはならない。
2　市長は、前項の規定に違反する行為をした者に対し、これらの行為を行わないよう命ずることができる。
3　市長は、前項の規定による命令を受けた者が、その命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
4　第 12 条第 2 項の規定は、前項の規定による公表について準用する。
追加〔平成 24 年条例 22 号〕
(三鷹市行政手続条例の適用除外)
第 23 条の 4　前条第 2 項の規定による命令については、三鷹市行政手続条例（平成 9 年三鷹市条例第 4 号）第 3 章の規定は適用しない。
追加〔平成 24 年条例 22 号〕
(排出禁止物)
第 24 条　占有者は、市長が行う家庭系廃棄物の収集に際して、次に掲げる家庭系廃棄物を排出してはならない。
（1）　有毒性の物
（2）　危険性のある物
（3）　引火性及び爆発性のある物
（4）　著しく悪臭を発する物
（5）　容積又は重量の著しく大きい物
（6）　特別管理一般廃棄物に指定されている物
（7）　前各号に掲げるもののほか、家庭系廃棄物の処理を著しく困難にし、又は家庭系廃棄物の処理施設機能に支障が生ずる物
2　占有者は、前項各号に掲げる家庭系廃棄物を処理しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。
一部改正〔平成 20 年条例 40 号〕
(動物の死体)
第 25 条　犬、猫その他の動物の飼育者は、その飼育した動物の死体を自らの責任において処理しなければならない。
2　市長は、飼育者が不明な動物の死体の処理について市民から申出があった場合は、速やかにこれを処理しなければならない。
一部改正〔平成 12 年条例 17 号〕
(改善勧告等)

第 26 条　市長は、占有者が第 23 条の規定に違反していると認めるときは、その占有者に対し、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

(収集拒否)

第 27 条　市長は、占有者が前条に規定する勧告に係る措置をとらなかったときは、その措置の不履行の期間中、当該家庭系廃棄物の収集を拒否することができる。

一部改正〔平成 20 年条例 40 号〕

(事業者の処理)

第 28 条　市長は、規則で定める量の事業系一般廃棄物を排出する事業者に対し、それらを処理するよう命ずることができる。

2　事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら処理するときは、第 22 条第 3 項に規定する規則で定める収集、運搬及び処分の基準に従わなければならない。

(事業系一般廃棄物の受入拒否)

第 29 条　事業者（事業者から運搬の委託を受けた者を含む。）は、事業系一般廃棄物を市長の指定する処理施設に運搬する場合には、規則で定める基準に従わなければならない。

2　市長は、前項の事業者が同項に定める受入基準に従わない場合には、当該事業系一般廃棄物の受入れを拒否することができる。

(準用)

第 30 条　第 22 条第 1 項、第 23 条、第 24 条及び第 26 条の規定は、事業系一般廃棄物の処理について準用する。

（大規模建築物の廃棄物の保管場所等の設置）

第 31 条　規則で定める大規模建築物を建設しようとする者（以下「建設者」という。）は、その建築物又は敷

地内に廃棄物の保管場所及び保管設備（以下「保管場所等」という。）を設置しなければならない。この場合において、建設者は、当該保管場所等について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

2　前項に規定する保管場所等は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。

3　市長は、第 1 項に規定する保管場所等について、建設者が前 2 項の規定に違反すると認めるときは、当該建設者に対し、期限を定めて、保管場所等の設置その他必要な措置を命ずることができる。

第 8 章　一般廃棄物処理手数料

(一般廃棄物処理手数料)

第 32 条　市長は、家庭系廃棄物（資源物を除く。）を排出する占有者又は事業系一般廃棄物（資源物を除く。）を排出する事業者から、別表に定める一般廃棄物処理手数料を徴収する。ただし、事業者が事業系一般廃棄物を資源物として排出するときは、規則で定める基準により一般廃棄物処理手数料を徴収することができる。

2　既に納付した一般廃棄物処理手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

全部改正〔平成 12 年条例 17 号〕、一部改正〔平成 15 年条例 4 号・20 年 40 号〕

(指定収集袋の交付)

第 32 条の 2　市長は、前条第 1 項に規定する一般廃棄物処理手数料（第 23 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定により排出する廃棄物に係るものに限る。）をあらかじめ納付した者又は第 34 条の規定により当該一般廃棄物処理手数料を減免した者に、規則で定める場合を除き、指定収集袋を交付する。

2　指定収集袋に関し必要な事項は、規則で定める。

追加〔平成 12 年条例 17 号〕、一部改正〔平成 20 年条例 40 号〕

(手数料の算定)

第 33 条　市長は、第 32 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理手数料について、その廃棄物の重量を基準にして算定することが著しく実情に合わないと認めるときは、規則で定めるところにより、重量以外の基準により算

定することができる。
一部改正〔平成 12 年条例 17 号・15 年 4 号〕
（手数料の減免）
第 34 条　市長は、天災その他福祉的な考慮等特別の理由があると認めるときは、第 32 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理手数料を減免することができる。
一部改正〔平成 15 年条例 4 号・20 年 40 号〕

第 9 章　一般廃棄物処理業

（業の許可）
第 35 条　一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他規則で定める者については、この限りでない。
2　一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その他規則で定める者については、この限りでない。
3　市長は、前 2 項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、前 2 項の許可をしてはならない。
（1）　市長による一般廃棄物の収集、運搬又は処分が困難であること。
（2）　その申請の内容が、一般廃棄物処理計画に適合するものであること。
（3）　その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして規則で定める基準に適合するものであること。
（4）　申請者（申請者が法人であるときは、その業務を行う役員を含む。）が次のいずれにも該当しないこと。
ア　法第 7 条第 5 項第 4 号イからルまでのいずれかに該当する者
イ　この条例の規定により許可を取り消され、その取消しの日から 5 年を経過しない者
ウ　その他規則で定める者
4　第 1 項又は第 2 項の許可は、2 年を下らない規則で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。
5　第 1 項又は第 2 項の許可には、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定め、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。
6　市長は、第 1 項又は第 2 項の規定により許可をしたときは、許可証を交付する。
一部改正〔平成 10 年条例 10 号・12 年 17 号・20 年 40 号・24 年 22 号〕
（業の変更の許可）
第 36 条　前条第 1 項の規定により許可を受けた者（以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。）又は同条第 2 項の規定により許可を受けた者（以下「一般廃棄物処分業者」という。）は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。
2　前条第 3 項及び第 5 項の規定は、前項の許可について準用する。
（処理基準）
第 37 条　一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、第 22 条第 3 項に規定する規則で定める基準に従い、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。
（遵守義務）
第 38 条　一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
（1）　許可証を事業所等の見やすい場所に掲示すること。
（2）　許可証を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
（3）　自己の名義をもって、他人にその営業をさせないこと。

（許可の取消し等）
第 39 条　市長は、一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めて、その事業の全部若しくは一部の停止若しくは市長の指定する処理施設への搬入の停止を命ずることができる。
（1）　この条例若しくはこの条例に基づく処分に違反する行為（以下この号において「違反行為」という。）をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。
（2）　その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第 35 条第 3 項第 3 号に規定する基準に適合しなくなったとき。
（3）　第 35 条第 3 項第 4 号アからウまでのいずれかに該当するに至ったとき。
（4）　第 35 条第 5 項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。
一部改正〔平成 9 年条例 4 号・14 年 16 号・24 年 22 号〕
（許可証の再交付）
第 40 条　一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、許可証を紛失し、又はき損したときは、規則で定めるところにより、直ちに市長に届け出て再交付を受けなければならない。
（許可申請手数料）
第 41 条　次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請の際に納入しなければならない。
（1）　一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者　10,000 円
（2）　一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者　10,000 円
（3）　一般廃棄物収集運搬業者で、その事業の範囲の変更の許可を受けようとする者　10,000 円
（4）　一般廃棄物処分業者で、その事業の範囲の変更の許可を受けようとする者　10,000 円
（5）　許可証の再交付を受けようとする者　3,000 円

第 10 章　浄化槽清掃業

（浄化槽清掃業の許可）
第 42 条　浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 35 条第 1 項の規定により、浄化槽清掃を業として行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。
2　市長は、前項の規定により許可をしたときは、許可証を交付する。
（遵守義務）
第 43 条　前条第 1 項の規定により許可を受けた者（以下「浄化槽清掃業者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
（1）　許可証を事業所等の見やすい場所に掲示すること。
（2）　許可証を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。
（3）　自己の名義をもって、他人にその営業をさせないこと。
（許可証の再交付）
第 44 条　浄化槽清掃業者は、許可証を紛失し、又はき損したときは、規則で定めるところにより、直ちに市長に届け出て再交付を受けなければならない。
（許可申請手数料）
第 45 条　次の各号に掲げる者は、当該各号に定める手数料を申請の際に納入しなければならない。
（1）　浄化槽清掃業の許可を受けようとする者　10,000 円
（2）　許可証の再交付を受けようとする者　3,000 円

第 11 章　地域の生活環境

（清潔の保持）
第 46 条　占有者は、土地又は建物及びそれらの周囲を常に清潔にし、臭気の発散、病害虫の発生等により近隣に迷惑をかけることのないよう、相互に協力して地域の生活環境を保全するよう努めなければならない。

２　何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所を汚してはならない。
３　公共の場所において、宣伝物、印刷物その他の物を配布し、又は配布させた者は、散乱した物を速やかに清掃しなければならない。
４　土木工事、建築工事その他の工事を行う者は、工事に伴って生じた土砂、がれき、廃材等を適正に管理して、公共の場所に土砂等が飛散したり、流出したりしないようにしなければならない。
一部改正〔平成 12 年条例 17 号〕
（公共の場所の管理者の責務）
第 47 条　前条第 2 項に規定する公共の場所の管理者は、その管理する場所を清潔に保ち、かつ、みだりに廃棄物が捨てられないように適正に管理しなければならない。
(吸い殻、空き缶等の投げ捨て防止)
第 47 条の 2　何人も、みだりに吸い殻、チューインガムのかみかす、空き缶、空き瓶等の投げ捨てを行ってはならない。
２　缶入り、瓶詰等の飲料を製造し、又は販売する事業者は、空き缶、空き瓶等の回収のための容器を設置するなど、空き缶、空き瓶等の投げ捨て防止に努めなければならない。
追加〔平成 12 年条例 17 号〕
(指導、助言等)
第 47 条の 3　市長は、第 46 条及び前条の規定に違反した者に対し、必要な措置をとるよう指導、助言又は勧告を行うことができる。
追加〔平成 12 年条例 17 号〕
(空き地の管理等)
第 48 条　空き地の所有者、管理者及び占有者（以下「所有者等」という。）は、犯罪若しくは火災の発生又は害虫等による非衛生状態の発生を防止するため、繁茂した雑草等を除去し、適正に管理しなければならない。
２　所有者等は、付近住民の生活環境を損なうことを防止するため、その空き地にみだりに廃棄物が捨てられないように、その周囲に囲いを設ける等不法投棄を防止する措置を講ずるよう努めなければならない。
３　所有者等は、その空き地に廃棄物が捨てられ、廃棄者の特定と処理が困難な場合は、その廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
４　所有者等は、その空き地を物置場として利用している場合は、その置いている資材、薬品、廃棄物等が原因で事故が発生しないように適正に管理しなければならない。
５　市長は、空き地が危険な状態になると判断するときは、その空き地の雑草等の措置について、その所有者等に対し、必要な指導又は助言を行わなければならない。
全部改正〔平成 12 年条例 17 号〕
(勧告、命令等)
第 48 条の 2　市長は、前条第 1 項の規定に違反して、その空き地の付近住民の生活環境を著しく害していると認めるときは、所有者等に対し、その空き地の雑草等を除去し、又は刈り取ることを勧告し、又は命ずることができる。
２　市長は、前項の命令を受けた者が、これを履行しないときは、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）の規定により、自ら所有者等のなすべき行為を行い、又は第三者にこれを行わせ、その費用を当該所有者等から徴収することができる。
追加〔平成 12 年条例 17 号〕

第 12 章　雑則

(報告の徴収)
第 49 条　市長は、法第 18 条及び浄化槽法第 53 条第 1 項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者その他の関係者に対し、必要な報告を求めることができる。
一部改正〔平成 20 年条例 40 号〕

（立入検査）

第 50 条　市長は、法第 19 条第 1 項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び処理並びに空き地の管理に関し、必要な帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3　第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

一部改正〔平成 12 年条例 17 号〕

（技術管理者の資格）

第 50 条の 2　法第 21 条第 3 項の規定による条例で定める技術管理者の資格は、規則で定める。

追加〔平成 24 年条例 26 号〕

（委任）

第 51 条　この条例に規定するもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

第 13 章　罰則

追加〔平成 24 年条例 22 号〕

（罰則）

第 52 条　第 23 条の 3 第 2 項の規定による命令に違反した者は、200,000 円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

追加〔平成 24 年条例 22 号〕

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成 5 年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の三鷹市廃棄物の処理および清掃に関する条例（以下「旧条例」という。）第 13 条第 1 項の許可で次の表の左欄に掲げるものを受けている者は、この条例の施行の日にそれぞれ同表の右欄に掲げるこの条例（以下同表において「新条例」という。）第 35 条第 1 項又は第 42 条第 1 項の許可を受けている者とみなす。

一般廃棄物の収集又は運搬のみの業に係る旧条例第 13 条第 1 項の許可	新条例第 35 条第 1 項の許可
浄化槽清掃業に係る旧条例第 13 条第 1 項の許可	新条例第 42 条第 1 項の許可

3　この条例の施行の際、現に旧条例の規定によりされている申請で、前項の表の左欄に掲げる許可に係るものは、それぞれ同表の右欄に掲げる許可に係る申請とみなす。

4　前 2 項に規定する場合のほか、この条例の施行前に旧条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定があるときは、この条例の規定によってした処分、手続その他の行為とみなす。

附　則（平成 9 年 3 月 13 日条例第 1 号）

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 9 年 3 月 31 日条例第 4 号抄）

（施行期日）

1　この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 10 年 3 月 16 日条例第 10 号）

この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 12 年 3 月 30 日条例第 17 号）

1　この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 23 条の次に 1 条を加える改正規定、第 32 条の改正規定、第 32 条の次に 1 条を加える改正規定及び別表の改正規定は、平成 12 年 8 月 1 日から施行する。

2　この条例による改正後の三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第 23 条の 2、第 32 条、第 32 条の 2 及び別表の規定は、平成 12 年 9 月 1 日（以下「適用日」という。）以後に収集、運搬及び処分を行う事業系一般廃棄物の排出について適用し、適用日前に収集、運搬及び処分を行う事業系一般廃棄物の排出については、なお従前の例による。

附　則（平成 14 年 3 月 29 日条例第 16 号）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

2　この条例による改正後の三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例別表（粗大ごみに係る部分に限る。）の規定は、平成 14 年 10 月 1 日以後に処理の申込みのあった粗大ごみの排出について適用し、同日前に処理の申込みのあった粗大ごみの排出については、なお従前の例による。

附　則（平成 15 年 3 月 11 日条例第 4 号）

1　この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

2　解散前の武蔵野三鷹地区保健衛生組合が有していた一般廃棄物の処分の手数料に係る債権（武蔵野三鷹地区保健衛生組合立第 1 処理場に係るものに限る。）で、三鷹市に譲与されたものについては、この条例による改正後の三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例別表 4 の項に規定する一般廃棄物処理手数料の徴収の例により徴収する。

附　則（平成 20 年 12 月 26 日条例第 40 号）

この条例は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附　則（平成 24 年 6 月 29 日条例第 22 号）

この条例は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附　則（平成 24 年 10 月 10 日条例第 26 号）

この条例中第 1 条の規定（第 50 条の次に 1 条を加える改正規定に限る。）は公布の日から、第 1 条の規定（第 50 条の次に 1 条を加える改正規定を除く。）は規則で定める日から、第 2 条の規定は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 24 年 12 月 27 日条例第 41 号）

1　この条例は、平成 25 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

2　この条例による改正後の三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例別表（粗大ごみに係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に処理の申込みのあった粗大ごみの排出について適用し、施行日前に処理の申込みのあった粗大ごみの排出については、なお従前の例による。

附　則（令和元年 9 月 10 日条例第 9 号）

この条例は、令和元年 12 月 14 日から施行する。

附　則（令和 2 年 12 月 23 日条例 25 号）

（施行期日）

1　この条例は、令和 3 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例別表の規定は、施行日以後に処理の申込みのあった家庭系廃棄物の排出について適用し、施行日前に処理の申込みのあった家庭系廃棄物の排出については、なお従前の例による。

別表（第 32 条関係）

一般廃棄物処理手数料

<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>手数料</th></tr>
<tr><td colspan="2">1　家庭系廃棄物を指定収集袋により排出する占有者</td><td>ミニ袋（5 リットル相当）　1 袋につき　9 円
S 袋（10 リットル相当）　1 袋につき 18 円
M袋（20 リットル相当）　1 袋につき 37 円
L 袋（40 リットル相当）　1 袋につき 75 円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">2　家庭系廃棄物（し尿を除く。）指定収集袋によらず排出する占有者</td><td>粗大ごみ</td><td>1 品につき 3,000 円を限度として、品目別に規則で定める額</td></tr>
<tr><td>臨時のごみ（粗大ごみを除く。）</td><td>1 キログラムにつき　50 円</td></tr>
<tr><td colspan="2">3　事業系一般廃棄物（粗大ごみ及びし尿を除く。）を排出する事業者</td><td>1 キログラムにつき　50 円
指定収集袋を使用して排出するときは、指定収集袋の容量に応じて規則で定める額</td></tr>
<tr><td colspan="2">4　し尿を排出する占有者又は事業者</td><td>（1）水洗化未実施世帯　1 便槽 1 回につき　1,500 円
（2）仮設トイレ　1 便槽 1 回につき　10,000 円</td></tr>
</table>

全部改正〔平成 20 年条例 40 号〕、一部改正〔平成 24 年条例 26 号・41 号〕

2　三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則

改正　平成5年6月23日規則第16号
平成6年7月19日規則第30号
平成9年6月27日規則第22号
平成10年3月20日規則第7号
平成12年3月31日規則第21号
平成12年6月30日規則第55号
平成12年12月20日規則第73号
平成13年3月26日規則第8号
平成13年10月15日規則第39号
平成13年11月5日規則第42号
平成14年5月22日規則第44号
平成15年3月26日規則第9号
平成15年9月29日規則第46号
平成16年9月16日規則第45号
平成17年3月31日規則第10号
平成18年9月14日規則第63号
平成20年10月1日規則第37号
平成21年3月31日規則第9号
平成22年9月15日規則第37号
平成24年7月31日規則第27号
平成24年10月10日規則第31号
平成27年3月23日規則第13号
平成28年3月31日規則第36号
令和2年9月4日規則第51号
令和2年12月23日規則第64号
令和3年9月29日規則第39号
令和5年9月29日規則第54号

三鷹市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則（昭和47年三鷹市規則第25号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条　この規則は、三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成5年三鷹市条例第8号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条　この規則における用語の意義は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）、浄化槽法（昭和58年法律第43号）及び条例の例による。

（再利用に関する計画）

第3条　条例第8条に規定する再利用に関する計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1）　再利用の基本方針に関する事項
（2）　再利用促進のための方策に関する事項
（3）　資源物の発生量及び再利用量の見込みに関する事項
（4）　再利用のための施設整備に関する事項
（5）　再利用促進のための教育に関する事項
（6）　その他再利用に関し必要な事項

（事業用大規模建築物）

第４条　条例第 10 条第１項に規定する規則で定める事業用の大規模建築物（以下「事業用大規模建築物」という。）は、事業用途に供する延べ床面積が 3,000 平方メートル以上の建築物又は同一事業所からの事業系廃棄物の排出量が年間 50 トンを超えるものとする。

（廃棄物管理責任者）

第５条　事業用大規模建築物の所有者は、条例第 10 条第２項の規定により、当該建築物から排出される事業系廃棄物を管理することのできる者のうちから廃棄物管理責任者を１人選任し、選任の日から 30 日以内に廃棄物管理責任者選任（解任）届（様式第１号）により市長に届け出なければならない。

２　事業用大規模建築物の所有者は、前項の届出に変更があったときは、その事実が生じた日から 30 日以内に廃棄物管理責任者選任（解任）届により市長に届け出なければならない。

（事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び再利用計画）

第６条　事業用大規模建築物の所有者は、条例第 10 条第３項の規定により、事業用大規模建築物における廃棄物の減量及び再利用計画書（様式第２号）を毎年４月１日現在で作成し、５月末日までに市長に提出しなければならない。

一部改正〔平成 12 年規則 21 号〕

（再利用対象物の保管場所の設置基準等）

第７条　条例第 10 条第４項及び第６項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

（１）　廃棄物の保管場所を明確に区分し、再利用の対象となる物（以下「再利用対象物」という。）に廃棄物が混入しないようにすること。

（２）　再利用対象物を十分かつ適切に収納できるものであること。

（３）　再利用対象物を品目別に分別して保管できるものであること。

（４）　搬入、搬出等の作業が容易にできるものであること。

（５）　保管場所には、再利用対象物の種類その他注意事項を表示すること。

２　事業用大規模建築物を建設しようとする者は、条例第 10 条第６項の規定により、再利用対象物の保管場所の設置について、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第６条第１項の規定による当該建築物の確認の申請の前までに再利用対象物保管場所設置届（様式第３号）を市長に届け出なければならない。

（適正処理困難物の指定等）

第８条　市長は、条例第 18 条第１項の規定により適正処理困難物を指定する場合は、あらかじめ他の地方公共団体等と協議するものとする。

２　市長は、適正処理困難物を指定した場合は、これを市民に明らかにするとともに、適正処理困難物の製造、加工、流通、販売等を行う事業者に通知するものとする。

（家庭系廃棄物の運搬許可）

第９条　条例第 19 条第２項に規定する家庭系廃棄物を市長が指定する処理施設へ運搬しようとする者は、廃棄物運搬許可申請書（様式第４号）を市長に提出し、その許可を受けなければならない。

一部改正〔平成 15 年規則９号・21 年９号〕

（家庭系廃棄物の受入基準）

第 10 条　条例第 19 条第２項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

（１）　一般廃棄物処理計画に適合したものであること。

（２）　一般廃棄物の処理施設に支障をきたさないものであること。

（３）　再利用の対象となる物の混入がないものであること。

一部改正〔平成 21 年規則９号〕

（粗大ごみ又は臨時のごみの処理の申込み）

第 11 条　家庭系廃棄物のうち、粗大ごみ又は臨時のごみの処理を受けようとする者は、家庭系廃棄物処理申込書（様式第５号）の提出その他市長が定める方法により市長に申し込まなければならない。

２　粗大ごみは、別表第１に定めるもののほか、通常の収集に支障をきたす数量、重量、容積のある物で市長が指示するものとする。
３　臨時のごみは、災害時等で緊急に処理する必要がある家庭系廃棄物とする。
一部改正〔平成 20 年規則 37 号・21 年９号〕
（し尿の処理の申込み）
第 12 条　し尿の処理を受けようとする者は、し尿処理申込書（様式第６号）により市長に申し込まなければならない。
（一般廃棄物の収集、運搬及び処分の基準）
第 13 条　条例第 22 条第３項に規定する規則で定める基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第３条の規定による。
（収集又は運搬の禁止の対象となる資源物）
第 13 条の２　条例第 23 条の３第１項に規定する規則で定める資源物は、次に掲げるものとする。
（１）　古紙（新聞、雑誌、雑紙及び段ボール）
（２）　缶
（３）　びん
（４）　古着類
追加〔平成 24 年規則 27 号〕
（収集又は運搬の禁止命令）
第 13 条の３　条例第 23 条の３第２項の規定による命令は、資源物収集・運搬禁止命令書（様式第６号の２）により行うものとする。
追加〔平成 24 年規則 27 号〕
（事業者に処理を命ずることのできる事業系一般廃棄物の量）
第 14 条　条例第 28 条第１項の規定により市長がその処理を命ずることのできる事業系一般廃棄物の量は、次のとおりとする。
（１）　１日の平均排出量　10 キログラム以上
（２）　１回の排出量　100 キログラム以上又は１立方メートル以上
一部改正〔平成 12 年規則 21 号〕
（準用）
第 15 条　第９条及び第 10 条の規定は、条例第 29 条第１項に規定する事業系一般廃棄物の市長の指定する処理施設への運搬及び受入基準について準用する。
（大規模建築物の廃棄物の保管場所等の設置）
第 16 条　条例第 31 条第１項に規定する規則で定める大規模建築物は、延べ床面積が 1,000 平方メートル以上のもの又は居住用のものであって計画戸数が 15 戸以上のものとする。
２　大規模建築物を建設しようとする者は、条例第 31 条第１項の規定により、廃棄物の保管場所及び保管設備（以下「保管場所等」という。）の設置について、建築基準法第６条第１項の規定による当該建築物の確認の申請の前までに廃棄物保管場所等設置届（様式第７号）を市長に提出しなければならない。
３　条例第 31 条第２項に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。
（１）　廃棄物を十分かつ適切に収納できるものであること。
（２）　廃棄物の収集に際し、支障なく搬入、搬出等の作業ができるものであること。
（３）　保管場所は、可燃ごみと不燃ごみが分別して置けるよう区分し、常に清潔を保持するための清掃等ができるようできるだけ水栓設備を設けること。
（４）　保管場所の管理責任者を明記すること。
（５）　保管場所には、一般廃棄物の種類その他注意事項を表示すること。
（粗大ごみの手数料）

第 16 条の 2　条例別表粗大ごみの項に規定する品目別に規則で定める額は、別表第 1 のとおりとする。

追加〔平成 14 年規則 44 号〕、一部改正〔平成 21 年規則 9 号〕

(資源物に係る事業系一般廃棄物処理手数料の特例)

第 16 条の 3　条例第 32 条第 1 項ただし書に規定する規則で定める基準は、第 16 条の 5 の表の不燃系資源物用の項及び可燃系資源物用の項に定めるところによる。

追加〔平成 12 年規則 21 号〕、一部改正〔平成 13 年規則 42 号・14 年 44 号・15 年 9 号〕

（一般廃棄物処理手数料の還付）

第 16 条の 4　条例第 32 条第 2 項ただし書に規定する特別の理由は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

（1）　条例第 23 条の 2 第 1 項に規定する指定収集袋（以下「指定収集袋」という。）又は第 18 条第 4 項に規定する三鷹市粗大ごみ処理券を所有している占有者等が、市外に転出するとき。

（2）　前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

2　前項の規定により一般廃棄物処理手数料の還付を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料還付請求書（様式第 7 号の 2）を市長に提出しなければならない。

全部改正〔平成 21 年規則 9 号〕

（指定収集袋の種別等）

第 16 条の 5　指定収集袋の種別及び用途は、次の表のとおりとする。

指定収集袋の種別			用途
家庭系廃棄物	可燃物、不燃物用	ミニ袋	5 リットル相当の可燃物、不燃物排出用
		S 袋	10 リットル相当の可燃物、不燃物排出用
		M袋	20 リットル相当の可燃物、不燃物排出用
		L 袋	40 リットル相当の可燃物、不燃物排出用
事業系一般廃棄物	可燃物、不燃物用	小袋	22.5 リットル相当の可燃物、不燃物排出用
		大袋	45 リットル相当の可燃物、不燃物排出用
	不燃系資源物用	小袋	22.5 リットル相当の不燃系資源物排出用
		大袋	45 リットル相当の不燃系資源物排出用
	可燃系資源物用	紙袋	可燃系資源物排出用

2　前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、指定収集袋の種別及び用途を別に定めることができる。

全部改正〔平成 21 年規則 9 号〕

（指定収集袋の交付方法等）

第 16 条の 6　前条第 1 項に規定する指定収集袋の交付は、次の表の左欄に掲げる指定収集袋の種別ごとに、同表の中欄に掲げる額の一般廃棄物処理手数料を納付した者に同表の右欄に掲げる枚数を一組として行うものとする。

指定収集袋の種別			一般廃棄物処理手数料	一組の枚数
家庭系廃棄物	可燃物、不燃物用	ミニ袋	90 円	10 枚
		S 袋	180 円	10 枚
		M袋	370 円	10 枚
		L 袋	750 円	10 枚
事業系一般廃棄物	可燃物、不燃物用	小袋	1,300 円	10 枚
		大袋	2,600 円	10 枚
	不燃系資源物用	小袋	500 円	10 枚
		大袋	1,000 円	10 枚
	可燃系資源物用	紙袋	500 円	10 枚

2　前条第2項に規定する指定収集袋のうち、交付を要するものの交付の方法は、市長が別に定める。
3　条例第32条の2第1項に規定する規則で定める場合は、第19条第2号ウ又はエに該当する場合とする。
追加〔平成21年規則9号〕
（一般廃棄物処理手数料の算定基準の特例）
第17条　条例第33条に規定する重量以外の基準による場合は、1立方メートルを100キログラムに換算し、算定する。
（一般廃棄物処理手数料の徴収方法等）
第18条　一般廃棄物処理手数料（第16条の6第1項に規定する一般廃棄物処理手数料を除く。）は、収集の都度徴収する方法又は様式第8号に定める一般廃棄物処理手数料納入通知書（以下、「納入通知書」という。）の発付により徴収する。
2　一般廃棄物処理手数料を収集の都度徴収する場合において、当該手数料を徴収したときは、様式第8号による領収書を交付する。
3　一般廃棄物処理手数料を納入通知書により徴収する場合の納付期限は、当該納入通知書の発付の日から1月以内とする。
4　一般廃棄物処理手数料のうち条例別表粗大ごみの項に規定する手数料については、粗大ごみの処理を受けようとする者が当該手数料を納付したときは、三鷹市粗大ごみ処理券（様式第8号の2）を交付するものとする。
一部改正〔平成6年規則30号・9年22号・12年21号・13年42号・14年44号・15年9号・21年9号〕
（一般廃棄物処理手数料の減免）
第19条　条例第34条の規定により市長が一般廃棄物処理手数料を減額し、又は免除することができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とし、それぞれ当該各号に掲げる額を減額し、又は免除する。
（1）　次に掲げる者が、一般廃棄物（家庭系廃棄物を指定収集袋により排出する場合を除く。）を排出する場合　免除
ア　天災、火災等の被害を受けた者
イ　生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯
（2）　次に掲げる者が、家庭系廃棄物（指定収集袋により排出する場合又は市長が指示する方法により排出する場合に限る。）を排出する場合　免除（ただし、イに掲げる者については、別表第2の右欄に掲げる枚数を限度とする。）
ア　天災、火災等の被害を受けた者
イ　別表第2の左欄に掲げる世帯に属する者
ウ　育児、介護等に使用した紙おむつを排出する者
エ　枝木及び草葉を排出する者
オ　使用された乾電池、水銀を含む蛍光管、体温計、スプレー缶等の有害物を排出する者
カ　道路、公園その他公共的な施設等の清掃活動を行った自治会等の各種団体又は個人
（3）　その他市長が特別の理由があると認めた者　免除又は5割以内で市長が必要と認める額を減額
全部改正〔平成21年規則9号〕
（減免の申請等）
第19条の2　前条第1号の規定により一般廃棄物処理手数料の免除を受けようとする者又は同条第3号の規定により一般廃棄物（家庭系廃棄物を収集袋により排出する場合を除く。）に係る一般廃棄物処理手数料の減免を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。
2　前条第2号の規定により一般廃棄物処理手数料の免除を受けようとする者は、指定収集袋一般廃棄物処理手数料減免申請書（様式第10号の2）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認めるときは、この限りでない。
3　市長は、第1項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、減免することを承認したときは、一

般廃棄物処理手数料減免承認通知書（様式第 10 号の３）を申請した者に通知するものとする。
４　市長は、第２項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、減免することを承認したときは、指定収集袋一般廃棄物処理手数料免除承認通知書兼指定収集袋引換券（様式第 10 号の４）を申請した者に交付し、かつ、同引換券と引換えに別表第２に定めるところにより指定収集袋を交付するものとする。
５　前項の規定により承認した場合において、当該申請が郵送等によるものである場合は、当該申請した者に対して、指定収集袋一般廃棄物処理手数料免除承認通知書（様式第 10 号の４の２）により通知し、及び別表第２に定める指定収集袋を交付するものとする。
６　前３項に規定する場合において、減免を承認しないことと決定したときは、一般廃棄物処理手数料減免不承認通知書（様式第 10 号の５）により当該申請者に通知するものとする。
７　第２項、第４項及び第５項の規定にかかわらず、前条第２号ウ、エ又はオに掲げる一般廃棄物処理手数料の免除については、申請等を省略することができる。
追加〔平成 21 年規則９号〕
（一般廃棄物収集運搬業の許可申請）
第 20 条　条例第 35 条第１項の規定により、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業許可申請書（様式第 11 号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
（１）　住民票の写し（法人にあっては、定款又は寄附行為及び登記簿謄本）
（２）　身分証明書（法人にあっては、代表者及びその業務を行う役員を含む。）
（３）　申請者（法人にあっては、その業務を行う役員を含む。）が条例第 35 条第３項第４号アからウまでに該当しない旨を記載した書類
（４）　その他市長が必要と認めるもの
２　条例第 35 条第１項ただし書に規定する規則で定める者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第２条で定める者とする。
一部改正〔平成 12 年規則 21 号〕
（一般廃棄物処分業の許可申請）
第 21 条　条例第 35 条第２項の規定により、一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処分業許可申請書（様式第 12 号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
（１）　住民票の写し（法人にあっては、定款又は寄附行為及び登記簿謄本）
（２）　身分証明書（法人にあっては、代表者及びその業務を行う役員を含む。）
（３）　申請者（法人にあっては、その業務を行う役員を含む。）が条例第 35 条第３項第４号アからウまでに該当しない旨を記載した書類
（４）　その他市長が必要と認めるもの
２　条例第 35 条第２項ただし書に規定する規則で定める者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第２条の２で定める者とする。
一部改正〔平成 12 年規則 21 号〕
(一般廃棄物処理業の許可基準)
第 22 条　条例第 35 条第３項第３号（条例第 36 条第２項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める基準は、一般廃棄物収集運搬業にあっては廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第２条の２各号に、一般廃棄物処分業にあっては同施行規則第２条の４各号に規定するもののほか、次のとおりとする。
(１)一般廃棄物収集運搬業にあっては、一般廃棄物の運搬先を明確にできること。
(２)一般廃棄物処分業（最終処分を除く。）にあっては、一般廃棄物の処分先を明確にできること。
(許可の更新期間)
第 23 条　条例第 35 条第４項に規定する規則で定める期間は、２年とする。
一部改正〔平成 10 年規則７号〕
（許可証）

第 24 条　条例第 35 条第 6 項の規定により交付する許可証は、一般廃棄物収集運搬業許可証（様式第 13 号）又は一般廃棄物処分業許可証（様式第 14 号）とする。

（業の変更の許可）

第 25 条　条例第 36 条第 1 項の規定により、一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業範囲の変更の許可を受けようとする者は、一般廃棄物収集運搬業変更許可申請書（様式第 15 号）又は一般廃棄物処分業変更許可申請書（様式第 16 号）を市長に提出しなければならない。

（許可申請書等の記載事項の変更）

第 26 条　一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、第 20 条第 1 項に規定する一般廃棄物収集運搬業許可申請書又は第 21 条第 1 項に規定する一般廃棄物処分業許可申請書及びその添付書類の記載事項に変更を生じたときは、処理業許可申請書等記載事項変更届（様式第 17 号）を市長に提出しなければならない。

（許可の取消し等）

第 27 条　市長は、条例第 39 条第 1 項の規定により許可を取り消し、又は事業の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、許可取消書（様式第 18 号）又は事業停止命令書（様式第 19 号）により行うものとする。

2　前項の規定によりその許可を取り消し、又は停止を命じたために損害を及ぼすことがあっても、市長はその責任を負わない。

（許可証の再交付）

第 28 条　条例第 40 条に規定する許可証の再交付を受けようとする者は、許可証再交付申請書（様式第 20 号）を市長に提出しなければならない。

2　き損により前項の申請を行う者は、当該申請書にき損した許可証を添付するものとする。

（業の休止及び廃止届）

第 29 条　一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業を休止し、又は廃止しようとする者は、業の休止・廃止届（様式第 21 号）により市長に届け出なければならない。

（許可証の返還）

第 30 条　一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに許可証を市長に返還しなければならない。

（1）　一般廃棄物収集運搬業又は一般廃棄物処分業の事業を廃止したとき。

（2）　条例第 39 条第 1 項により許可を取り消されたとき。

（3）　許可の期間が満了したとき。

一部改正〔平成 12 年規則 21 号〕

（浄化槽清掃業の許可申請）

第 31 条　条例第 42 条第 1 項の規定により、浄化槽清掃業の許可を受けようとする者は、浄化槽清掃業許可申請書（様式第 22 号）に環境省関係浄化槽法施行規則（昭和 59 年厚生省令第 17 号）第 10 条第 2 項に規定する書類を添えて市長に提出しなければならない。

一部改正〔平成 12 年規則 73 号〕

（浄化槽清掃業の許可基準）

第 32 条　浄化槽清掃業の許可の基準は、浄化槽法第 36 条の規定による。

（浄化槽清掃業の許可証の交付）

第 33 条　条例第 42 条第 2 項の規定により交付する許可証は、浄化槽清掃業許可証（様式第 23 号）とする。

（浄化槽清掃業の許可証の再交付）

第 34 条　条例第 44 条に規定する許可証の再交付を受けようとする者は、許可証再交付申請書（様式第 20 号）を市長に提出しなければならない。

2　き損により前項の申請を行う者は、当該申請書にき損した許可証を添付するものとする。

（一般廃棄物処理業務実績報告書）

第 35 条　一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物の処理に関する前月分の実績を毎月

10 日までに一般廃棄物処理業務実績報告書（様式第 24 号）により市長に報告しなければならない。
（浄化槽清掃業務実績報告書）
第 36 条　浄化槽清掃業者は、浄化槽清掃に関する前月分の実績を毎月 10 日までに浄化槽清掃業務実績報告書（様式第 25 号）により市長に報告しなければならない。
(措置命令)
第 37 条　条例第 48 条の 2 第 1 項の規定による命令は、雑草等除去命令書（様式第 26 号）により行うものとする。
追加〔平成 12 年規則 21 号〕
(立入検査員証)
第 38 条　条例第 50 条第 2 項に規定する身分を示す証明書は、立入検査員証（様式第 27 号）によるものとする。
追加〔平成 12 年規則 21 号〕
(技術管理者の資格)
第 39 条　条例第 50 条の 2 に規定する規則で定める技術管理者の資格は、次のとおりとする。
(1)　技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 2 条第 1 項に規定する技術士（化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第 2 次試験に合格した者に限る。）
(2)　技術士法第 2 条第 1 項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であって、1 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
(3)　2 年以上法第 20 条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
(4)　学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）又は旧大学令（大正 7 年勅令第 388 号）に基づく大学の理学、薬学、工学若しくは農学の課程において衛生工学（旧大学令に基づく大学にあっては、土木工学。次号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(5)　学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(6)　学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治 36 年勅令第 61 号）に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学（旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。）若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(7)　学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(8)　学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和 18 年勅令第 36 号）に基づく中等学校において土木科、化学科若しくはこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(9)　学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目若しくはこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(10)　10 年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
(11)　前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
追加〔平成 24 年規則 31 号〕
(委任)
第 40 条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。
一部改正〔平成 12 年規則 21 号・24 年 31 号〕
附　則

この規則は、平成5年7月1日から施行する。

附　則（平成6年7月19日規則第30号）

この規則は、平成6年7月20日から施行する。

附　則（平成9年6月27日規則第22号）

この規則は、平成9年7月1日から施行する。

附　則（平成10年3月20日規則第7号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附　則（平成12年3月31日規則第21号）

1　この規則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定、第16条の次に3条を加える改正規定及び様式第7号の次に1様式を加える改正規定は、平成12年8月1日から施行する。

2　この規則による改正後の三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則第14条及び第16条の2から第16条の4までの規定は、平成12年9月1日（以下「適用日」という。）以後に収集、運搬及び処分を行う事業系一般廃棄物の排出について適用し、適用日前に収集、運搬及び処分を行う事業系一般廃棄物の排出については、なお従前の例による。

附　則（平成12年6月30日規則第55号）

1　この規則は、平成12年7月1日から施行する。

2　この規則の施行の際、この規則による改正前の三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則の規定により調製された様式類で、現に残存するものについては、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

附　則（平成12年12月20日規則第73号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附　則（平成13年3月26日規則第8号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附　則（平成13年10月15日規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成13年11月5日規則第42号）

この規則は、平成13年12月1日から施行する。

附　則（平成14年5月22日規則第44号）

1　この規則は、平成14年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2　この規則による改正後の三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則第16条の2、第18条第4項、別表及び様式第9号の2の規定は、施行日以後に処理の申込みのあった粗大ごみの排出について適用し、施行日前に処理の申込みのあった粗大ごみの排出については、なお従前の例による。

附　則（平成15年3月26日規則第9号）

1　この規則は、平成15年4月1日から施行する。

2　この規則の施行の際、この規則による改正前の三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則の規定により調製された様式類で、現に残存するものについては、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

附　則（平成15年9月29日規則第46号）

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附　則（平成16年9月16日規則第45号）

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附　則（平成17年3月31日規則第10号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附　則（平成18年9月14日規則第63号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成 20 年 10 月 1 日規則第 37 号）

1　この規則は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

2　この規則による改正後の三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則の規定は、施行日以後に処理の申込みのあった粗大ごみの排出について適用し、施行日前に処理の申込みのあった粗大ごみの排出については、なお従前の例による。

附　則（平成 21 年 3 月 31 日規則第 9 号）

この規則は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附　則（平成 22 年 9 月 15 日規則第 37 号）

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則の施行の際、この規則による改正前の三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則の規定により調整された様式類で、現に残存するものについては、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

附　則（平成 24 年 7 月 31 日規則第 27 号）

この規則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附　則（平成 24 年 10 月 10 日規則第 31 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成 27 年 3 月 23 日規則第 13 号）

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則の施行の際、この規則による改正前の三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則の規定により調製された様式類で、現に残存するものについては、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

附　則（令和 2 年 9 月 4 日規則第 51 号）

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　この規則の施行の際、この規則による改正前の三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則の規定により調製された様式類で、現に残存するものについては、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

附　則（令和 2 年 12 月 23 日規則第 64 号）

（施行期日）

1　この規則は、令和 3 年 10 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　この規則による改正後の三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則の規定は、施行日以後に処理の申込みのあった家庭系廃棄物の排出について適用し、施行日前に処理の申込みのあった家庭系廃棄物の排出については、なお従前の例による。

3　この規則の施行前にこの規則による改正前の三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則（以下「旧規則」という。）第 18 条第 4 項及び旧規則様式第 9 号の 2 の規定により交付を受けた三鷹市粗大ごみ処理券（以下「旧三鷹市粗大ごみ処理券」という。）の使用等については、なお従前の例による。

4　この規則の施行の際、現に旧三鷹市粗大ごみ処理券の交付を受けた者は、その券面額の総額と等しくなる新規則第 18 条第 4 項及び新規則様式第 9 号の 2 の規定による三鷹市粗大ごみ処理券と交換することができる。

附　則（令和 3 年 9 月 29 日規則第 39 号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附　則（令和 5 年 9 月 29 日規則第 54 号）

この規則は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

別表第１（第 11 条、第 16 条の２関係）

粗大ごみ対象品目及び一般廃棄物処理手数料

番号	品目	手数料（円）
電気・ガス・石油器具		
1	アンテナ（チューナーを除く。）	200
2	オーディオ機器（単体のもの。カラオケ演奏装置及びスピーカーを除く。）	200
3	ステレオミニコンポーネントセット（幅が 50cm 以下のもの）	200
4	ステレオミニコンポーネントセット（幅が 50cm を超え 90cm 以下のもの）	400
5	ビデオデッキ・DVD デッキ	200
6	ラジオカセットレコーダー	200
7	加湿器	200
8	空気清浄機	200
9	炊飯器	200
10	ホットプレート	200
11	照明器具（シャンデリアを除く。）	200
12	除湿器	200
13	扇風機	200
14	掃除機	200
15	ストーブ	200
16	ファンヒーター	200
17	ガステーブル・ガスコンロ	200
18	電子レンジ	400
19	ミシン（卓上型のもの）	400
家具・寝具		
1	いす（ソファー等を除く。）	200
2	座いす（1 人用のもの）	200
3	ソファー（1 人用のもの）	400
4	ソファー（2 人用のもの）	800
5	ソファー（3 人用以上のもの）	1,200
6	鏡台・ドレッサー・三面鏡（高さが 90cm 以下のもの。いすを除く。）	200
7	こたつ	200
8	カーペット・じゅうたん（広さが 2 畳を超え 6 畳以下のもの。ウッドカーペット等を除く。）	400
9	ござ（広さが 2 畳を超えるもの）	200
10	アコーディオンカーテン	200
11	ブラインド	200
12	机（両袖机及びいすを除く。）	600
13	テーブル・座卓・こたつ（最大辺が 90cm 以下のもの）	200
14	テーブル・座卓・こたつ（最大辺が 90cm を超え 180cm 以下のもの）	400
15	テーブル・座卓・こたつ（最大辺が 180cm を超えるもの）	600
16	箱物家具（3 辺の和が 195cm 以下のもの）	200
17	箱物家具（3 辺の和が 195 ㎝を超え 240cm 以下のもの）	400

18	箱物家具（3 辺の和が 240 ㎝を超え 330cm 以下のもの）	600
19	箱物家具（3 辺の和が 330cm を超えるもの）	1000
20	布団	200
21	マットレス	200
22	シングルベッド（ベッドマットを除く。）	600
23	パイプベッド（ベッドマットを除く。）	600
24	セミダブルベッド（ベッドマットを除く。）	600
25	ダブルベッド（ベッドマットを除く。）	1000
26	ベッドマット（シングル・セミダブル用）	400
27	ベッドマット（ダブル用）	600
事務機器		
1	コピー機（高さが 60cm 以下のもの）	400
2	シュレッダー（高さが 60cm 以下のもの）	200
3	スキャナ（最大辺が 60cm 以下のもの）	200
4	ファクシミリ付電話	200
5	ファクシミリ（重さが 10kg 以下のもの）	200
6	プリンター（重さが 10kg 以下のもの）	200
7	ワードプロセッサー	200
趣味・スポーツ・レジャー用品		
1	額縁・キャンバス	200
2	ギター（ケースを含む。）	200
3	楽器用スピーカー	400
4	キーボード（卓上型のもの）	200
5	クーラーボックス	200
6	ゴルフ用品（単品のもの）	200
7	スキー用品（単品のもの）	200
子供・乳児用品		
1	一輪車	200
2	三輪車	200
3	チャイルドシート	200
4	ベビーカー	200
5	ベビーバス	200
6	ベビーベッド（ベッドマットを除く。）	400
7	ベビーラック	200
8	ベッドマット	200
その他		
1	板類（1 束）	200
2	鏡・姿見（最大辺が 90cm 以下のもの）	200
3	かご類	200
4	かばん類	200
5	ごみ箱	200
6	自転車（タイヤ径が 18 インチ以下のもの。電気式を除く。）	200

7	自転車（タイヤ径が 18 インチを超えるもの。電気式を除く。）	600
8	シルバーカー	200
9	すのこ	200
10	物干しざお	200
11	物干し（室内用のもの）	200
12	よしず、すだれ	200

備考

1　この表において「最大辺」とは、粗大ごみの最も長い 1 辺をいう。

2　この表は、最大辺が 40 ㎝以上のものについて適用する。

3　最大辺が 200 ㎝を超え、又は重量が 60 ㎏を超えるものにあっては、解体又は切断をした状態で排出するものとする。

4　この表に掲げる品目であっても、通常の重量、形状等を著しく逸脱する場合は、その重量、形状等を考慮し、市長が定める手数料とする。

5　この表に掲げる品目以外の品目の手数料は、その重量、形状等を考慮し、この表に掲げる品目に準じて市長が定める手数料とする。

全部改正〔平成 20 年規則 37 号〕、一部改正〔平成 21 年規則 9 号〕

別表第 2（第 19 条関係）

対象世帯	指定収集袋の枚数
（1） 生活保護法の扶助を受ける者の属する世帯	100 枚
（2） 児童扶養手当法（昭和 36 年法律第 283 号）の児童扶養手当の支給を受ける者の属する世帯	100 枚
（3） 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）により特別児童扶養手当の支給を受ける者の属する世帯	100 枚
（4） 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）の扶助を受ける者の属する世帯	100 枚
（5） 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）の規定により老齢福祉年金の支給を受ける世帯	100 枚
（6） 75 歳以上の者のみの世帯で収入が年金のみの収入又は収入のない世帯	100 枚
（7） 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）の規定による身体障害者手帳を所持する者（障がいの程度が 1 級又は 2 級と記載されたものに限る。）が属し、かつ、市区町村民税が非課税の世帯	100 枚
（8） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）の規定による精神障害者保健福祉手帳を所持する者（障がいの程度が 1 級又は 2 級と記載されたものに限る。）が属し、かつ、市区町村民税が非課税の世帯	100 枚
（9） 東京都知事の定めるところにより交付された愛の手帳を所持する者（障がいの程度が 1 度又は 2 度と記載されているものに限る。）が属し、かつ、市区町村民税が非課税の世帯	100 枚

備考

1　指定収集袋の枚数は、 1 世帯につき 1 年当たりの枚数とし、市長が決定する免除の期間における月数に応

じてあん分して得た枚数を交付する。この場合において、当該あん分して得た枚数に１未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

２　指定収集袋の種別は、原則として１人世帯はＳ袋、５人以上の世帯はＬ袋、それ以外の世帯はＭ袋とする。

３　世帯の区分が重複する場合については、１区分の枚数を交付する。

４　「市区町村民税が非課税」とは、手数料の減免の申請時における世帯の課税状況によるものとする。

追加〔平成 21 年規則９号〕

3　三鷹市公衆トイレ条例

改正　昭和 47 年 3 月 28 日条例第 10 号
昭和 57 年 12 月 13 日条例第 41 号
昭和 58 年 12 月 20 日条例第 28 号
平成 28 年 9 月 15 日条例第 23 号

（目的）

第１条　この条例は、三鷹市が設置する公衆トイレに関し必要な事項を定めるものとする。

（名称及び位置）

第２条　公衆トイレの名称および位置は、別表のとおりとする。

（行為の禁止）

第３条　公衆トイレにおいて、次に掲げる行為をしてはならない。

（１）公衆トイレを破損し、又は汚損すること。

（２）公衆トイレへごみその他廃棄物を投棄すること。

（３）その他公衆の利用に迷惑を及ぼすこと。

（委任）

第４条　この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付　則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

付　則（昭和 57 年 12 月 13 日条例第 41 号）

この条例は、公布の日から施行する。

付　則（昭和 28 年 9 月 15 日条例第 23 号）

この条例は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

別　表

名称	位置
三鷹駅南口公衆トイレ	三鷹市下連雀三丁目 46 番 2 号
三鷹台駅前公衆トイレ	三鷹市井の頭二丁目 1 番 20 号

Ⅷ　年表

年　月	項　目
明治 33 年　3 月	「汚物掃除法」を制定 清掃行政の第一歩が始まり、当時は土壌改良並びに、肥料としての農村還元や住民による自家処理に頼っていた。一部地域においては、牛（塵芥）、馬（し尿）による収集が行われていた
昭和 5 年	「汚物掃除法」の改正に伴い、糞尿の処理は市の義務となったが、し尿においては現実に農家の汲取りにより処分されていた
昭和 22 年	一般家庭を対象とする申込制による塵芥収集が開始される。塵芥は、牛車による収集から、大八車が用いられ、農村還元により終末処理されていた
昭和 25 年　11 月	**三鷹市制を施行**
昭和 26 年　4 月	厚生課から衛生課が独立
昭和 28 年　4 月	清掃作業員詰所が上連雀共同作業所から旧庁舎、農協（現ＪＡ東京むさし）倉庫脇に移転
昭和 29 年　7 月	**「清掃法」が施行**　ごみ処理は市町村の責務であること、衛生的観点から清掃区域を定めてごみを計画的に収集、処理すべきことなどが定められた
8 月	**「三鷹市清掃条例および同施行規則」の制定**
昭和 30 年　1 月	**武蔵野三鷹地区保健衛生組合が設立**
▶	大八車から現行の自動車収集に切り替えられる
昭和 31 年　6 月	全国清掃協会が**全国都市清掃会議**と改名(昭和 22 年 7 月に都市清掃協会として創立、昭和 30 年 7 月に全国清掃協会と改名)
昭和 33 年　9 月	**武蔵野三鷹地区保健衛生組合立塵芥処理場が完成**（三鷹市新川１－６、固定式バッチ焼却炉 10 基、１日当り処理能力 37.5ｔ）
昭和 34 年　9 月	**ふじみ塵芥焼却炉を増設**（固定炉 10 基、これにより１日当り処理能力は 75ｔに伸びる）
昭和 35 年　1 月	**ふじみ衛生組合**（三鷹市・調布市）が設立
昭和 36 年　10 月	**ふじみ衛生組合し尿処理場が設立**（調布市深大寺町 1893 番地、加温消化方式消化槽２基 288kl／日竣工（三機工業））
昭和 38 年　4 月	**「清掃条例」を一部改正** 手数料を従量制と人頭制の２本立てとする
9 月	**全国都市清掃会議関東地区協議会が設立**（清掃事業の調査の研究、情報交換を目的とする）
昭和 40 年　5 月	そ族昆虫駆除事業を業者に委託
昭和 41 年　4 月	し尿収集運搬業者解散し、**社団法人多摩清掃公社が設立**（三鷹市・小金井市・国立町加入）保健婦が国民健康保健課から衛生課へ編入される
9 月	塵芥処理場に**ロータリードライヤ式機械焼却炉を新設**　２基 70ｔ/日（総工費１億 5,285 万円）
10 月	**ごみ手数料（一般家庭分）の廃止**および収集方法を改善（厨芥、雑芥の分別収集を混合芥収集に切り替え、業者に委託。４業者、車両 10 台、不燃ごみ収集のみ直営）
昭和 42 年　4 月	予防接種事業を三鷹市医師会に委託
6 月	アメリカシロヒトリ駆除事業を業者に委託
昭和 43 年　7 月	**東部下水処理場の一部施設が完成（市内で水洗化が開始）**
9 月	清掃業務を主管とする都市の部課長による**東京都市町村清掃協議会が結成**
11 月	し尿汲取り手数料徴収方法を改善
昭和 44 年　4 月	三鷹保健所が開設
11 月	**塵芥焼却場に新炉完成**（機械炉１基、８時間当り 50ｔ処理、半逆炎方式公害防止のための電気集じん装置を保有、工費２億 3,000 万円）
昭和 45 年　4 月	**し尿汲取り手数料（一般家庭分）を廃止**
9 月	１・２号焼却炉を改修（総経費１億 2,500 万円）
10 月	「草刈条例」を施行

	12 月	清掃法を全面改正し、**「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を制定**
昭和 46 年	2 月	塵芥焼却場の公害に反対する調布市緑ケ丘一丁目の主婦により**焼却場入口でピケが張られる**
	4 月	衛生課が保健衛生課となる
	9 月	ごみ減量運動が始まる
	12 月	三鷹市長より次の 3 点を武蔵野市長へ申し入れる 1　ごみ減量運動の展開について 2　不燃物の持込みお断りについて 3　**ごみ焼却場の分離独立**について
	▶	ごみ収集車が機械化され、平ダンプからパッカー車となる
昭和 47 年	4 月	保健衛生課が環境衛生課と健康管理課に分課される。環境衛生課は管理指導係、環境衛生係、清掃係で構成
	▶	殺虫剤の人体残留による汚染防止を目的とし、従来、行っていた薬剤散布および家庭配布等を全面的に廃止する
	6 月	不燃物処理が市の単独処理となる
	▶	焼却場で段ボールを選別する
	7 月	武蔵村山市（志賀興業保有）の砂利穴から羽村、瑞穂両町（三多摩環境整備保有）の砂利穴へ多摩各市とともにごみを捨て始める
	▶	**「三鷹市廃棄物の処理および清掃に関する条例」を施行**（4 月 1 日適用。一般廃棄物処理手数料徴収開始。※ 6 月条例可決、7 月公布）
	▶	2 号焼却炉が爆発し、炉内の煉瓦が破損する
	▶	**三鷹駅前公衆便所を新築**
	9 月	清掃条例施行規則を廃止し**「三鷹市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則」を制定** ごみ　　市搬入　1 ㎏につき 7 円（自家搬入　1 ㎏につき 3 円） し尿　　1 ﾘｯﾄﾙにつき 3 円
	11 月	ごみ減量運動を実施、推進する
昭和 48 年	1 月	清掃事務所を新築
	3 月	公害対策のため、1・2 号焼却炉用電気集じん機が完成（工費 9,990 万円）
	4 月	アメリカシロヒトリ防除関係業務を公害課・緑化推進係へ移管
	6 月	条例を一部改正～処理場への搬入ごみの処理手数料徴収事務を武蔵野三鷹地区保健衛生組合に移管
	7 月	羽村・瑞穂両町に埋立処分を行う 20 市 2 町で**「廃棄物終末処理対策協議会」が設立**
	9 月	議員立法により、条例を一部改正～空きびん・空き缶・プラスチック等製業者に対して回収を命令する等**第 4 条に市長の責務を明確化**
	10 月	**社団法人多摩清掃公社が解散** 同時に、し尿処理が市直営（無料化）となる
	11 月	不燃ごみ圧縮機（コンパクター）の設置
	12 月	コンパクターによる不燃物積替所の業務を開始
	▶	石油危機による経済不況到来でごみの排出量が減少
昭和 49 年	1 月	条例第 4 条の規定に基づき「あき容器回収に関する調査」を開始
	6 月	2 号焼却炉内で爆発事故が発生
	7 月	作業係の事務所を新築（し尿）同時にし尿汲取り体制が 5 班から 4 班になる
	9 月	**アルミ缶、空きびん、業者回収を開始**（モデル地区、8 地区）
昭和 50 年	7 月	衛生害虫駆除対策として公共用地等への最低限度の薬剤散布を実施
-	▶	し尿浄化槽清掃料金軽減措置を実施
	▶	羽村・瑞穂両町にわたるごみ終末処分地の公害防止のため、終末処分地の消毒およびパトロールを実施

	▶	し尿汲取り体制が 4 班から 3 班になる
	10 月	終末処分地への**ごみ搬入を中止**（役所内に 5 日間積み重ねる）
	▶	**不燃ごみの中継所において手選別作業を開始**
昭和 51 年	3 月	不燃ごみ選別設備工事を竣工
	4 月	**不燃ごみの有価物選別を開始する（磁選機の設置）**
	▶	条例、同施行規則を一部改正 ご　み　　1 ㎏につき 11 円（自家搬入 1 ㎏につき 5 円） し　尿　　1 ﾘｯﾄﾙにつき 8 円
	▶	**「ごみ終末処分地差止めに関する仮処分命令申請」**が羽村・瑞穂両町住民代表者から、八王子地方裁判所に提出される
	▶	し尿汲取り業務の減少により作業係を縮小する（2 班体制となり、車輌数も減）
	▶	市議会にごみ問題対策特別委員会が設置
	5 月	住民へのごみ問題意識啓発活動の実施（21 回）
	▶	**第 1 回ごみ問題懇談会を開催**（自治会への啓発活動）
	▶	仮処分命令申請事件に関する審尋（第 1 回～第 7 回）
	▶	廃棄物の総合的処理にあたるため、三鷹市廃棄物処理対策本部を設置
	8 月	昭和 52 年 5 月末日までは、一定の条件を整備したうえで、ごみ投棄を許可するという内容で和解が成立
	10 月	**東京都市廃棄物処分地管理組合を設立**
	▶	焼却場、煙突の建替工事を着手
	▶	**市直営による資源ごみの分別収集が開始**（ガラス、ブリキ缶、20 地区 78 ステーション）
	▶	環境部が新設し、「三鷹市廃棄物処理対策本部」の事務を引き継ぐ
	11 月	事業者回収事業の拡大（30 地区、80 ステーション）
	12 月	ごみ処理への市民参加を実現し、ごみ問題の改善を図るため「ごみ問題市民会議設立準備会（発起人会）」を開催
昭和 52 年	1 月	**ごみ問題市民会議の設立総会が開催**
	2 月	焼却場煙突建替工事に伴う、ごみ減量運動が行われる
	3 月	不燃ごみ処理施設開発、調査のための実託
	4 月	**可燃ごみ収集を週 3 回とする**
	▶	し尿浄化槽の水洗切り替えに伴う清掃経費の助成措置を行う
	5 月	古紙回収を月 1 回とする
	▶	アルミ缶、空きびん（カレット）の事業者責任による処理協定の締結
	6 月	ごみ問題市民会議アンケート小委員会によるアンケート調査（6 月～11 月）を実施
	▶	ごみ問題市民会議が本州製紙(沼津市)へ視察研修
	7 月	**管理組合処分地（羽村・瑞穂）の終了**
	▶	緊急処分地の確保及び契約
昭和 53 年	1 月	**武蔵野・三鷹両市民会議によるごみ問題懇談会が開催**
	▶	三鷹・調布両市の不燃物共同処理施設の研究
	▶	焼却場改修工事（1 月 22 日～3 月 26 日）に伴う減量運動を実施
	▶	全町会・自治会に対するごみ減量説明会を開催
	3 月	第 1 回廃棄物展「皆で考えようごみ問題」（3 月 23 日～3 月 29 日）を開催

	▶	三鷹・調布両市の不燃物共同処理施設の都市計画を申請
	4月	武蔵野・三鷹両市民会議によるごみ問題懇談会が開催
	7月	焼却場の焼却炉の爆発に伴う減量ＰＲの実施（21日～31日）
	8月	上連雀二丁目で空きびん、カレットの分別実験収集を開始（54年3月まで）
	11月	第2回廃棄物展を開催
	▶	ごみ問題市民大会を開催
	12月	武蔵野市第2焼却場予定地（市営プール、吉祥寺北町5丁目）の発表
昭和54年	1月	ペット条例の交付
	4月	**集団回収補助金交付制度を開始**
	▶	作業係を廃止、清掃係に統合
	6月	ごみ問題市民会議委員を改選（51人。以後、2年ごとに改選）
	9月	**武蔵野三鷹地区保健衛生組合塵芥処理場１・２号炉改良工事に伴う減量ＰＲ**（54年9月～55年3月）
	10月	調布市との共同による粗大ごみ破砕選別処理施設を起工
	12月	東京都ペット条例可決
昭和55年	3月	「ごみのリサイクルパネル展」を市内の公共施設等で開催
	▶	ペット条例の廃止
	4月	**ごみ袋の無償支給を廃止**
	▶	条例、同施行規則を一部改正 ご　み　　1kgにつき20円（自家搬入1kgにつき10円） し　尿　　1ﾘｯﾄﾙにつき40円
	11月	**東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合が設立**
	▶	東京都市処分地管理組合の羽村処分場が完成、投入開始
昭和56年	1月	ふじみ衛生組合立リサイクルセンターが稼動開始
	2月	ごみ問題市民会議・武蔵野市ごみ対策を推進する会との懇談会を開催
	4月	集団回収の補助金の額が改定（1kg－3円）
	5月	ごみ問題市民会議委員を改選（51人）
	12月	武三保第2処理場（仮称）が着工
昭和57年	2月	日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場建設工事が着工
	4月	条例、同施行規則を一部改正　し尿手数料1便槽1,500円/回（施行は7月から）
	▶	集団回収の補助金の額を改定（1kg－4円と6円）
	5月	**5.30 ゴミゼロキャンペーンの実施〔以後、毎年実施〕**
	7月	**一般世帯でし尿の汲取りが有料化となる**
	9月	9.6　調布市市民団体・三鷹市ごみ問題市民会議との懇談会を開催
	▶	9.26 市内一斉清掃の日を実施〔以後、昭和63年まで実施〕
	▶	アルミ缶回収の事業者をアルミ缶協会から市内業者に変更
	10月	武三保第1処理場（仮称）建設工事が着工
	12月	**北野三丁目に公衆便所を設置**
昭和58年	3月	し尿浄化槽水洗の切り替えに伴い、要綱を廃止
	11月	乾電池公害問題がマスコミでとりあげられ、リサイクルセンター内で乾電池を手選別する

昭和 59 年	2 月	**廃乾電池等の分別収集を開始**
	▶	ごみ問題市民会議に広報班、啓発班、渉外班の専門部会が編成される
	▶	**三鷹台駅前に公衆便所を設置**
	3 月	管理組合処分地（羽村）が終了
	4 月	**東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合「日の出町谷戸沢廃棄物広域処分場」に搬入を開始**
	5 月	ゴミゼロキャンペーンとして廃棄物リサイクル展「クリーンみたか'84」を開催
	9 月	東京都市廃棄物処分地管理組合が解散
	10 月	廃乾電池等を広域処分組合を通じて資源回収業者に委託し、処理する
	11 月	武蔵野クリーンセンター（武蔵野三鷹地区保健衛生組合立第 2 処理場）が稼動開始
昭和 60 年	1 月	**新焼却場（武蔵野三鷹地区保健衛生組合立第 1 処理場）が稼動開始**
	10 月	浄化槽法が施行
昭和 61 年	2 月	2.27　調布市市民団体と三鷹市ごみ問題市民会議で不燃ごみの減量について懇談会を開催
昭和 62 年	2 月	2.1～7　ごみ問題市民会議で市内各スーパーのトレイ使用状況を調査
	3 月	3.18　調布市市民団体・三鷹市ごみ問題市民会議との懇談会（調布市市民センター）を開催
	6 月	コンポストのあっせん事業を開始
	7 月	7.1　し尿汲取り業務を委託
	▶	不燃物ごみの収集回数増について請願が出される
	10 月	10.23　ごみ問題市民会議　10 周年記念講演会実施　早稲田大学教授　寄本　勝美氏　「廃棄物処理の今後のあり方と市民運動」
昭和 63 年	3 月	ふじみ衛生組合のし尿処理施設を廃止
	▶	不燃物ごみ収集回収増についての懇願が 3 月議会で採択される。
	4 月	三鷹市不燃物ごみ収集回数増に関する研究連絡会議を設置
	▶	市単独の投入施設においてし尿等の処理がはじまる
	8 月	ふじみ衛生組合立し尿処理場の解体工事がはじまる
	9 月	9.22　ごみ問題市民会議、平塚市とごみ減量化について懇談会を開催
平成元年	4 月	集団回収補助金の単価を改定（一律 2 円の増額）
	7 月	7.3　可燃ごみの定期収集において古紙の選別を実施
	9 月	**9.4　不燃ごみを月 2 回収集から毎週収集へ変更**
	▶	三鷹駅南口公衆便所を改修
	10 月	リサイクルセンターの不燃ごみの堆積が約 800 t となる(10 月末現在)
	▶	4 月の火災、5 月の破砕機の補修及びごみの排出増等により、不燃ごみをリサイクルセンターに野積みする
	▶	あきびんポストを 5 セット設置
	12 月	三多摩ごみ減量運動を実施
	▶	リサイクルセンターの不燃ごみの堆積が 500 t となる (12.15 現在)
	▶	町会、自治会へ年末ごみの減量要請（緊急ちらし 4,500 枚を配布）
	▶	市内スーパー店長を招いて、ごみ減量と過剰包装の自粛について要請
平成 2 年	2 月	リサイクルセンターの不燃ごみの堆積が 500 t となる　破砕機（ライオン）により、リサイクルセンター内で中間処理後、日の出処分場へ搬入することが決定
	4 月	**古紙は可燃ごみ（週 3 回）時に収集し、第 1 処理場において選別をする**　（63 年度 26 t →元年度 133 t ）

	7月	空きびん（空きびんポスト）回収業者助成金2円/kgを交付
	8月	空きびんポスト 50 セットを購入
	10月	三鷹市公会堂において環境フェアを開催（一般参加 640 人）
平成3年	2月	**空きびんの分別収集を開始（コンテナ方式）**
	4月	空きびん（空きびんポスト）回収業者助成金を2円/kg→4円/kgにする
	7月	生ごみ分解消滅機の稼動実験を市立中原保育園で開始（三井ホーム株式会社との共同実験、11 月 30 日まで）
	10月	庁内にまちづくり総合推進チームを発足、ごみ問題専門チームも活動を開始
	▶	再生資源の利用促進に関する法律（リサイクル法） 公布　平成3年4月 26 日 施行　平成3年 10 月 25 日
平成4年	4月	スチール缶の業者助成金を 15 円/kgに増額　空きびん（空きびんポスト）回収業者助成金を4円/kg→6円/kgにする。
	▶	**廃棄物の処理及び清掃に関する法律** 公布　平成3年 10 月5日 施行　平成4年7月4日
	7月	**古紙類（新聞、雑誌、段ボール、古着、ふとん）の分別収集を開始（週１回。不燃ごみの日と同じ）**
	8月	組織改正により環境部衛生課を環境部ごみ対策課に改める
	10月	東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合より谷戸沢処分場への搬入配分量が設定される（搬入できる許容量）・（平成4年度～平成8年度の5年間
	11月	三鷹駅南口公衆便所で建替工事を開始、竣工平成5年3月 15 日
平成5年	3月	**三鷹市ごみ処理総合施策を策定**
	▶	三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例を市議会へ提案
	4月	空きびん（空きびんポスト）回収業者助成金を6円/kg→10 円/kgにする
	▶	資源ごみ集団回収事業業者助成金に雑誌2円/kgを新設
	6月	**古紙類の分別収集を月２回に変更**
	▶	ごみ減量等推進会議を発足
	▶	ごみ減量等推進員として 89 人に市長から依頼状を交付
	7月	**三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例を施行** ごみ処理手数料 35 円/kg、し尿1便槽 5,000 円/1回、粗大ごみ（52 品目）は 100 kg（1㎥）未満は 1,000 円/1回、100 kg（1㎥）超えは 35 円/kgの完全有料化（自家搬入に関しては 20 円/kg）にする
	▶	7.11　ＴＡＭＡらいふ 21「第3回リサイクル文化シンポジウム」を市公会堂で開催
	▶	7.11　ＴＡＭＡらいふ 21「地域企画プログラム～生きカエルみたかのゴミ'93」を市役所中庭を中心に開催
	12月	'94 年版リサイクルカレンダーを作成、全世帯に配布
平成6年	1月	助役名で庁内に「ごみ減量・リサイクルの推進について」を依命通達
	3月	ごみ減量啓発ビデオ「ミタカキッズ～ゴミだけどゴミじゃない」「緊急増刊ゴミ減量化いろは辞典」を作成
	7月	「'94 三鷹市環境デー～今日から変わる　あなたの生活～」を市役所中庭、市公会堂等で実施
	▶	**粗大ごみ処理手数料（収集１回 1,000 円のものに限り）の収納方法を処理券方式（シール制）に変更**
	▶	市内 86 店舗の酒販店に手数料収納業務を委託
	8月	**家庭用生ごみ処理装置等購入費助成制度を開始**（助成金額は最高 20,000 円まで）
	10月	空きびん回収方式の変更を回収団体に通知。以後、説明会を各地で開催
	12月	**ふじみ衛生組合立リサイクルセンターに新しい不燃物処理・資源化施設が完成**

平成７年	２月	牟礼地区で、回収容器前日配布方式による空きびん収集が始まる
	４月	井口、深大寺、大沢の一部で、前日配布方式による空きびん収集が始まる
	５月	大沢全域で前日配布方式による空きびん収集が始まる
	６月	**容器包装リサイクル法が制定（12 月 15 日施行）**
	▶	**清掃係に美化パトロール班が発足**
	７月	**市内全域で前日配布方式による空きびん収集を開始**
	12 月	**三鷹市リサイクル市民工房を下連雀８丁目に開設**
	▶	「リサイクルデー」を市役所中庭、市公会堂等で実施
平成８年	７月	三鷹台駅前公衆便所を改修（10 月完了）
	９月	「'96 三鷹市環境デー」を市役所中庭、市公会堂等で実施
	10 月	容器包装リサイクル法に関する「分別収集計画」を東京都に提出
	▶	三鷹市リサイクル市民工房にて、除籍図書の無料提供を開始
	11 月	三鷹市リサイクル市民工房にて、フリーマーケットを実施
平成９年	３月	**三鷹市ごみ処理総合施策を改定**
	４月	不燃ごみ収集運搬の一部委託（４地区分を３地区に再編し、３台分を委託）
	▶	集団回収業者助成金を改定。新聞、雑誌２円/kgを新規増設
	▶	し尿（仮設トイレ）１便槽１回につき 5,000 円から 10,000 円に改定
	５月	空きびん・空き缶の回収容器での分別収集を試行
	７月	**可燃ごみの収集を週３回から週２回とし、古紙類からふとんを抜き、毎週水曜日をふとん収集日(有料)とする**（可燃ごみ、資源収集を祝日も実施）
	▶	**空きびんに加え、空き缶を同一のオレンジコンテナでの一括収集とする**（これにより、直営で収集を行ってきたスチール缶の拠点回収も終了）
	９月	「'97 三鷹市環境デー」を市役所中庭、市公会堂等で実施
平成 10 年	１月	可燃ごみの夜間、早朝収集を下連雀三丁目地区で試行的に実施（１/12～３/31、月・木地区、延 23 回、車輌２台）
	２月	公共施設の一部でペットボトルの回収を開始
	３月	ごみ処理場対策検討事務連絡会報告
	４月	不燃ごみ収集運搬の一部を新たに委託する（３地区分３台）※直営分残り２地区
	▶	東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合「日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場」に搬入開始
	▶	集団回収業者助成金を新聞、雑誌でそれぞれ１円増額し、３円/kgに改定
	▶	法改正により、一般廃棄物収集運搬業許可期間が１年から２年へ変更
	９月	「'98 三鷹市環境デー」を市役所中庭、市公会堂等で実施
	▶	可燃ごみ夜間・早朝収集試行実施に関する報告書がまとまる
平成 11 年	３月	「三鷹市リサイクル市民工房」移転のため一時閉館
	４月	**不燃ごみ収集運搬完全委託化（６地区６台）祝日も収集開始**
	▶	**犬・猫死体収集を直営から委託化**
	６月	容器包装リサイクル法に基づく「分別収集計画」策定（平成 12～16 年度）
	８月	三鷹市リサイクル市民工房が深大寺２－16－13 に移転
	▶	新ごみ処理施設建設に向けて、調布市と覚書を締結
	９月	「'99 三鷹市環境デー」を市役所中庭、市公会堂等で実施

	▶	下水道の供用開始に伴い「浄化槽清掃経費軽減措置事業の要綱及び要領」の廃止
	12 月	スプレー缶・カセットボンベ・エアゾール缶・使い捨てライターを「有害ごみ」として不燃ごみの日に分けて収集
平成 12 年	4 月	**「三鷹市環境基本条例」の制定**に伴い「三鷹市民の良好な環境をつくる条例」を廃止
	▶	飼い犬登録事務を環境対策課に移管、スズメバチ駆除事業を緑と公園課に移管
	▶	「三鷹市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例及び条例施行規則」の一部改正
	▶	事業者が事業系一般廃棄物を排出する際に有料ごみ処理袋を使用すること及び空き地の管理等の規定を追加
	▶	組織改正により環境部ごみ対策課を生活環境部ごみ対策課に改める
	9 月	**事業系一般廃棄物を完全有料化**
	▶	「2000　三鷹市環境デー」を市役所中庭、市公会堂等で実施
	10 月	**可燃ごみの夜間・早朝収集を上連雀二丁目、下連雀三丁目地区で本格実施**
	▶	分別収集計画のペットボトル部分を改定
平成 13 年	3 月	新ごみ処理施設整備基本計画素案報告書がまとまる
	4 月	**特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）が施行**～市の粗大ごみ対象品目からテレビ（ブラウン管式）・エアコン・洗濯機・冷蔵庫を除外
	7 月	新ごみ処理施設整備基本計画素案説明会を開催
	11 月	大沢１・４丁目、野崎４丁目でペットボトル・プラスチック類の分別収集をモデル実施
平成 14 年	1 月	新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会発足、素案の検討始まる
	3 月	コンポスト容器斡旋事業を終了
	4 月	家庭用生ごみ処理装置助成対象金額の下限を 5,000 円から 3,000 円に引き下げる
	5 月	三鷹市ごみ処理総合施策改定検討市民会議　発足
	6 月	「分別収集計画」策定（平成 15～19 年度）
	10 月	**粗大ごみポイント制導入・粗大ごみ受付センター開設**
	11 月	ペットボトル・プラスチック類分別収集地区拡大（大沢２・５・６丁目）
平成 15 年	3 月	**武蔵野三鷹地区保健衛生組合が解散**
	4 月	武蔵野三鷹地区保健衛生組合の解散により、第１処理場から**三鷹市環境センターへ名称変更**
	▶	**粗大ごみ収集運搬・受付業務を完全委託化**（１社３台・祝日も収集）し、美化パトロールの充実を図る
	7 月	（新聞１円/kg→０円、段ボール２円/kg→０円）
	9 月	**「三鷹市ごみ処理総合計画 2010」を策定**
	10 月	**資源有効利用促進法に基づきパソコンのリサイクルが開始**され、デスクトップ、パソコン本体、ノート型パソコンを粗大ごみ対象品目から除外する
平成 16 年	3 月	新ごみ処理施設整備基本計画検討委員会より素案報告書の検討結果について答申が出される
	4 月	清掃係がリサイクル係に統合
	▶	集団回収団体の助成金単価を変更（10 円/kg→７円/kg）
	5 月	**5.18.23　三鷹駅南口にて喫煙マナーアップキャンペーンを実施**〔以降、毎年実施〕
	▶	東京たま広域資源循環組合が日の出町谷戸沢処分場開設 20 周年記念イベント　「多摩環境フェスティバル」を開催
	7 月	第１回三鷹市減量・有料化市民会議を開催（計８回開催）
	10 月	二輪車業界の自主的な取組によりバイク(オートバイ・原付自転車)のリサイクルがスタートし、原付自転車(50cc 以下)を粗大ごみ対象品目から除外する
平成 17 年	1 月	**ふれあいサポート事業(ごみ出し支援と安否確認)受付を開始**
	2 月	**ペットボトル、プラスチック類、雑紙の分別収集を開始し、それに伴い市内全域で収集日程が変更になる**
	▶	三鷹市環境センターで ISO14001 を取得
	4 月	三鷹市ごみ減量・有料化市民会議より答申が提出される
	▶	集団回収団体の品目に「雑紙」を追加
	6 月	「分別収集計画」を策定（平成 18～22 年度）

	10 月	**10.24　ごみ減量キャンペーンを三鷹駅南口、三鷹台駅前、井の頭公園駅前、つつじヶ丘駐輪場にて実施**〔以降、毎年実施〕
	11 月	二中で出前授業を実施（5 クラス）
平成 18 年	3 月	新ごみ処理施設整備基本計画を策定
	4 月	東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合から東京たま広域資源循環組合に名称を変更
	5 月	**5.26,30　不法投棄防止キャンペーンを三鷹駅周辺にて実施**〔以降、毎年実施〕
	6 月	**6.3,4　マイバッグキャンペーンを市内スーパー10 か所の店頭にて実施**〔以降、毎年実施〕
	7 月	日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場内において、**エコセメント施設が稼動**
	10 月	ふじみ衛生組合に新施設準備室を設置
	11 月	ふじみ新ごみ処理施設整備市民検討会を設置
平成 19 年	3 月	三中で出前授業を実施（中学二年生 120 人を対象）
	4 月	**集団回収団体の助成金単価を変更（7 円/kg→8 円/kg）**
	▶	三鷹市ごみ減量・リサイクル協力店認定制度実施
	6 月	「分別収集計画」を策定（平成 20～24 年度）
	▶	ごみ処理総合計画改定検討市民会議　発足
平成 20 年	3 月	**「三鷹市ごみ処理総合計画 2015」策定**
	▶	新ごみ処理施設整備実施計画を策定
	7 月～8 月	「一般家庭ごみ有料化に向けた基本的な考え方」について意見を聞く会を 14 回開催
	10 月～11 月	粗大ごみの受付時間を延長し、土曜日も受付を行う。また、インターネット受付（24 時間受付）も併せて実施する
	▶	「一般家庭系ごみ有料化に向けた基本方針（案）」についてパブリックコメントを実施
	▶	「家庭系ごみ有料化に向けた基本方針」策定
	11 月	井の頭、中原、新川 1・4・5 丁目において空きびん空き缶の戸別収集を実施
	12 月	家庭系ごみ有料化に関する条例（平成 21 年 10 月 1 日実施）を市議会にて可決
平成 21 年	4 月	小規模事業者の登録制の開始
	▶	**集団回収団体の助成金単価を変更（8 円/kg→9 円/kg）**
	▶	家電リサイクル法に液晶テレビ・プラズマテレビ、衣類乾燥機が追加。それに伴い市の粗大ごみ対象品目から除外
	10 月	**家庭系ごみ有料化の実施**
平成 22 年	2 月	新ごみ処理施設建設工事請負契約締結
	3 月	新ごみ処理施設運営業務委託契約締結
	6 月	「分別収集計画」を策定（平成 23～27 年度）
	▶	「三鷹市ごみ処理総合計画 2015(改定)」助言者会議を設置
	▶	**ふじみ衛生組合立リサイクルセンターに新しく東棟・北棟の資源化施設完成**
	8 月	新ごみ処理施設建設工事着工
	11 月	野崎 1 丁目、上連雀 6～9 丁目、新川 6 丁目、下連雀 5～9 丁目において空きびん・空き缶の戸別収集を実施
平成 23 年	3 月	「三鷹市ごみ処理総合計画 2015(改定)」提言書の確定
	5 月	東日本大震災ごみ処理支援として仙台市へ職員 3 名派遣
	6 月	一般廃棄物焼却施設における焼却灰中の放射性物質濃度による当面の取扱いが示される（8,000 ベクレル／kg以下の焼却灰は通常処理できる）

	8 月	「三鷹市ごみ処理総合計画 2015(改定)」原案の確定
	10 月	「三鷹市ごみ処理総合計画 2015(改定)」原案のパブリックコメント実施
	11 月	下連雀 1～4 丁目、牟礼において空きびん・空き缶の戸別収集を実施
	12 月	「三鷹市ごみ処理総合計画 2015(改定)」素案の確定
平成 24 年	1 月	「三鷹市ごみ処理総合計画 2015(改定)」素案のパブリックコメント実施
	▶	「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」施行（廃棄物の放射性物質濃度による処理・保管などの基準が示される）
	3 月	**「三鷹市ごみ処理総合計画 2015(改定)」策定**
	10 月	資源物持ち去り行為の禁止を実施
	11 月	水曜日・木曜日地区の空きびん・空き缶の戸別収集を実施（市内全域が戸別収集となる）
	12 月	ふじみ衛生組合可燃ごみ処理施設（クリーンプラザふじみ）で試験焼却開始
平成 25 年	3 月	**三鷹市環境センターの運転を停止**
	4 月	**新焼却施設「クリーンプラザふじみ」（三鷹市と調布市の一部事務組合）が稼働**
	▶	**一般廃棄物処理手数料を変更（35 円/kg→50 円/kg）**
	▶	**粗大ごみ処理券「1500 円」を導入**
	6 月	**「分別収集計画」を策定（平成 26～30 年度）**
平成 26 年	3 月	「みたか 530（ごみゼロ）プロジェクト」（レジ袋の削減によるごみ減量）報告書をごみ減量等推進会議で提出
	5 月	東京たま広域資源循環組合が日の出町谷戸沢処分場開設 30 周年記念式典を開催
	6 月	衛生的な家屋管理等に向けた居住者への支援策等検討プロジェクト・チーム（通称：ごみ屋敷プロジェクト）」の設置
	9 月	**小型家電回収事業を開始（市内 9 箇所の公共施設に回収ボックスを設置）**
平成 27 年	3 月	「衛生的な家屋管理等に向けた居住者への支援策等検討プロジェクト・チーム」にて作成した中間報告書の確定
	8 月	「環境センター跡地利活用検討推進チーム」を設置
平成 28 年	3 月	**「三鷹市ごみ処理総合計画 2022」の策定**
	▶	「衛生的な家屋管理等に向けた居住者への支援策等検討プロジェクト・チーム」にて作成した報告書の確定
	6 月	**「分別収集計画」を策定（平成 29～33 年度）**
	8 月	**ごみ分別アプリを開始**
	10 月	粗大ごみインターネット受付システム改修の実施
	▶	**北野三丁目公衆便所の閉鎖**
平成 29 年-	1 月	堆肥化センター休止
	4 月	**「汚れたプラスチック」を不燃ごみから可燃ごみへ分別変更**
	▶	市民センター内のし尿投入口を廃止し、調布市のし尿投入口へ搬入開始
	5 月	三鷹市環境センターの敷地の一部が東京都から「形質変更時要届出区域」の指定を受ける
	6 月	サステナブル都市政策検討チーム内にフードロス対策推進事業に係るワーキングチームを設置
平成 30 年	2 月	粗大ごみインターネット受付システムの URL を変更
	3 月	三鷹市環境センター敷地のアスファルト被覆工事が完了
	5 月	**三鷹市食べきり運動開始**
	6 月	環境展において国際基督教大学と協働で体験型ブースを運営

	8月	**三鷹市食べきり運動協力店募集開始**
	10月	第2回食品ロス削減全国大会への参加
	12月	水銀回収キャンペーンを実施
平成31年	3月	**旧環境センターの跡地の一部を利活用した三鷹市新川暫定広場がオープン**
	4月	多摩川衛生組合のし尿処理施設へ搬入開始
令和元年	6月	**「第9期市町村分別収集計画」を策定（令和2～6年度）**
	9月	**バイオマスポリエチレンを使用した指定収集袋の導入**
	12月	三鷹駅前南口公衆トイレ洋式化工事が完了
令和2年	1月	**AIチャットボットによるごみ分別案内を運用開始**
	3月	**「三鷹市ごみ処理総合計画2022（第1次改定）」を策定**
	8月	粗大ごみ収集申込件数の増加（新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う外出自粛の影響など）に対応するため、粗大ごみの臨時収集（直営）を開始
	10月	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため減免対象世帯への家庭系ごみ指定収集袋の交付を郵送で対応
	▶	公益財団法人流通経済研究所と「三鷹市食品ロス削減、食品リサイクル推進事業等の共同研究に関する協定書」を締結し、家庭での食品ロスの発生実態、発生要因及び食品ロス削減に関する意識・行動調査を実施
令和3年	10月	**粗大ごみの処理手数料（収集1回1,000円から）を品目ごとに料金を設定し、最低料金200円から排出できるように変更（粗大ごみ処理券1,000円券、1,500円券を廃止し、200円券を導入）**
令和4年	3月	市民センター内（旧第二体育館跡地）のし尿投入施設整備工事が完了・試運転開始、**多摩川衛生組合のし尿処理施設への搬入終了**
	4月	**し尿投入施設稼働**
	6月	**「第10期市町村分別収集計画」を策定（令和5～9年度）**
令和5年	3月	ふじみ衛生組合「リサイクルセンター整備基本計画」を策定
	8月	ふじみ衛生組合「リサイクルセンター整備実施計画」を策定
令和6年	3月	**「三鷹市災害廃棄物処理計画」を策定**
	5月	ふじみ衛生組合リサイクルセンター整備事業開始（※整備工事に伴い8月プラスチック類・10月ペットボトルの熱回収開始。令和6～10年度を予定）
	9月	ペットボトルの一部を再生業者に引き渡し、新たなペットボトル容器に再生するB to B（水平リサイクル）を開始
	10月	リチウムイオン電池及びリチウムイオン電池が取り外せない小型家電（リチウムイオン電池等内蔵製品）を有害ごみの品目に追加
令和7年	3月	「三鷹市ごみ処理総合計画2027」を策定
	4月	市内2か所にて、使用済園芸土の拠点回収リサイクルを開始
	6月	**「第11期市町村分別収集計画」を策定（令和8～12年度）**
	▶	一般社団法人テキスタイルサーキュラーネットワーク（TC-Net）と協定を結び、古着の水平リサイクル推進に向けた実証実験を開始（令和10年3月31日まで）
令和8年	3月	三鷹ごみナビ（AIごみ分別ナビゲーター）を導入